

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月28日
【事業年度】	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
【発行者の名称】	予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm） (International Finance Facility for Immunisation Company)
【代表者の役職氏名】	予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）の財 務マネージャーとしての国際復興開発銀行
【事務連絡者氏名】	弁護士 月岡 崇
【住所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当なし

注 (1) 別段の記載のない限り、本書中の「南アフリカ・ランド」および「南ア・ランド」は南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを、「ユーロ」、「EUR」および「€」は欧州連合の一部加盟国が採択した欧州単一通貨を、「米ドル」、「U.S.\$」および「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを、「SEK」、「クローナ」および「スウェーデン・クローナ」はスウェーデンの法定通貨であるスウェーデン・クローナを、「英国ポンド」、「£」および「GBP」は英国の法定通貨である英国ポンドを、「NOK」および「ノルウェー・クローネ」はノルウェー王国の法定通貨であるノルウェー・クローネを、「豪ドル」および「AUD」はオーストラリア連邦の法定通貨であるオーストラリアドルを、「ニュージーランド・ドル」はニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルを、「トルコ・リラ」はトルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラを、「カナダ・ドル」および「CAD」はカナダの法定通貨であるカナダ・ドルを、「ブラジル・レアル」および「レアル」はブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを、「円」および「日本円」は日本国の法定通貨である日本円を指す。2026年9月25日現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の（i）南ア・ランドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1南ア・ランド＝11.16円、（ii）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ＝182.06円、（iii）米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル＝159.78円、（iv）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ＝16.40円、（v）英国ポンドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1英国ポンド＝213.80円、（vi）ノルウェー・クローネの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ノルウェー・クローネ＝16.98円、（vii）豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1豪ドル＝113.34円、（viii）ニュージーランド・ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ニュージーランド・ドル＝91.85円、（ix）トルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売相場は、1トルコ・リラ＝3.85円、（x）カナダ・ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1カナダ・ドル＝113.83円、（xi）スイス・フランの日本円に対する対顧客電信売相場は、1スイス・フラン＝192.55円であった。また、2026年9月24日（サンパウロ時間）のブラジル中央銀行のウェブサイト（<https://www.bcb.gov.br/en>）における円/レアル・レートの逆数（小数第三位を四捨五入）（1レアル当たりの円の仲値の数値）は、1ブラジル・レアル＝30.68円であった。

注 (2) 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

注 (3) 本書中の「IFFIm」または「発行者」は、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）を指す。

第1【募集（売出）債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末 の未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名
予防接種のための国際 金融ファシリティ (IFFIm)2027年6月29日 満期南アフリカ・ラン ド建ディスカウント債 券	2012年6月	520,000,000 南アフリカ・ランド	0	520,000,000 南アフリカ・ランド	ルクセンブルク 証券取引所

* 当事業年度中における当該各債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第3【発行者の概況】

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「加盟日」とは、金融枠組み協定の別紙1に定められている意味を有する。

「追加寄付者」とは、金融枠組み協定の第17条に従って、金融枠組み協定に基づく当初寄付者と元よりされている者同様、加盟日以降生じるすべての権能、権利、権限、責任および義務を与えられた者をいう。

「代理人契約」とは、2006年11月3日付の代理人契約（2007年12月17日付の第1回追補代理人契約および2015年8月19日付の第2回追補代理人契約による補足ならびにその後の修正または補足を含む。）をいい、IFFIm、トラスティー、当初の主支払および名義書換代理人としてのシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店ならびにかかる契約書の中で指定されているその他の代理人との間で締結されている。

「適用ある格付機関」とは、フィッチ、ムーディーズおよびS&Pをいう。

「承認プログラム」とは、Gaviが、Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請に基づいて申請し、IFFImが、手続覚書および金融枠組み協定に規定されている手続（かかる手続は、随時修正される。）に従って承認するすべてのプログラムをいう。

「アレンジャー」とは、本プログラムのアレンジャーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルをいい、アレンジャーという用語には、本プログラムに基づくディーラー契約に従って指名された追加または代替のアレンジャーを含み、当該ディーラー契約に従って指名が終了したアレンジャーを除く。

「内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

「英国会社法」とは、1985年英国会社法（2006年英国会社法による改正およびその後の改正を含む。）をいう。

「ディーラー契約」とは、IFFImおよびアレンジャー間の2006年11月3日付のディーラー契約（2025年8月29日付の第9回追補ディーラー契約による最新の補足およびその後の修正または補足を含む。）をいう。

「譲渡契約」とは、GAVIファンド・アフィリエイト（または、2013年2月8日以降に締結される場合はGavi）およびIFFIm間の捺印証書で、これに従ってGAVIファンド・アフィリエイト（またはGavi（場合による。））が1つ以上の寄付金協定に基づくその権利、権限、利益、利権および義務（これに基づく寄付金支払に関するものを含む。）をIFFImに譲渡した（または譲渡することとなる（場合による。））ものをいう。

「更改契約」とは、2009年12月17日に、とりわけGavi、GAVIファンド・アフィリエイト、IFFImおよび世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「デリバティブ取引」とは、通貨、金利、ベシス・リスク、ならびにIFFImリスク管理戦略に記載される現在および将来の資産および/または負債に関するその他のエクスポージャーを回避する目的で（財務マネージャーによる助言を考慮した）IFFImが締結するデリバティブ取引をいう。

「資金供与要請」とは、実質的に金融枠組み協定の別紙4に規定されているフォームに従い作成された、承認プログラムに関してIFFImによる資金供与を要請する、GaviからIFFImに対して行われる正式に記入された資金供与要請をいう。

「適格国」とは、1人当たりの国民総所得が、随時更新されるGaviアライアンス適格国方針に規定される最低水準以下の国をいう。

「金融枠組み協定」とは、とりわけ寄付者、発行者、Gaviおよび財務マネージャー間で締結され、追加寄付者が随時加盟する、更改契約および第2回更改契約に従い修正および書換えられる

2006年9月28日付の予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）に関連する金融枠組み協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「フィッチ」とは、フィッチレーティングスリミテッドまたはフィッチレーティングスリミテッドの格付機関業務のあらゆる承継者をいう。

「Gavi」または「Gaviアライアンス」とは、スイスル・グラン・サコネ1218 シュマン・ドゥ・ポミエ40 グローバル・ヘルス・キャンパス（Global Health Campus, Chemin du Pommier 40, 1218 Le Grand-Saconnex, Switzerland）に登録住所を有するスイス法に基づき財団として組織された慈善事業体（連邦番号CH-660-1699006-1）をいう。

「Gaviアライアンス適格国方針」とは、適格国の財務上の適格基準に関するその時々におけるGaviアライアンスの一般的な方針をいう。

「Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書（随時修正される。）に規定されているフォームに従い作成された、GaviがIFFImに宛てた申請をいう。

「Gavi理事会」とは、Gaviの定款および付属定款に基づき随時構成されるGaviアライアンスの最高意思決定機関をいう。

「大券」とは、仮大券および恒久大券をいう。

「寄付金協定」とは、各寄付者に関して、当該寄付者がGAVIファンド・アフィリエイト（または、2013年2月8日以降に締結される寄付金協定については、Gavi）と締結した寄付金協定をいう。

「寄付金支払管理協定」とは、寄付者の寄付金協定に関連する支払金の支払手続、口座情報の詳細に加えて、その他の管理およびロジスティクス上の情報を定める寄付者、IFFImおよび財務マネージャー間で締結される協定をいう。

「寄付金支払額」とは、各寄付金支払日および寄付者に関して、寄付金支払日程に規定されている日に、寄付者の寄付金協定に従って支払われるべき寄付金支払の金額をいう。

「寄付金の支払条件」とは、各寄付金協定の第2.2条（支払の条件）に規定されている支払に関する条件をいう。

「寄付金支払日」とは、寄付金協定に従い、寄付者の寄付金支払に関して、各寄付金支払日程に規定されている寄付金支払の支払期限が到来する日をいう。

「寄付金支払関連日」とは、寄付金支払に関して、当該寄付金支払のための寄付金支払日の25世銀営業日前に当たる日をいう。

「寄付金支払日程」とは、寄付者に関して、各寄付金支払の額およびかかる寄付金支払の寄付金支払日を明記した寄付金協定に添付されている日程をいう。

「寄付金支払」とは、各寄付者に関して、寄付者が寄付金協定の別紙1に規定される金額について受益者（寄付金協定に定義される。）のために引き受ける支払をいう。

「寄付者」とは、当初寄付者および追加寄付者の各々、またはそのいずれかをいう。

「世銀」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）をいう。

「世銀営業日」とは、世銀が一般業務のために営業している日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「IFFIm」とは、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）をいい、登録番号5857343および慈善団体としての登録番号1115413を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された会社であり、英国 SK7 2DH イングランド チェシャー ストックポート ブラムホール メープルロード1 カーペンターコート（Carpenter Court 1 Maple Road, Bramhall, Stockport, Cheshire, England, SK7 2DH, United Kingdom）に登録住所を有する。

「IFFIm口座」とは、財務マネージャーが、財務管理契約に従ってIFFImの名義で管理している口座またはかかる財務管理契約に従って別の銀行に開設および維持されているその他の代替口座をいう。

「IFFIm利用可能総資金」とは、いずれかの関連資金調達期間に関して、当該関連資金調達期間の間に金融枠組み協定の第6条に従って財務マネージャーが決定するIFFImの資金調達要件を満たすためにIFFImが利用可能な資金の総額をいう。

「IFFImの利札」とは、IFFImの債券に関する利札をいう。

「IFFImによる資金供与」とは、IFFImが、承認プログラムに関して、Gaviに供与する資金をいう。

「IFFImの資金調達要件」とは、金融枠組み協定の第6.3条に定められている意味を有する。

「IFFIm財務文書」とは、プロスペクトス、債券信託証書、IFFImの債券（大券によって表章される各IFFImの債券を含む。）、代理人契約、ディーラー契約、あらゆる債券発行契約、デリバティブ取引に関して、IFFImがあらゆる契約相手と締結したすべての契約および各ローン協定のそれぞれをいう。

「IFFImギアリング・レシオ・リミット」とは、その時々において、IFFImの純金融債務（IFFImの債券、ローンならびにIFFImの債券およびローンをヘッジするために締結されるデリバティブ取引に関する債務を含む。）から現金および流動資産を控除した金額の最高額の上限（財務マネージャーの助言を考慮し、かつIFFImの理事会で合意される。）を、IFFImの金融資産の純現在価値に占める割合で表したものをいい、寄付者から支払われる予定の寄付金支払（IFFImに譲渡済み。）の純現在価値および寄付金支払をヘッジするために締結されたデリバティブ取引の純現在価値が考慮されている。

「IFFImによる予備的資金調達確認書」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、IFFImからの通知をいう。

「IFFImの債券」とは、本プログラムに基づき発行される債券（発行後の債券も含む。）をいう。

「IFFImプログラム・キャパシティー」とは、金融枠組み協定の第5.4条に定められている意味を有する。

「IFFIm必要資金」とは、金融枠組み協定の第6.5条に定められている意味を有する。

「IFFImリスク管理戦略」とは、財務管理契約の第6章に従い、IFFImおよび財務マネージャー間で合意するIFFImのその時々において最新のリスク管理戦略をいう。

「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

「IMF金融債務」とは、ローン契約または特定国がIMFと締結した類似の取り決めに従い、IMFに支払うべき元利金の支払を行うための当該特定国のあらゆる義務をいう。

「借入金債務」とは、(i)ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャースtock、転換債券もしくはその他の有価証券、(ii)借入金、または(iii)引受もしくは引受条件付信用に基づく、もしくはこれに関する負債のための、またはそれらに関する債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額のいずれであるかを問わない。）をいう。

「当初寄付者」とは、2006年9月28日付の金融枠組み協定の1頁目にその名前が表示される寄付者をいう。

「IRC」とは、独立審査委員会をいう。

「貸付人」とは、ローン協定に定められている意味を有する。

「ローン協定」とは、金融枠組み協定において想定されている関連貸付者とIFFIm間のローン・ファシリティ協定をいう。

「ローン・ファシリティ」とは、ローン協定に基づいて利用可能なローン・ファシリティをいう。

「ローン」とは、ローン・ファシリティに基づいて行われるローンをいう。

「大多数寄付者」とは、財務マネージャーが（いずれかの当事者より要請を受けてから、合理的に実施可能な限り速やかに）、(i)当初寄付者については、各寄付金協定の発効日現在および(ii)追加寄付者については、追加寄付者が、金融枠組み協定の第17条に従って当事者となる日現在の米ドル相当額における各寄付者の寄付金支払の総額（支払済およびこれから支払われる寄付

金を含む。)に基づいて計算する寄付金支払合計(支払済およびこれから支払われる寄付金を含む。)の4分の3に相当する寄付者の過半数をいう。

「定款」とは、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている会社の基本定款および付属定款をいう。

「ムーディーズ」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付機関業務のあらゆる承継者をいう。

「多国籍開発銀行」とは、加盟者が主権を有する政府である国際条約により設立された国際金融機関をいう。

「非特定国向けプログラムへの資金提供申請」とは、手続覚書の第2部第2条に定められている意味を有する。

「債券発行契約」とは、債券信託証書、またはIFFImがIFFImの債券を発行する当事者であるその他の契約をいう。

「IFFImの債券所持人」とは、IFFImの債券の所有者、ならびに文脈によっては無記名式のIFFImの債券および関連ある受領証の所有者または記名式のIFFImの債券に名前が登録されている者(場合による。)をいい、(IFFImの債券またはIFFImの利札にかかる)「所持人」とは、IFFImの債券、無記名式のIFFImの債券もしくはIFFImの利札の所有者または記名式のIFFImの債券に名前が登録されている者(場合による。)をいう。

「債券信託証書」とは、2006年11月3日付(2007年12月17日付の第1回追補債券信託証書、2008年8月4日付の第2回追補債券信託証書、2012年8月28日付の第3回追補債券信託証書、2017年8月17日付の第4回追補債券信託証書、2018年8月31日付の第5回追補債券信託証書、2019年8月30日付の第6回追補債券信託証書、2023年8月31日付の第7回追補債券信託証書および2024年8月30日付の第8回追補債券信託証書による補足ならびにその後の修正または補足を含む。)の信託証書をいい、IFFImとIFFImの債券所持人の受託者としてのトラスティ(この表現は、その時々においてかかる証書の受託者であるすべての者を含むものとする。)の間で締結されている。

「Gaviアライアンスプログラム承認通知および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、GaviがIFFImに宛てた通知をいう。

「その他債務証券」とは、IFFImにより規定されたまたは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券をいう。

「未償還」とは、発行されたすべてのIFFImの債券のうち、(a)プライシング・サプルメントにより補完されるプロスペクトスにおける「債券の要項」(以下「要項」という。)に従って償還されたIFFImの債券、(b)償還期日が到来しており、その償還資金(当該償還期日までのIFFImの債券のすべての経過利息および当該償還期日後に支払われるべき利息を含む。)が債券信託証書に規定するトラスティまたは主支払代理人に適式に支払われており、また、当該償還資金がIFFImの債券および/またはIFFImの利札(場合による。)の呈示および提出と引換に支払われうるIFFImの債券、(c)無効となり、またはIFFImの債券に関する請求が時効となったIFFImの債券、(d)要項の規定により買入消却されたIFFImの債券、(e)代替債券との交換のために提出された汚損または毀損した無記名式のIFFImの債券、(f)紛失、盗難または滅失したとされ、IFFImの債券に関して代替債券が発行された無記名式のIFFImの債券(未償還のIFFImの債券の数を決定するためだけのもので、その他の目的上IFFImの債券の地位に影響を与えることはない。)、ならびに(g)恒久大券に交換される部分の仮大券および1つ以上の確定様式のIFFImの債券と交換される大券のうち、いずれの場合もかかる大券の規定に従って交換された部分のIFFImの債券を除く債券をいう。ただし、(1)債権者集会に出席し議決権を行使する権利を確定すること、(2)要項の第10条、第11条および第12条、ならびに債券信託証書の別紙3の目的において、未償還のIFFImの債券の数を決定すること、ならびに(3)トラスティがIFFImの債券所持人の利益に関して、またそれを基準に、明示または黙示を問わず、行使することが要求されている裁量、権限、権能を行使することを目的とする場合、実質的に発行者によりまたは発行者のために保有され、消却されていないIFFImの債券は(同条件で保有されている限り)未償還であるとはみなされない。IFFImの債券にかかる「未償還」は上記に従い解釈される。

「恒久大券」とは、無記名式恒久大券をいう。

「プライシング・サプルメント」とは、本プログラムに基づきIFFImの債券の発行に関連して作成されたまたは作成される予定のプライシング・サプルメントをいう。

「手続覚書」とは、（とりわけ）適格国向けプログラムへの資金提供申請および非特定国向けプログラムへの資金提供申請の承認に関する運営手続およびガイドラインならびに継続プログラム監視手続を規定している金融枠組み協定の別紙に含まれる手続覚書をいい、かかる文書は、随時、金融枠組み協定の第26.2条に従い変更することができる。

「本プログラム」とは、プロスペクタスに記載されているグローバル債券発行プログラムをいう。

「プロスペクタス」とは、本プログラムに関する2026年9月10日付の簡略基本目論見書（その時々による修正または補足を含む。）をいう。

「長期遅延」とは、特定国によるあらゆるIMF金融債務の不履行をいい、かかる不履行が、IMF金融債務の対象である関連金額の当初の支払期日から6暦月またはそれ以上継続している場合である。

「減額幅」とは、いずれかの寄付金支払日における寄付金支払に関して、財務マネージャーが、減額幅算式に従って決定した関連ある各特定国に関する金額をいう。

「減額幅算式」とは、各寄付金協定の別紙3に規定される算式をいう。

「参照ポートフォリオ」とは、各寄付金協定の別紙2に規定される特定国からなるポートフォリオをいう。かかる別紙は、金融枠組み協定の第26.5条に従い随時更新される。

「関連事項」とは、金融枠組み協定の第14.1条に定められている意味を有する。

「関連資金調達期間」とは、各暦四半期をいう。ただし、最初の関連資金調達期間は、財務マネージャーおよびIFFImにより合意された期間とする。

「リスク管理バッファ」とは、IFFImおよび世銀間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される予定の割合をいう。

「ルクセンブルク証券取引所の規則および規制」とは、ルクセンブルク証券取引所の規則および規制をいう。

「S&P」とは、S&Pグローバル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズまたはS&Pの格付機関業務の承継者をいう。

「第2回更改契約」とは、2013年2月8日に、とりわけ寄付者、Gavi、GAVIファンド・アフィリエイト、IFFImおよび世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「特定国」とは、各寄付金協定の別紙2に規定されている参照ポートフォリオの一部を構成するいずれかの国をいう。かかる別紙は、金融枠組み協定の第26.5条に従い、特定国からの脱退、特定国の合併、または特定国の状況におけるその他の関連ある変更を考慮して、随時更新される。ただし、あらゆる承継国もまたIMFの加盟国であるものとする。

「仮大券」とは、無記名式仮大券をいう。

「GAVIファンド・アフィリエイト」とは、英国 ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3階（The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS, United Kingdom）に登録住所を有していた、登録番号5830438および慈善団体番号1115297を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された法人をいう。

「取引文書」とは、金融枠組み協定、プロスペクタス、各ローン協定、債券信託証書、IFFImの債券、各譲渡契約、代理人契約、ディーラー契約、デリバティブ取引に関してIFFImが相手方と締結した協定、あらゆる債券発行契約、各寄付金協定、各寄付金支払管理協定、財務管理契約、および財務マネージャーが指定するその他の文書、またはそのいずれかをいう。

「財務管理契約」とは、財務マネージャーおよびIFFIm間で締結された財務管理サービスの提供に関する2006年9月29日付の契約（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「財務管理サービス」とは、財務管理契約において定められる意味を有する。

「財務マネージャー」とは、財務管理契約の規定により財務マネージャーの職務を担う世銀、または財務管理契約の規定に従って随時任命される、財務管理契約に基づき財務管理サービスを遂行する能力を有し、世銀と同等の格付を有する承継または代替の多国籍開発銀行をいう。

「トラスティー」とは、シティコープ・トラスティー・カンパニー・リミテッドをいう。

「米国財務省規則」とは、内国歳入法に基づいて米国財務省が公布する規則（随時改正される。）をいう。

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

1) 設立の目的および根拠、法的地位および特権等の概要、設立年月日ならびに沿革

IFFIm

IFFImは、2006年6月26日に英国会社法に基づき、International Finance Facility for Immunisation Company（予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm））の名称で、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。IFFImの唯一のメンバーは、Gaviである。

IFFImの主要な活動は、(i)本プログラムに基づく債券の発行者として行為することおよび(ii)IFFImが当事者である取引文書を締結し、各取引文書に従って義務を履行することである。

IFFImは、基本定款第3条に明記されているとおり、特定のサービスまたは施設を提供することにより、GAVIファンド・アフィリエイトならびに地域全体または地域における重要な地区に恩恵をもたらす目的で設立され、また、私的分配のために利益を得ることが規約により許可されていないその他の慈善団体および独立組織の資金の効果的利用を促進することを目的とする。いずれの場合も、公共の利益のため、発展途上国における病気からの解放ならびに人々の健康状態の改善、保護および維持を目的としてGaviにより支援されているか、または関連しており、これにより、かかる慈善団体および組織（GAVIファンド・アフィリエイトを含む。）の資金調達を支援することができる。

IFFImは、登録番号5857343で英国会社登記所に登録しており、また、登録番号1115413で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録している。

IFFImの登録事務所所在地は、SK7 2DH イングランド チェシャー ストックポート ブラムホール メープルロード1 カーペンターコート（Carpenter Court 1 Maple Road, Bramhall, Stockport, Cheshire, England, SK7 2DH）であり、電話番号は、+41 22 909 6680である。

欧州議会・欧州理事会規則（EU）No.575/2013の第117条(2)(m)に従って、IFFImのエクスポージャーは、欧州連合における信用機関により、0%のリスク・ウェイトが付与されるものとする。投資家は、投資判断を下す前に特定の管轄区域で助言を求め、かかるリスク・ウェイトに関する見解を明確にすべきである。

序文

IFFImは、英国チャリティ委員会に登録している慈善団体として設立された多国間開発機構である。IFFImの主要目的は、世界の最貧国の一部にGaviの予防接種プログラムおよび/または

ワクチン確保プログラムのための資金提供をすることであり、これはスイスに設立された非営利財団であるGaviに資金を提供することにより行われる。

フランス共和国、イタリア共和国、ノルウェー王国、南アフリカ共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、英国、オランダ王国およびオーストラリア連邦の9カ国の政府は、当初、最長20年間にわたり、英国チャリティ委員会に慈善団体として登録しているGAVIファンド・アフィリエイトに対して計画的な寄付金支払を行うことを公約していた。GAVIファンド・アフィリエイトは、IFFImが、GAVIファンド・アフィリエイトが提示する予防接種および/またはワクチン確保の承認プログラムを評価することならびにプログラムが承認された場合にはかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことに合意したことを考慮して、これらの寄付金支払を受領する権利をIFFImに直ちに譲渡した。IFFImは、譲渡された寄付金支払から生ずる利益を、とりわけ、本プログラムに基づいてIFFImが発行するIFFImの債券の元利金を支払う目的に使用する。2013年2月8日に、とりわけ寄付者、IFFIm、Gavi、GAVIファンド・アフィリエイトおよび財務マネージャー間で締結された更改修正および書換済み契約（以下「第2回更改契約」という。）に従い、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

IFFImの対象適格国と連携することにより、Gaviは、今後も予防接種、関連保健システム強化および/またはワクチン確保に関するプログラム（プログラムの中にはIFFImによる資金提供が適切なものもありうる。）を特定し、承認する。さらにGaviは、予防接種の目的やニーズに対応するため、ワクチン備蓄等の適格国以外のプログラムを引き続き特定する。GaviはかかるプログラムをIFFImに提示し、それを受けて、IFFImは、十分な財政資源の有無ならびにIFFImの資金調達および流動性政策を含めて、かかるプログラムがIFFImによる資金提供に適しているかどうかを考慮した上で、その時々によって本プログラムに基づいてIFFImの債券を発行し、資金をGaviに供与する。下記に詳細に定義され述べられている金融枠組み協定およびIFFImが当事者であるその他の契約により、IFFImは、IFFImにより規定されたもしくは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券の発行（以下「その他債務証券」という。）、および/またはIFFImと貸付人間で随時締結されるローン契約により利用可能なローン・ファシリティに基づく資本調達を行うことができる。金融枠組み協定は、IFFImによる借入またはその他債務証券の発行に関する一定の制限を含む。当該制限の中には、いかなる当該借入またはその他債務証券に関する条件も、IFFImの資金戦略を遵守している旨をIFFImの財務マネージャーにより承認されなければならないという条件が含まれる。

Gaviは、金融枠組み協定の条項に従って、IFFImから受領した資金を、Gaviおよび（2013年2月8日より前に承認されたプログラムについては）GAVIファンド・アフィリエイトが事前に承認済みの予防接種、関連保健システム強化またはワクチン確保プログラムを支援するために供与する。

IFFImは理事会によって運営されている。IFFImは主要な活動を2つの組織に委託している。Gaviがすべての管理補助業務を提供し、世界銀行として知られている世銀が、IFFImの財務マネージャーとしての立場において、すべての財務業務を提供する。

IFFImの背景

寄付者（以下に記載される。）は、2000年国連総会において合意された国連ミレニアム開発目標を達成することを公約している。2002年モンテレーで開かれた国連開発資金会議において、寄付者としての各国政府の多くは、政府開発援助（以下「ODA」という。）を拡大することおよび援助のために更なる資金を調達するためのメカニズムを検討することを公約した。当初寄付者等は、ODAの拡大および新しい金融メカニズムを施行することによって、ミレニアム

開発目標の達成に貢献するという公約を2005年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・レビュー・サミットにおいて再確認した。

4番目のミレニアム開発目標（以下「MDG4」という。）は、2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2引き下げることであった。ミレニアム開発目標は、2015年9月にニューヨークで開催された国連の持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標により引き継がれた。第3回持続可能な開発目標（以下「SDG3」という。）は、健康的な生活を確保し、すべての年齢層の人々の健康を促進することである。貧しい国々で生活する5歳未満児に提供している予防接種および関連保健システム強化プログラムは、SDG3の達成に大きく貢献することができる。Gaviは2000年以来、貧しい国々においてワクチンを普及させることにより、子供たちの命を救い、そして人々の健康を守るために活動してきた。2004年には、IFFImという新組織の設立が提案された。この提案は、政府各国から長期にわたり受領する寄付金を活用することにより、Gaviの予防接種および/またはワクチン確保プログラムを支援および強化するために資金提供をする目的で行われた。Gaviは、IFFImが国際資本市場において調達した資金の主たる受領者になることを目的としている。

当初寄付者は、それぞれ寄付金協定を締結し、かかる契約に従って、GAVIファンド・アフィリエイトに対して合意された予定に基づいて寄付金支払を行うことを公約した。GAVIファンド・アフィリエイトは、かかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該契約に基づいて公約された各寄付金支払を受領する権利を含む。）を、IFFImに譲渡した。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、随時、直接Gaviと寄付金協定を締結することになる。その後、Gaviは、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

IFFImは、Gaviによる2億7,800万人以上の新たな子供への定期予防接種を促進し、Gaviによる総数13億人の予防接種に貢献することで、世界規模の保健に変革をもたらしてきた。かかる子供の12%以上に当たる1億5,900万人は、IFFImが数年後に支払われる寄付国による誓約金を前倒しすることができたため、予防接種を受けた。この前倒しされた資金調達の仕組みは、寄付国からの実際の支払いよりもかなり前にGaviに重要な支援を提供し、予防接種へのタイムリーな取り組みを確保し、Gaviの救命効果を加速させた。

2026年において、Gaviアライアンスのプログラムを通じた支援を申請する資格のある国は56カ国であり、そのうち7カ国は早期移行段階にあり、今なお適格性および移行方針の2018年改正に従い申請する資格がある。IFFImの資金は、非特定国向けプログラム（これに関しては、下記を参照。）および国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国であるが、長期遅延（本有価証券報告書において定義される。）に陥っていないGaviアライアンス適格国の特定国向けプログラムに利用することができる。Gaviアライアンス適格国1カ国およびGaviによる支援から卒業した国1カ国（キューバおよび朝鮮民主主義人民共和国）については、IMF加盟国ではない。また、IFFImの参照ポートフォリオの一部を構成していないGaviアライアンス適格国が1カ国ある。結果として、かかる3カ国はIFFImの資金から恩恵を受けることはない。現在長期遅延に陥っているGaviアライアンス適格国は存在しない。かかる長期遅延状態の影響に関する議論については、下記「寄付金支払の条件設定」を参照されたい。

2) 日本との関係

IFFImの設立に関して、日本との関係はない。

(2) 【資本構成】

IFFImは株式資本を有さないで設立された。IFFImの財政基盤は、取消不可で法的に拘束力を有する寄付者からの寄付金で構成されている（下記「(4) 業務の概況」に含まれる「寄付金協定」、「寄付金協定の概要」および「寄付金支払」を参照されたい。）。

(3) 【組織】**IFFImの運営**

本有価証券報告書の提出日現在、IFFImには、7名の理事会構成員（慈善団体の理事会も構成する。）がいる。理事およびIFFIm外部における各理事の主要な活動は以下のとおりである。

名前	役職	その他の主要な活動
ジョージナ・ベイカー	理事会会長	ボストン コンサルティング グループの上級顧問、カルバート・インパクト・キャピタルの取締役会会長、PACドヴェリエの取締役
ケネス・レイ	理事	ロック・クリーク・グループのシニア・マネージング・ディレクター、世界銀行の元トレジャラー
ジェフリー・ディール	理事	CGCの最高執行責任者兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー、米国環境保護庁環境金融諮問委員会（委員）、ロードアイランド州ニューポート市 橋梁再配置に関する臨時不動産諮問委員会（委員）、ストラテジック・ソブリン・アドバイザーズLLCの前マネージング・パートナー、HSBC米国公共部門前副会長
エイラ・クレイヴィ	理事	フィンヴェラ取締役、フィンヴェラのリスク委員会委員長、国際資本市場協会（ICMA）理事、独立系サステナブルファイナンス専門家・アドバイザー、欧州投資銀行（EIB）元理事兼チーフ・サステナブル・ファイナンス・アドバイザー
ハサトウ・ディオプ・ンセレ	理事	アフリカ開発銀行グループのトレジャラー、財務担当バイス・プレジデント兼最高財務責任者、アフリカ開発銀行グループの元資金調達部長
レイチェル・ターナー	理事	英国外務・英連邦・開発省（以下「FCDO」という。）元局長、英国国際開発省およびFCDO前上級幹部
イングリッド・ヴァン・ウィー	理事	アフリカ金融公社の非執行理事、アジア開発銀行の財務およびリスク管理部門担当の元バイス・プレジデント、ドイツ投資開発会社の元シニア・ディレクター

IFFImの唯一のメンバーであるGaviは現在、IFFImの付属定款に基づいて通常決議をもって理事を任命する権限を有する。IFFImの理事は、一時的欠員を補充するために理事を任命することができ、任命されたいずれの理事も付属定款に規定されている関連手続を用いて解任されるまで在職するものとする。

IFFImの付属定款は、理事が英国会社法のいずれかの条項に基づいて辞職する場合、病気または怪我により理事が就労不能な場合および理事が通知により辞意を表明した場合（ただし、かかる辞職が有効となる日の後、少なくとも3名の理事が在籍していること。）を含む（ただしこれらに限定されない。）、特定の状況における理事の辞職に関する規定を含む。IFFImの付属定款には、新たな理事の任命および在職理事の退職に関する規定も含まれている。

理事が在職中または辞職後1年以内に、万が一IFFImが清算する場合には、理事が辞職する前に契約されたIFFImの負債および債務ならびにIFFImの解散に必要な費用、経費および手数料の支払に関して、また、要求された場合に理事間における拠出者の権利を調整することに関して（かかる金額は10英国ポンドを超過しない。）、IFFImの資産に拠出することをIFFImの唯一のメンバーは誓約しており、また、各理事においても誓約することを義務づけられるだろう。

各理事の事務所住所は、IFFImの登録事務所と同じである。

(4) 【業務の概況】**その他の関係者に関する記述****寄付者**

フランス共和国（別個の寄付金協定に基づいてフランス開発庁および経済産業雇用省を通じて行為する）、イタリア共和国（経済財政省を通じて行為する）、ノルウェー王国（外務省を通じて行為する）、南アフリカ共和国、スペイン王国（外務省を通じて行為する）の各政府、スウェーデン王国、英国に関しては英国女王陛下の大臣（英国国際開発省を通じて行為する）、オランダ王国（開発協力大臣により代表される）およびオーストラリア連邦（外務貿易省およびオーストラリア国際開発庁により代表される）はそれぞれ、当初、GAVIファンド・アフィリエイトと寄付金協定を締結した。2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。2013年2月8日以来、(i) IFFImに追加寄付を行っている既存の寄付者は、（該当する場合、同一またはその他の適切な省庁もしくは政府機関を通じて）Gaviと寄付金協定を締結したが、かかる寄付はその後、IFFImに対して譲渡されており、(ii) ブラジル連邦共和国はGaviと寄付金協定を締結し、また、(iii) カナダ国王陛下は、外務貿易開発省を通じて行為する国際開発大臣が代理して、Gaviと寄付金協定を締結した。将来の追加寄付者は、金融枠組み協定に同意し、Gaviと寄付金協定を締結することができる。かかる寄付金協定は、一旦IFFImに譲渡されると、IFFImへの更なる資金源を提供することになる。

金融枠組み協定の各当事者が受諾できることを条件に、寄付者ではない国は、とりわけ、(i) 合理的に行為する財務マネージャーが承認した条件に基づく寄付金協定の締結、(ii) 加盟文書への署名、ならびに(iii) 法律意見書およびIFFImが要求する文書による先行条件の提出が完了した場合に、あたかも初めから当初寄付者として指名されているかのように、金融枠組み協定に基づき、権限、権利、権能、義務および債務のすべてを付与された追加寄付者（適用ある場合に、適切な省庁または政府機関を通じて行為する）となることができるものとする。

Gavi

Gaviは、IFFImが資金提供する予防接種、保健システム強化および/またはワクチン確保プログラムに関連した運営活動に対して責任を負う。Gaviは、2000年に、発展途上国の予防接種率の低下に対応し、かかる低下と戦うために設立された。

Gaviの使命は、貧困国において予防接種の機会を増やすことにより、子供たちの命を救い、健康を守ることである。2000年から2025年12月31日までの期間中、Gaviは、世界73カ国超の最貧国に対してGaviの中核プログラムに関する約260億米ドルの資金供与を行った。さらに、COVAXファシリティは、2020年の開始時から2023年12月31日までに、新型コロナウイルス感染症ワクチンに関するワクチン製造業者および調達エージェントに対して前払金として約69億米ドルを支払った。COVAXのワクチン事前買取制度の適格経済国は、COVAXのワクチン事前買取制度が支援するCOVAXファシリティへの参加資格を有する低・中所得国92カ国であった。COVAXはこれらの国々に対して新型コロナウイルス感染症ワクチン約20億回分を引き渡して2023年12月31日に終了した。

WHOおよびUNICEFによる国別予防接種率推計（以下「WUENIC」という。）において、2000年から2025年までの定期予防接種率に関する最新の推計値がこのほど公表された。このデータによれば、2000年の発足から2025年12月31日までに、Gaviの支援は、世界の最貧国における定期予防接種システムを通じて13億人超の子供の予防接種に貢献した。さらに同データによれば、8億7,400万人超の子供が五種混合ワクチンの予防接種を受けており、ジフテリア・破傷風・百日咳、B型肝炎およびインフルエンザ菌b型から保護されている。4億6,600万人超の子供がロタウィルス性下痢症の予防接種を受け、6億1,300万人超の子供が不活化ポリオワクチン（IPV）の1回目の予防接種を、また1億4,600万人超がIPVの2回目の予防接種を受け、900万人超の子供が日本脳炎の予防接種を受け、6,700万人超の子供がA型髄膜炎の予防接種を受け、1億8,600万人超の子供が黄熱病の予防接種を受け、1億9,000万人超の子供が2回目の麻疹の予防接種および/または2回目の麻疹・風疹ワクチンの予防接種を受けている。推定5億4,500万人超の子供が肺炎球菌疾患の予防接種を受け、9,500万人超の女児がヒトパピローマウイルス（HPV）感染の予防接種を受けている。これらの数字には、Gaviが支援する予防キャンペーンを通じて予防接種を受けた者は含まれていない。Gaviは、2025年度の年次進捗状況報告書において、キャンペーンから得られたデータを、定期活動とキャンペーン活動の両方の影響の推定値とともに公表する予定であり、当該報告書は2026年下半期に公開される見込みである。

2019年、GaviはCEPIを支援するために66百万米ドルを拠出した。CEPIは、ノルウェー法に基づいて設立された国際非営利団体であり、伝染病を引き起こす可能性があるがワクチンが存在しない病気について新しいワクチンをライフステージで研究開発するために資金を提供している。2020年にGaviは新型コロナウイルス感染症ワクチンの研究開発を支援するため、CEPIに206百万米ドルを提供した。

2019年6月、Gavi理事会は、ワクチンの公平かつ持続可能な利用を増加させることにより、誰もが予防接種に後れを取らず、人命を救い、人々の健康を守るという使命を掲げた、新たな5カ年戦略を承認した。「Gavi 5.0」と呼ばれるこの新しい5カ年戦略は、2021年1月1日に開始された。かかる戦略は、2022年12月のGavi理事会の承認を経て、「パンデミックに対する備えおよび対応」におけるGaviの役割の増大を反映した「Gavi 5.1」に更新された。2021年から2025年までの戦略期間において、Gaviは各国において3億人の子どもへの予防接種を支援するという目標を上回り、3億5,100万人以上の子どもへの予防接種を支援した。前述のWUENICのデータによると、2025年、Gaviは各国において7,300万人以上の子どもへのさまざまな感染症に対する予防接種を支援し、これは2000年のGavi発足以来、単年度としては最多の数字となった。

2024年6月、Gavi理事会は「Gavi 6.0」と呼ばれる2026-2030年の5カ年戦略を承認した。2025年6月25日、ブリュッセルで開催された「グローバルサミット：予防接種を通じた健康と繁栄」において、世界の指導者たちはGaviワクチンアライアンスへの支援を約束し、2026年から2030年までの今後5年間の戦略期間の予算目標である119億米ドルに対して、総額90億米ドル以上の誓約金が確保された。一部の寄付国は国内の予算サイクルを理由としてサミットにおいて支援を約束できなかったため、Gaviは次の戦略期間において全額の資金提供がなされるように寄付国との協力を続けていく。

Gaviの設立以降2025年12月31日まで、Gaviは、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中国、コロンビア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、クウェート、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、オマーン、パラオ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ロシア連邦、サウジアラビア、スコットランド、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、ツーク市、ウガンダ、英国、米国、ベトナムおよび欧州連合の59の政府からの直接的な誓約金により支援されている。また、Gaviは、ゲイツ財団、シェイク・ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン殿下、アドバンシング・ヘルス・オンライン・イニシアチブ、エアキャップ・アイルランド・リミテッド、アガ・カーン財団、エアテル、アルアンサリ・エクスチェンジ、アライト・ソリューションズ、アルワリード・フィランソロピーズ、アナログ・デバイセズ基金、アーム・リミテッド、アジア・フィランソロピー・サークル、オーデイシャス・アライアンス、バイエル財団、ブラックベリー、センチーン・チャリタブル・ファウンデーション、チルドレンズ・インベストメント・ファンド財団（CIFF）英国、末日聖徒イエス・キリスト教会、シスコ、CODE（RED）、コリンズ・エアロスペース（グッドリッチ・コーポレーション）、クロダ財団、ドルビーラボラトリーズ・チャリタブル・ファンド、エレノア・クルック財団、ELMAワクチンおよび予防接種財団、エピロック、エツィー、ゲーマーズ・ウィズアウト・ボーダーズ（GWB）、ゲイツ・フィランソロピー・パートナーズ、ガール・エフェクト、ギブウェル、グーグル・ドット・オーグ、グランド・チャレンジ・カナダ、インテグレート・ヘルス、国際医薬品卸連盟（IFPW）財団、Kerk in Actie、キング・サルマン人道援助救済センター（KSリリーフ）、ラ・カイシャ財団、マスターカード、マクヒュー・オドノバン・ファウンデーション、オラム、オランジュ、ペイジャーデューティ、ポルトガル民間部門、プラット・アンド・ホイットニー、プロクター・アンド・ギャンブル、リード・ヘイスティングスおよびパティ・クイリン、ラッセル・レイノルズ・アソシエーツ、セールスフォース、シェル・インターナショナルB.V.、SMBCアビエーション・キャピタル・リミテッド、マルタ騎士団、スポティファイ、スタンレー・ブラック・アンド・デッカー、SymAsiaファウンデーション、テマセク財団、コカ・コーラ財団、ザ・パワー・オブ・ニュートリション、ロックフェラー財団、シスルダウン財団、TikTok、トニース・チョコ

ロンリー、豊田通商、Twilio、UBS オプティマス財団、ユニリーバ・ライフブイ、UPS、ワクチン・フォワード・イニシアチブ、Visa基金、ウェルカム・トラスト、WHO財団「Go Give One」キャンペーン、ワークデイ・ファウンデーション、ならびにその他の民間企業および私的財団からの直接的な誓約金により支援されている。

直接の資金提供およびIFFImによる資金を通じて保証されている長期の誓約金に加えて、Gaviは、カナダ、イタリア、ノルウェー、ロシア連邦および英国の政府と協力し、ゲイツ財団と共に、2009年6月12日、世界の最貧国のために次世代の肺炎球菌ワクチン普及の迅速化を目的とする肺炎球菌ワクチンのための事前買取制度に15億米ドルを提供した。また、GaviはGaviマッチング・ファンドを設立した。これにより、Gaviマッチング・ファンドを通じた民間企業、その顧客、従業員およびビジネスパートナーによるGaviへの寄付のすべては、英国政府、オランダ政府またはゲイツ財団から提供される原資と抱き合わせ（マッチング）で支出される。2011年のGaviマッチング・ファンド設立以降2025年12月31日までに、Gaviマッチング・ファンドは総額589百万米ドルを調達した。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックへの対応の1つとして、Gaviは、各国が医療従事者の保護、人口動態調査と研修の実施および診断検査キットの購入ができるように、保健システムに対して迅速に資金提供した。またGaviおよびGaviのパートナーは、麻疹、黄熱病、ポリオ、髄膜炎、肺炎および下痢等の様々な予防しうる病気による将来の死亡を避けるため、新型コロナウイルス感染症のパンデミック中を含めて継続的な予防接種プログラムの維持に取り組んできた。Gaviは、ACTアクセラレーター（Access to COVID-19 Tools (ACT) Accelerator）のワクチンの柱であるCOVAXを共同で主導した。これには、新型コロナウイルス感染症ワクチンのプール調達と公平な配布のための世界的なリスク共有メカニズムであるCOVAXファシリティの調整が含まれる。COVAXの中で、Gaviは、低・中所得国92カ国のCOVAXファシリティへの参加を支援する革新的な資金調達手段であるCOVAXのワクチン事前買取制度を運営した。Gaviは低所得国に対して新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を促進するために、COVAXのワクチン事前買取制度に対して約160億米ドルの資金を確保した。COVAXは20億本の新型コロナウイルス感染症ワクチンを提供し、これによりCOVAXのワクチン事前買取制度の対象国92カ国でさらに6億4,200万人に新型コロナウイルス感染症の予防接種が行われ、さらに約300万人の命が救われた。

GAVIファンド・アフィリエイト

GAVIファンド・アフィリエイトは、2006年5月26日に英国会社法に基づき、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。GAVIファンド・アフィリエイトは、登録番号5830438で英国会社登記所に登録された。GAVIファンド・アフィリエイトはまた、登録番号1115297で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録され、ロンドン市EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3階（The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS）に事務所を有していた。GAVIファンド・アフィリエイトの唯一のメンバーは、Gaviであった。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年10月31日、GAVIファンド・アフィリエイトの理事会は、GAVIファンド・アフィリエイトのメンバーによる任意清算を勧告した。GAVIファンド・アフィリエイトの唯一のメンバーであるGaviは、GAVIファンド・アフィリエイトの任意清算を決定し、KPMG LLPを当該清算のための清算人として任命した。GAVIファンド・アフィリエイトの清算は、2013年12月のメンバーによる最終会議において終結した。

財務マネージャー

世銀は、IFFImの財務マネージャーとして行為するために任命されている。財務マネージャーの職務には、特に下記の職務が含まれる。

- ・GaviがIFFImに検討してもらうために提示する予防接種および/またはワクチン確保プログラムに資金提供する能力がIFFImにあるかどうかを評価すること。

- ・一定の期間毎に、IFFImが事前に承認したプログラム、ならびに発行済みのIFFImの債券およびその他債務証券およびその他の義務に関して要求されている義務を果たすためにIFFImが必要とする資金調達を評価すること。
- ・口座管理サービスを提供すること。
- ・IFFImの資金調達、リスク管理、投資管理および流動性政策を推奨し、かかる政策が承認されたことを受けて、それに基づいて検討されたIFFImの財務取引をすべて実行すること。
- ・本プログラムおよびその他債務証券の発行に基づくIFFImの債券発行に関してあらゆる観点から、IFFImに助言すること。

主要な取引契約およびその概要

IFFIm、寄付者、Gaviおよび財務マネージャーは、相互の権利および義務を規定する金融枠組み協定を締結しているか、または当該協定の当事者となっている。金融枠組み協定の当事者は、当該協定において、Gaviの予防接種および/またはワクチン確保プログラムの認可については、手続覚書に記載される手続に従うことにも合意している。IFFImおよび財務マネージャーは、財務管理契約を締結しており、財務マネージャーは、当該契約に基づきIFFImに対し一定のサービスを提供することに合意している。本「(4) 業務の概況」においてこれより後に記載される概要は、特に、投資家が全文を閲覧することができるこれらの書類および本有価証券報告書の提出日より前に締結された寄付金協定の主要な条件に基づいている。

寄付金協定

各寄付者は、本有価証券報告書の提出日より前に、以下に記載するGAVIファンド・アフィリエイトからの寄付金協定の更改およびGAVIファンド・アフィリエイトの清算に伴い、GAVIファンド・アフィリエイトおよび/またはGaviとの間で寄付金協定を締結している。各寄付者は、IFFImおよび金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者となっている寄付金協定が有効であり、かつ当該寄付者の義務を拘束していることを表明および保証している。

各寄付金協定に基づき、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に含まれる別紙に従いGAVIファンド・アフィリエイトおよび/またはGavi（場合による。）に対し予定されている寄付金支払を行うことに合意した。各寄付金協定は実質的に同一であり（予定されている寄付金支払における金額および支払時期ならびに本書に要約されているその他一定の限定された例外を除く。）、主要な条件は下記「寄付金協定の概要」に要約されている。各寄付金協定は、英国法に準拠している。ただし、2006年にスペイン王国により締結され、スペイン王国法に準拠している寄付金協定、イタリア共和国により締結され、イタリア共和国法に準拠している寄付金協定およびオランダ王国により締結され、オランダ王国法に準拠している寄付金協定を除く。

承認をとるためにIFFImに提出された予防接種および/もしくはワクチン確保プログラムまたは関連する研究プログラムを評価することならびにかかるプログラムが承認された場合には金融枠組み協定に従いかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことにIFFImが合意したことを考慮して、GAVIファンド・アフィリエイトはIFFImに対し、各寄付者により締結された各寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該協定に基づき約束された各寄付金支払を受領する権利を含む。）を直ちに譲渡し、IFFImはかかる寄付金協定に基づきGAVIファンド・アフィリエイトの一切の義務を履行することに合意した。よって、各寄付者は寄付金の支払条件に従い、支払期日にIFFImに対し直接かかる寄付金支払を行う義務を負う。第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者または追加寄付を行う寄付者は、直接Gaviと寄付金協定を過去に締結しているか、または今後随時に締結することになる。その後、Gaviは、当該各寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益を直ちにIFFImに譲渡することになる。ノルウェー王国と締結された2019年5月15日付および2020年6月12日付の各寄付金協定によって、ノルウェー王国は、寄付金の支払条件にかかわらず、当該寄

付金協定に基づいていずれの寄付金支払も全額で行うことを選択できる。イタリア共和国と締結した2020年11月30日付の寄付金協定により、イタリア共和国は、寄付金の支払条件にかかわらず、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を全額で行うことを選択できる。スペイン王国と締結した2023年12月19日付の寄付金協定により、スペイン王国は、寄付金の支払条件にかかわらず、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を全額で行うことを選択できる。

本有価証券報告書の提出日以後にGaviが新しい寄付者との間に締結する寄付金協定または寄付者により追加で締結される寄付金協定に関して、IFFImは、Gaviからのかかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（当該協定に基づく各寄付金支払を受領する権利を含む。）の譲渡の承諾を依頼するGaviによる書面の要求を検討することに合意した。

寄付金協定の概要

本有価証券報告書の提出日現在において寄付者およびIFFImとの間で締結された寄付金協定の条件が以下に要約されている。この要約は、入手可能な各寄付金協定の特定の条項をもって全体として適正な要約となり、各寄付金協定と合わせて読まれ、解釈されるべきである。

当事者

- (1) 関連ある寄付者、および
- (2) IFFIm

寄付金支払

寄付金の支払条件に従い、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定の別紙に記載される金額で当該別紙に記載される年月日にIFFImに対して寄付金支払を行うことを取消不能かつ無条件で誓約する。

寄付者が支払期日までに寄付金支払を行わない場合は、IFFImは取得可能なすべての権利を追求する権利を有する。

寄付金の支払条件

各々の寄付金支払は、寄付金支払関連日現在においてIMFが発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を構成する1つ以上の特定国がいずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っている場合、かかる寄付金支払は、財務マネージャーによりかかる特定国毎に決定される減額幅の総額に等しい額について自動的に減額されるという条件に従う。ただし、関連ある寄付者が、かかる寄付金支払に関して寄付金の支払条件を適用しないことを選択し、寄付金支払を（減額することなく）全額で行う場合を除く。

寄付金支払関連日現在においてIMFが発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を構成する特定国がいずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っている（ただし、関連ある寄付者が、かかる寄付金支払に関して寄付金の支払条件を適用しないことを選択し、寄付金支払を（減額することなく）全額で行う場合を除く。）のでない限り（かかる特定国が以前に長期遅延に陥っていた事実にかかわらず）、かかる参照ポートフォリオの一部を構成する特定国に関して、寄付金支払日に寄付者により支払われる寄付金支払に減額幅は適用されない。

ノルウェー王国と締結した2019年5月15日付および2020年6月12日付の各寄付金協定により、ノルウェー王国は、寄付金の支払条件にかかわらず、寄付金支払を全額で行うことを選択できる。イタリア共和国と締結した2020年11月30日付の寄付金協定により、イタリア共和国は、寄付金の支払条件にかかわらず、当該寄付金協定に基づく寄付金支払を全額で行うことを選択できる。スペイン王国と締結した2023年12月19日付の寄付金協定により、スペイン王国は、寄付金の支払条件にかかわらず、当該寄付金協定に基づく寄付金支払を全額で行うことを選択できる。

義務の終了

金融枠組み協定に基づき、IFFImの債権者（IFFImの債券所持人を含む。）に対する全債務が免除または提供された旨を記載した財務マネージャーからの通知を寄付者が受領した場合、寄付金協定に基づく寄付者の支払義務は終了する。

租税グロス・アップ条項

各寄付金協定には、グロス・アップ条項が含まれ、かかる条項では、関連ある寄付金協定の締結後、寄付者が属する管轄の適用法の改正に起因して寄付金支払から控除可能となる租税がある場合、当該寄付者は、寄付金支払の完納を確実にするために要求されるかかる増差税額を支払わなければならない旨規定している。

関連ある寄付金協定に関する適用法の改正により、租税に関してまたはこれを理由としてIFFImが負担する予定のまたは負担した（直接的か間接的かを問わない。）損失、負債または費用に等しい金額を（要求があってから40日以内に）寄付者が支払うという条件で補償がなされるが、一定の例外に従うものとする。

補償

各寄付金協定では、関連ある寄付者に対し、関連ある寄付金協定に基づき当該寄付者から支払われるべき金額が支払われないことにより、またはかかる金額が滞納された結果、IFFImが負担するあらゆる合理的費用、損失または負債をIFFImに補償するよう規定している。

誓約

関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に基づく義務を履行するために、寄付者の属する管轄において当該寄付金協定を裏付ける適法性、有効性、執行可能性または許容性を確保するために、また金融枠組み協定に基づく寄付者の表明および保証の不履行をIFFImに通知するために必要となるすべての認可を取得および維持することを誓約する。

準拠法

各寄付金協定は、英国法（それぞれイタリア共和国法、オランダ王国法およびスペイン王国法に準拠する、イタリア共和国およびオランダ王国により締結された寄付金協定、ならびに2006年にスペイン王国により締結された寄付金協定を除く。）に準拠している。

裁判権または送達免除を享受する各寄付者はかかる免除を放棄しており、またかかる免除を享受することができる当該各寄付者は、差止命令その他の暫定的な救済、特定履行命令もしくは土地回復命令、またはその財産に対する裁定もしくは判決の執行手続に関する免除も放棄している。

ただし、寄付者がその資産に対する処分、差押えまたは類似執行手続に関して一種の免除を享受しており、かつ、かかる免除を放棄している範囲を限度として、実際にはかかる手続に対して法的異議申立てが生じる可能性がある。

譲渡

2013年2月8日より前に締結された各寄付金協定は、当初、関連ある寄付者およびGAVIファンド・アフィリエイトとの間で締結されていた。譲渡契約に従い、GAVIファンド・アフィリエイトは、関連ある寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（関連ある寄付金支払に関する権利を含む。）を直ちに無条件でIFFImに譲渡した。GAVIファンド・アフィリエイトは、当該譲渡の関連ある寄付者に対し、寄付金協定に記載される様式またはそれに相当する様式で、かかる譲渡について通知し、当該関連ある寄付者は、書面によりかかる通知を承認した。IFFImに譲渡された各寄付金協定に基づく権利、権限、利益、権益および義務（寄付金協定に基づく寄付金支払に関する権利を含む。）はいかなる方法でも（無条件になされたか担保としてなさ

れたかを問わない。）寄付者の書面による事前の同意なしに譲渡または処分することはできない。

第2回更改契約に従い、2013年2月8日、GAVIファンド・アフィリエイトは、更改により、各寄付金協定に基づくその残存する義務、債務、誓約、保証および責任のすべてをGaviに譲渡した。これにより、上述の協定におけるIFFImとの関与は事実上終了した。2013年2月8日以降、将来寄付者になる者は、直接Gaviと寄付金協定を過去に締結しているか、または今後随時に締結することになる。その後、Gaviは、譲渡契約に従い、上述の様式と同じ様式で、当該寄付金協定に基づいて寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡することになる。

寄付者は、当該寄付者と同等かそれ以上の信用力を有する適切な省庁または政府機関に対し、その権利、権限、権益および義務を譲渡することができる。ただし、かかる譲渡はIFFImに通知されるものとする。

寄付金支払

本有価証券報告書の提出日より前に締結された各寄付金協定に基づく寄付者の約束は以下のとおりである。

寄付者	2025年12月31日以前	2025年12月31日後— 2026年9月10日	支払義務総額
フランス共和国	€ 1,389,960,000	-	€ 1,389,960,000 ⁽¹⁾
イタリア共和国	€ 653,950,000	€75,000,000	€ 728,950,000 ⁽²⁾
ノルウェー王国	U.S.\$ 27,000,000 NOK 9,100,000,000	-	U.S.\$ 27,000,000 NOK 9,100,000,000 ⁽³⁾
南アフリカ共和国	U.S.\$ 20,000,000	-	U.S.\$ 20,000,000
スペイン王国	€ 364,500,000	-	€ 364,500,000 ⁽⁴⁾
スウェーデン王国	SEK 2,776,150,000	-	SEK 2,776,150,000 ⁽⁵⁾
英国	£ 2,638,951,666.68 ⁽⁶⁾	£ 300,000,000	£ 2,938,951,666.68 ⁽⁶⁾
オランダ王国	€ 330,000,000 U.S.\$ 66,666,666	-	€ 330,000,000 U.S.\$ 66,666,666 ⁽⁷⁾
オーストラリア連邦	AUD 373,500,000	-	AUD 373,500,000 ⁽⁸⁾
ブラジル連邦共和国	U.S.\$ 20,000,000	-	U.S.\$ 20,000,000 ⁽⁹⁾
カナダ	CAD 125,000,000	-	CAD 125,000,000 ⁽¹⁰⁾

(注1) フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である372,800,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。経済産業雇用省を通じて行為するフランス共和国は、2007年12月7日付の寄付金協定に基づき867,160,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに追加で寄付した。フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国は、2017年5月4日付の寄付金協定に基づき150,000,000ユーロをGaviに追加で寄付した。

(注2) イタリア経済財務省を通じて行為するイタリア共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である473,450,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。イタリア共和国は、2011年11月14日付の寄付金協定に基づき25,500,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに追加で寄付した。イタリア共和国は、(i)2020年11月30日付の寄付金協定に基づきGaviに対して5,000,000ユーロ、および(ii)2020年12月1日付の寄付金協定に基づきGaviに対して150,000,000ユーロを追加で寄付した。イタリア経済財務省を通じて行為するイタリア共和国は、2026年9月7日付の寄付金協定に基づきGaviに対して75,000,000ユーロを追加で寄付した。

(注3) 外務省により代表されるノルウェー王国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である27,000,000米ドルをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。ノルウェー王国は、(i)2010年8月31日付の寄付金協定に基づきGAVIファンド・アフィリエイトに対して1,500,000,000ノルウェー・クローネ、(ii)2019年5月15日付の寄付金協定に基づきGaviに対して600,000,000ノルウェー・クローネ、(iii)2020年6月12日付の寄付金協定に基づきGaviに対して2,000,000,000ノルウェー・クローネ、(iv)2020年12月18日付の寄付金協定に基づきGaviに対して1,000,000,000ノルウェー・クローネ、および(v)2021年7月14日付の寄付金協定に基づきGaviに対して4,000,000,000ノルウェー・クローネを追加で寄付した。

(注4) スペイン王国外務省により代表されるスペイン王国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である189,500,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。スペイン王国は、(i)2022年11月28日付の寄付金協定に基づきGaviに対して100,000,000ユーロ、および(ii)2023年12月19日付の寄付金協定に基づきGaviに対して75,000,000ユーロを追加で寄付した。

(注5) スウェーデン王国政府は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である276,150,000スウェーデン・クローナをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。スウェーデン王国政府は、(i)2021年8月17日付の寄付金協定に基づきGaviに対して2,250,000,000スウェーデン・クローナ、および(ii)2021年8月17日付の寄付金協定に基づきGaviに対して250,000,000スウェーデン・クローナを追加で寄付した。

(注6) 英国国際開発省を通じて行為する英国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である1,380,000,000英国ポンドをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。英国は、2010年8月5日付の寄付金協定に基づき250,000,000英国ポンドをGAVIファンド・アフィリエイトに追加で寄付した。FCDO (旧英国国際開発省)を通じて行為する英国は、2020年12月23日付の寄付金協定 (以下「2020年英国寄付金協定」という。)に基づき500,000,000英国ポンドをGaviに追加で寄付した。FCDOを通じて行為する英国は、2022年6月10日付の寄付金協定 (以下「2022年英国寄付金協定」という。)に基づき461,000,000英国ポンドをGaviに追加で寄付した。

2020年英国寄付金協定および2022年英国寄付金協定はいずれも、2026年7月24日付の包括的修正・改定証書（以下「英国包括的修正・改定証書」という。）に基づきその後修正および改定された。英国包括的修正・改定証書に基づき、2020年英国寄付金協定の寄付金支払日程が修正および改定され、その結果、2020年英国寄付金協定に基づく支払義務総額（疑義を避けるために付言すると、既払額を含む。）は現在647,809,166.68英国ポンドとなっている。これは(i)2020年英国寄付金協定に基づき、2022年10月15日から2025年10月15日まで（同日を含む。）の間に行われた286,666,666.68英国ポンドの寄付金支払と、(ii)2020年英国寄付金協定（英国包括的修正・改定証書に基づき修正および改定済み）に基づき、2026年10月15日から2035年10月15日まで（同日を含む。）の間に行われる予定の361,142,500英国ポンドの寄付金支払との合計額であり、その予定支払日および予定支払額は下表記載のとおりである。英国包括的修正・改定証書に基づき、2022年英国寄付金協定の寄付金支払日程が修正および改定され、その結果、2022年英国寄付金協定に基づく支払義務総額は現在361,142,500英国ポンドとなっており、その予定支払日および予定支払額は下表記載のとおりである。FCDOを通じて行為する英国は、2026年8月3日付の寄付金協定（以下「2026年英国寄付金協定」という。）に基づき300,000,000英国ポンドをGaviに追加で寄付した。

- (注7) 開発協力大臣および外国貿易開発協力大臣により代表されるオランダ王国は、2009年12月18日付の寄付金協定に基づき最初の約束である80,000,000ユーロをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。オランダ王国は、2017年5月4日付の寄付金協定に基づき66,666,666米ドルをGaviに追加で寄付した。オランダ王国は、2020年12月17日付の寄付金協定に基づき250,000,000ユーロをGaviに追加で寄付した。
- (注8) オーストラリア国際開発庁により代表されるオーストラリア連邦は、2011年3月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である250,000,000豪ドルをGAVIファンド・アフィリエイトに寄付した。外務貿易省により代表されるオーストラリア連邦は、2016年6月3日付の寄付金協定に基づき37,500,000豪ドルをGaviに追加で寄付した。外務貿易省により代表されるオーストラリア連邦は、2021年8月17日付の寄付金協定に基づき86,000,000豪ドルをGaviに追加で寄付した。
- (注9) ブラジル連邦共和国は、2018年10月10日付の寄付金協定に基づき、最初の約束である20,000,000米ドルをGaviに寄付した。
- (注10) 外務貿易開発省を通じて行為する国際開発大臣が代理するカナダ国王陛下は、2023年2月28日付の寄付金協定に基づき、最初の約束である125,000,000カナダ・ドルをGAVIに寄付した。

[次へ](#)

2025年12月31日以前に締結した寄付金協定に基づき計画された寄付金支払

	寄付者													
	フランス	フランス	イタリア	ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	南アフリカ	スペイン	スウェーデン	英国	オーストラリ	オランダ	ブラジル
	共和国 ¹	共和国 ²	共和国	王国	王国	王国	王国	共和国	王国	王国		ア連邦 ³	王国	連邦共和国
	(EUR)	(EUR)	(EUR)	(U.S.\$)	(NOK)	(NOK)	(NOK)	(U.S.\$)	(EUR)	(SEK)	(GBP)	(AUD)	(EUR)	(U.S.\$)
寄付金支払日														
2006年10月31日				2,700,000					9,475,000					
2006年11月28日			3,000,000											
2006年12月20日				2,700,000										
2007年3月1日				5,400,000										
2007年3月15日								1,000,000						
2007年3月31日	20,000,000		6,000,000							18,410,000				
2007年4月15日											4,710,000			
2007年10月15日											4,710,000			
2007年10月31日									9,475,000					
2008年2月15日								1,000,000						
2008年3月1日				5,400,000										
2008年3月31日	20,600,000	20,000,000	25,850,000							18,410,000				
2008年4月15日											8,730,000			
2008年10月15日											8,730,000			
2008年10月31日									9,475,000					
2009年2月15日								1,000,000						
2009年3月1日				5,400,000										
2009年3月31日	21,300,000	21,690,000	25,800,000							18,410,000				
2009年4月15日											12,920,000			
2009年10月15日											12,920,000			
2009年10月31日									9,475,000					
2009年12月21日													10,000,000	
2010年2月15日								1,000,000						
2010年3月1日				5,400,000										
2010年3月31日	21,900,000	23,520,000	25,800,000							18,410,000				
2010年4月15日											16,960,000			
2010年10月15日											18,666,522			
2010年10月31日					100,000,000				9,475,000					
2011年2月15日								1,000,000						
2011年3月1日				50,000,000										
2011年3月31日	22,600,000	25,500,000	25,800,000							18,410,000				
2011年4月15日											22,651,521			
2011年6月30日												3,000,000		
2011年10月15日											22,651,522			
2011年10月31日									9,475,000					

2011年12月2日			1,700,000				
2012年2月15日					1,000,000		
2012年3月1日				150,000,000			
2012年3月31日	23,200,000	27,650,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2012年4月15日							27,560,579
2012年10月15日							27,560,580
2012年10月31日					9,475,000		
2012年12月1日							14,000,000
2013年2月15日					1,000,000		
2013年3月1日				150,000,000			
2013年3月31日	23,900,000	29,980,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2013年4月15日							32,482,464
2013年10月15日							32,482,464
2013年10月31日					9,475,000		
2013年12月1日							14,000,000
2014年2月15日					1,000,000		
2014年3月1日				150,000,000			
2014年3月31日	24,700,000	32,510,000	27,500,000			18,410,000	5,000,000
2014年4月15日							37,567,029
2014年10月15日							37,567,029
2014年10月31日					9,475,000		
2014年12月1日							14,000,000
2015年2月15日					1,000,000		
2015年3月1日				150,000,000			
2015年3月31日	25,400,000	35,250,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2015年4月15日							42,868,840
2015年10月15日							42,868,841
2015年10月31日					9,475,000		
2015年12月1日							14,000,000
2016年2月15日					1,000,000		
2016年3月1日				150,000,000			
2016年3月31日	26,200,000	38,220,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2016年4月15日							47,417,898
2016年6月30日							7,500,000
2016年10月15日							47,417,899
2016年10月31日					9,475,000		
2016年12月1日							14,000,000
2017年2月15日					1,000,000		
2017年3月1日				150,000,000			
2017年3月31日	26,900,000	41,440,000	27,500,000			18,410,000	14,500,000
2017年4月15日							51,494,130
2017年6月30日							7,500,000
2017年10月15日							51,494,131

2017年10月31日					9,475,000		
2017年12月1日						16,666,666	
2018年2月15日				1,000,000			
2018年3月1日			150,000,000				
2018年3月31日	27,800,000	44,940,000	27,500,000		18,410,000	14,500,000	
2018年4月15日						55,878,406	
2018年6月30日						7,500,000	
2018年10月15日						55,878,406	
2018年10月31日					9,475,000		
2018年11月26日							1,000,000
2018年12月1日						16,666,666	
2019年2月15日				1,000,000			
2019年3月1日			150,000,000				
2019年3月31日	28,600,000	48,730,000	27,500,000		18,410,000	14,500,000	
2019年4月15日						60,415,000	
2019年6月30日						7,500,000	
2019年10月15日						60,415,000	
2019年10月31日					9,475,000		
2019年11月26日							1,000,000
2019年12月1日						16,666,666	
2020年2月15日				1,000,000			
2020年3月1日			150,000,000				
2020年3月31日	29,400,000	52,840,000	27,500,000		18,410,000	14,500,000	
2020年4月15日						65,131,014	
2020年6月30日						7,500,000	
2020年10月15日						65,131,015	
2020年10月31日					9,475,000		
2020年11月26日							1,000,000
2020年12月1日						16,666,668	
2021年2月15日				1,000,000			
2021年3月1日			120,000,000				
2021年3月31日	30,300,000	57,290,000	27,500,000	200,000,000	18,410,000	14,500,000	
2021年4月15日						70,185,942	
2021年10月15日						70,185,942	
2021年10月31日					9,475,000		
2021年11月26日							1,000,000
2022年2月15日				1,000,000			
2022年3月1日			120,000,000				
2022年3月31日	30,000,000	62,120,000	27,500,000	200,000,000		14,500,000	
2022年4月15日						63,523,406	
2022年10月15日						63,523,406	
2022年10月31日					9,475,000		
2022年11月26日							1,000,000

2023年2月15日					1,000,000		
2023年3月1日				120,000,000			
2023年3月31日	30,000,000	67,360,000	27,500,000		200,000,000	14,500,000	
2023年4月15日						55,509,782	
2023年10月15日						55,509,783	
2023年10月31日					9,475,000		
2023年11月26日							1,000,000
2024年2月15日					1,000,000		
2024年3月1日				120,000,000			
2024年3月31日	30,000,000	73,040,000	27,500,000		200,000,000	14,500,000	
2024年4月15日						48,498,695	
2024年10月15日						48,498,696	
2024年10月31日					9,475,000		
2024年11月26日							1,000,000
2025年2月15日					1,000,000		
2025年3月1日				120,000,000			
2025年3月31日	30,000,000	79,200,000	27,500,000		200,000,000	14,500,000	
2025年4月15日						40,435,362	
2025年10月15日						40,435,363	
2025年10月31日					9,475,000		
2025年11月26日							1,000,000
2026年2月15日					1,000,000		
2026年3月31日	30,000,000	85,880,000			200,000,000	14,500,000	
2026年4月15日						32,478,406	
2026年10月15日						32,478,406	
2026年11月26日							1,000,000
2027年3月31日					200,000,000	14,500,000	
2027年4月15日						6,773,550	
2027年10月15日						6,773,551	
2027年11月26日							1,000,000
2028年3月31日					200,000,000	14,500,000	
2028年4月15日						5,554,348	
2028年10月15日						5,554,348	
2028年11月26日							1,000,000
2029年3月31日					200,000,000	14,500,000	
2029年4月15日						4,400,362	
2029年10月15日						4,400,362	
2029年11月26日							1,000,000
2030年3月31日					200,000,000	14,500,000	
2030年11月26日							1,000,000
2031年11月26日							1,000,000
2032年11月26日							1,000,000
2033年11月26日							1,000,000

2034年11月26日																1,000,000
2035年11月26日																1,000,000
2036年11月26日																1,000,000
2037年11月26日																1,000,000
合計	522,800,000	867,160,000	498,950,000	27,000,000	1,500,000,000	600,000,000	2,000,000,000	20,000,000	189,500,000	276,150,000	1,630,000,000	287,500,000	80,000,000	66,666,666	20,000,000	

- (注1) フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国
(注2) 経済産業雇用省を通じて行為するフランス共和国
(注3) オーストラリア国際開発庁および外務貿易省を通じて行為するオーストラリア連邦

2025年12月31日以前に締結した寄付金協定に基づき計画された寄付金支払（続き）

寄付金支払日	寄付者												
	イタリア共和国	イタリア共和国	ノルウェー王国	ノルウェー王国	スウェーデン王国	スウェーデン王国	英国	オーストラリア連邦 ⁽¹⁾	オランダ王国	英国	スペイン王国	スペイン王国	カナダ ⁽²⁾
	(EUR)	(EUR)	(NOK)	(NOK)	(SEK)	(SEK)	(GBP)	(AUD)	(EUR)	(GBP)	(EUR)	(EUR)	(CAD)
2020年12月15日	5,000,000												
2021年3月31日			100,000,000										
2021年9月15日					100,000,000								
2022年10月15日							100,000,000						
2021年11月1日									25,000,000				
2022年3月4日								5,000,000					
2022年3月31日			100,000,000	100,000,000	350,000,000	25,000,000							
2022年11月1日									25,000,000				
2022年12月31日										5,000,000			
2023年3月3日								9,000,000					
2023年3月31日			100,000,000	360,000,000	225,000,000	25,000,000							5,000,000
2023年10月15日							80,000,000						
2023年11月1日									25,000,000				
2023年12月23日										5,000,000			
2024年1月31日											5,000,000		
2024年3月1日								10,000,000					
2024年3月31日			100,000,000	450,000,000	225,000,000	25,000,000							10,000,000
2024年10月15日							53,333,333.34						
2024年11月1日									25,000,000				
2024年12月23日										5,000,000	5,000,000		
2025年3月7日								10,000,000					
2025年3月31日			100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000							10,000,000
2025年10月15日							53,333,333.34						
2025年11月1日									25,000,000				
2025年12月23日										5,000,000	5,000,000		
2026年3月6日								10,000,000					
2026年3月31日		30,000,000	100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000							20,000,000
2026年10月15日							38,000,000			38,000,000			
2026年11月1日									25,000,000				
2026年12月23日											10,000,000	5,000,000	
2027年3月5日								10,000,000					
2027年3月31日		30,000,000	100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000							20,000,000
2027年10月15日							38,000,000			38,000,000			
2027年11月1日									25,000,000				
2027年12月23日											10,000,000	5,000,000	
2028年3月3日								10,000,000					

2028年3月31日	30,000,000	100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000								20,000,000
2028年10月15日						38,000,000				38,000,000			
2028年11月1日								25,000,000					
2028年12月23日											10,000,000	5,000,000	
2029年3月2日							11,000,000						
2029年3月31日	30,000,000	100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000								20,000,000
2029年10月15日						88,500,000				88,500,000			
2029年11月1日								25,000,000					
2029年12月23日											10,000,000	5,000,000	
2030年3月1日							11,000,000						
2030年3月31日	30,000,000	100,000,000	515,000,000	225,000,000	25,000,000								20,000,000
2030年10月15日						88,500,000				88,500,000			
2030年11月1日								25,000,000					
2030年12月23日											10,000,000	5,000,000	
2031年3月31日					25,000,000								
2031年10月15日						14,028,500				14,028,500			
2031年12月23日											6,000,000	6,000,000	
2032年10月15日						14,028,500				14,028,500			
2032年12月23日											6,000,000	6,000,000	
2033年10月15日						14,028,500				14,028,500			
2033年12月23日											6,000,000	7,000,000	
2034年10月15日						14,028,500				14,028,500			
2034年12月23日											6,000,000	8,000,000	
2035年10月15日						14,028,500				14,028,500			
2035年12月23日											6,000,000	8,000,000	
合計	5,000,000	150,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000	2,250,000,000	250,000,000	647,809,166.68	86,000,000	250,000,000	361,142,500	100,000,000	75,000,000	125,000,000

(注1) 外務貿易省を通じて行為するオーストラリア連邦
(注2) 外務貿易開発省を通じて行為する国際開発大臣が代理するカナダ国王陛下

2025年12月31日後に締結した寄付金協定に基づき計画された寄付金支払（続き）

	イタリア 共和国 ⁽¹⁾ (EUR)	英国 (GBP)
寄付金支払日		
2026年11月30日	15,000,000	
2027年3月31日	15,000,000	
2028年3月31日	15,000,000	
2029年3月31日	15,000,000	
2030年3月31日	15,000,000	
2030年10月15日		50,000,000
2031年10月15日		50,000,000
2032年10月15日		50,000,000
2033年10月15日		50,000,000
2034年10月15日		50,000,000
2035年10月15日		50,000,000
合計	75,000,000	300,000,000

（注1） イタリア経済財務省が代理するイタリア共和国

[次へ](#)

IFFImは、業務上単一通貨を選択しており、かかる通貨は米ドルである。IFFImは、特に寄付金協定の価値における為替および金利の変動による将来の影響ならびに本有価証券報告書の提出日より前に本プログラムに基づいて発行されたIFFImの債券に関する為替および金利リスクを管理するための適切なヘッジ契約の締結を含む、リスク管理政策を引き続き維持している。IFFImのリスク管理政策は、財務マネージャーの提言により、毎年更新される。

IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたことを受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しは安定的）とそれぞれ格付されている。

こうした引き下げの結果、世銀は、IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づいて担保を差し入れるようIFFImに要求する権利を有する。世銀はかかる権利を行使していないが、世銀とIFFImは、IFFImと世銀との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される割合（以下「リスク管理バッファー」という。）を適用することに合意している。財務マネージャーは、その単独の裁量により、このリスク管理バッファーを調整することができる。

IFFImおよび財務マネージャーの間で締結された財務管理契約に基づき、IFFImを代理してIFFImと財務マネージャー以外のヘッジ取引のカウンターパーティーとの間のヘッジ契約の交渉を行うことにつき、財務マネージャーはIFFImに対して提言することができ、IFFImは財務マネージャーに対して要求することができる。かかるカウンターのパーティーは、財務マネージャーが承認する金融機関でなければならない。財務管理契約に従い、IFFImは、ヘッジ取引のカウンターパーティーの信用リスク管理措置に沿った条件で、市場のカウンターパーティーと直接ヘッジ取引を行うことが認められており、実際にヘッジ取引を行っている。これらには担保の取り決めが含まれるが、当該担保の取り決めに従って、カウンターのパーティーはIFFImに担保の差し入れを要求する権利を持たない。IFFImは、値洗い後のエクスポージャーが格付に基づく担保閾値よりも大きい場合には、カウンターのパーティーに担保の差し入れを要求することができる。IFFImはまた、世銀が自己の勘定で類似の取り決めに締結する場合と同等の取引に関して、財務マネージャーの提言に基づき流動性および投資政策を確立した。この流動性政策に基づき、IFFImは翌12ヶ月間における約定債務返済額を満たすのに必要な額の健全な最低水準の流動性を維持する予定である。投資政策に基づき、IFFImの流動性は、ポートフォリオに資金提供する債務の金利と一致する高水準の固定利付金融商品に投資される（ただし、IFFImの理事会が当該流動性および債務間における金利デュレーションのミスマッチを許可する場合は除く。）。

寄付金支払の条件設定

IFFImは、IMFのメンバーでもあるGavi適格国をすべて含む参照ポートフォリオ（下記に記載される。）を確立した。それぞれ0.5%のカントリー・ウェイトが与えられている南スーダンおよびスーダン、3%のカントリー・ウェイトが与えられているベトナムならびに5%のカントリー・ウェイトが与えられているバングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリアおよびパキスタンを除くすべての国は、1%のカントリー・ウェイトが与えられている。これらの国は、かかる国で資金を得たプログラムの予想される価値の上昇を反映して、参照ポートフォリオにおいてより大きなカントリー・ウェイトを占めている。参照ポートフォリオに含まれる各国のカントリー・ウェイトは以下に記載するとおり寄付者から支払われる寄付金支払金額の減額を決定するのに随時使用される。

寄付金協定の条項に基づき、各寄付者から支払われる寄付金支払は、参照ポートフォリオのいずれかの特定国が、かかる寄付金支払の支払期日の25世銀営業日前である日以前に、いずれかのIMF金融債務の履行について長期遅延に陥っているとIMFが言明する場合に、減額される。かかる状況において、寄付者が支払うべき寄付金支払額は財務マネージャーが下記算式に従い決定する減額幅に従い減額される。

$$A=B \times C$$

ここで、

Aは特定国に関する減額幅

Bは関連ある日に支払期限が到来する寄付金支払額（適用ある減額幅は一切考慮しない。）

Cは以下に記載する参照ポートフォリオの特定国に適用されるカントリー・ウエートとする。

特定国	カントリー・ウエート	ウエート合計
南スーダン、スーダン	0.5%	1%
アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール共和国、ジブチ、エリトリア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モリタニア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、イエメン共和国、ザンビア、ジンバブエ	1%	61%
ベトナム	3%	3%
バングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン	5%	35%
合計		100%

参照ポートフォリオは、本プログラムの有効期間中固定される。ただし、特定国からの分離または特定国の合併が発生した場合で、承継国もまたIMFのメンバーである場合に、参照ポートフォリオおよびカントリー・ウエートはそれに応じて調整される。

長期遅延に陥っていた特定国がその後長期遅延を解消した場合、その日から25世銀営業日後の日より後に支払期日が到来する寄付金支払については、当該特定国に関する減額幅に従う減額はなされない。

1つ以上の特定国が長期遅延に陥り、寄付金支払が減額される場合、IFFImがIFFImの債券の元利金の支払に使用可能な資金は減少する。1つ以上の特定国が長期遅延に陥ることがIFFImの債券上の義務を履行する能力へ与える影響を軽減するために、IFFImは、IFFImギアリング・レシオ・リミットを維持する。IFFImに代わる財務マネージャーは、このリミットの遵守を監視し、かかるリミットに違反するであろうと財務マネージャーが判断する資金調達のプログラムをIFFImが承認しないようにする義務を負う。

2026年7月27日現在、投資家は、2021年6月29日にスーダンが長期遅延を解消したことにより、長期遅延に陥っている特定国は存在しないことに留意すべきである。

格付

IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたことを受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しは安定的）とそれぞれ格付されている。

信用格付は、債券の購入、売却または保有を奨めるものではなく、また格付付与機関により随時変更または取り下げになる可能性がある。

IFFImの主要な活動

資金調達

本有価証券報告書の提出日現在、IFFImは、以下の本プログラムに基づいたIFFImの債券を発行しており、また、オーストラリアおよびニュージーランド中期債券プログラムに基づいて、以下に「ANZ 1」と記載されたIFFImの債券を発行している。

シリーズ	日付	IFFImの債券
1	2006年11月14日	1,000,000,000米ドル2011年11月14日満期5.00%利付債券
2	2008年3月18日	1,700,000,000南アフリカ・ランド2010年3月18日満期9.90%利付債券
3	2009年2月19日	45,000,000豪ドル2012年2月21日満期2.60%利付債券
4	2009年2月19日	3,170,000,000南アフリカ・ランド2012年2月21日満期6.26%利付債券
5	2009年2月19日	179,000,000ニュージーランド・ドル2012年2月21日満期2.65%利付債券
6	2009年5月15日	16,227,290英国ポンド2014年6月13日満期ゼロクーポン債券（満期116.2%支払）
7	2009年5月15日	250,000,000英国ポンド2014年5月15日満期3.375%利付債券
8	2009年5月27日	105,000,000米ドル2012年5月25日満期1.00%利付債券
9	2009年5月27日	50,000,000豪ドル2012年5月25日満期3.51%利付債券
10	2009年6月24日	70,592,000豪ドル2013年6月24日満期4.36%利付債券
11	2009年6月24日	239,000,000南アフリカ・ランド2013年6月24日満期6.85%利付債券
12	2009年6月24日	800,000,000南アフリカ・ランド2024年6月24日満期0.50%利付ディスカウント債券
13	2010年3月23日	2,500,000,000南アフリカ・ランド2013年3月27日満期7.15%利付債券
14	2010年6月28日	17,200,000豪ドル2014年6月27日満期4.77%利付債券
15	2010年6月28日	103,300,000ブラジル・レアル2014年6月27日満期8.30%利付債券
16	2010年6月28日	430,000,000南アフリカ・ランド2020年6月29日満期0.50%利付ディスカウント債券
17	2010年10月15日	35,000,000豪ドル2015年10月15日満期5.50%利付債券
18	2011年3月30日	371,100,000ブラジル・レアル2014年3月24日満期7.81%利付債券
19	2011年9月28日	105,000,000ブラジル・レアル2014年9月26日満期6.00%利付債券
20	2011年9月29日	650,000,000南アフリカ・ランド2016年9月29日満期6.10%利付債券
21	2011年9月29日	12,000,000豪ドル2015年9月30日満期3.40%利付債券
22	2012年6月28日	11,500,000豪ドル2016年12月28日満期3.15%利付債券
23	2012年6月28日	520,000,000南アフリカ・ランド2027年6月29日満期0.50%利付ディスカウント債券
24	2012年6月28日	471,000,000南アフリカ・ランド2015年6月29日満期4.21%利付債券
25	2012年7月30日	38,000,000豪ドル2017年7月24日満期3.10%利付債券
26	2013年3月27日	801,000,000南アフリカ・ランド2018年3月19日満期5.31%利付債券
27	2013年3月27日	90,000,000トルコ・リラ2018年3月19日満期5.34%利付債券
28	2013年7月3日	700,000,000米ドル2016年7月5日満期変動利付債券
29	2016年11月2日	500,000,000米ドル2019年11月1日満期変動利付債券
30	2017年11月16日	300,000,000米ドル2020年11月16日満期変動利付債券
31	2019年7月18日	600,000,000ノルウェー・クローネ2025年3月15日満期ゼロクーポン債券
32	2020年7月7日	2,000,000,000ノルウェー・クローネ2030年4月5日満期ゼロクーポン債券

33	2020年11月6日	500,000,000米ドル2023年11月6日満期0.375%利付債券
34	2021年4月21日、 2021年11月26日	750,000,000米ドル2026年4月21日満期1.00%利付債券 2021年11月26日付で250,000,000米ドル増額され、2026年4月21日満期で総額1,000,000,000米ドルとなった。
35	2022年7月26日	250,000,000英国ポンド2025年6月7日満期2.75%利付債券
36	2022年11月3日	500,000,000米ドル2025年11月3日満期4.750%利付債券
37	2024年10月30日、 2025年4月30日	1,000,000,000米ドル2027年10月29日満期4.125%利付債券 2025年4月30日付で250,000,000米ドル増額され、総額1,250,000,000米ドルとなった。
38	2025年6月10日	300,000,000英国ポンド2028年2月28日満期4.250%利付債券
39	2026年4月27日	1,000,000,000米ドル2031年4月29日満期4.000%利付債券
ANZ 1	2010年12月8日	400,000,000豪ドル2015年12月8日満期5.75%利付債券

2014年11月、IFFIm Sukuk Company Limited（以下「IFFImSC」という。）は、その初となるスクーク（Sukuk）を発行し、500百万米ドルの資金を調達した（以下「2014年スクーク」という。）。2014年スクークは2017年12月4日に満期を迎えた。同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに15ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付された。IFFImSCは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2014年11月3日に設立され、会社登録番号293422を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSCは、2014年スクークのみを目的とした会社として設立され、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行した。2017年12月の2014年スクークの満期後、2018年4月30日にIFFImSCは解散した。IFFImSCのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されていた。

IFFIm Sukuk Company II Limited（以下「IFFImSC II」という。）は、2015年9月にスクーク（Sukuk）を発行し、200百万米ドルの資金を調達した（以下「2015年スクーク」という。）。2015年スクークは、2018年9月29日に満期を迎えた。同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに14ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付された。IFFImSC IIは、ケイマン諸島の会社法（2013年改正）に基づき2015年8月25日に設立され、会社登録番号303397を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSC IIは、2015年スクークを発行することのみを目的とした会社として設立されており、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行する。2015年スクークが2018年9月に満期を迎えたため、IFFImSC IIは2019年2月に清算された。IFFImSC IIのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されていた。

IFFIm Sukuk Company III Limited（以下「IFFImSC III」という。）は、2019年4月にスクーク（Sukuk）を発行し、50百万米ドルの資金を調達した（以下「2019年スクーク」という。）。2019年スクークは2022年4月9日に満期を迎えた。同債の発行価格は100%であり、年4回、3ヶ月物米ドルLIBORに4ベーシス・ポイント上乗せしたクーポンが付された。IFFImSC IIIは、ケイマン諸島の会社法（2018年改正）に基づき2019年3月5日に設立され、会社登録番号348825を有するケイマン諸島の特例有限責任会社である。IFFImSC IIIは、2019年スクークを発行することのみを目的とした会社として設立されており、IFFImの業務を支援するためにイスラム債券（sukuk certificates）を発行する。2019年スクークが2022年4月に満期を迎えたため、IFFImSC IIIは2023年9月に清算された。IFFImSC IIIのすべての発行済株式は、株式信託宣言に基づく株式の受託者であるMaplesFS Limitedにより保有されていた。

GAVIファンド・アフィリエイト、Gaviおよび承認プログラムへの資金供与

2006年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約861百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、そのうち約525百万米ドルが実際に資金供与された。

2007年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約186百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約428百万米ドルが実際に資金供与された。

2008年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約325百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約273百万米ドルが実際に資金供与された。

2009年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約620百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約330百万米ドルが実際に資金供与された。

2010年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約400百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約320百万米ドルが実際に資金供与された。

2011年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約200百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約300百万米ドルが実際に資金供与された。

2012年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトに対し総額で約390百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約100百万米ドルが実際に資金供与された。

2013年暦年中、GAVIファンド・アフィリエイトまたはGaviのいずれに対してもIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されなかったが、約200百万米ドルが実際に資金供与された。

2014年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されず、資金供与も行われなかった。

2015年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されず、資金供与も行われなかった。

2016年暦年中、Gaviに対し総額で約50百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行され、約100百万米ドルが実際に資金供与された。

2017年暦年中、Gaviに対し総額で約50百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書が発行されたが、資金供与は行われなかった。

2018年暦年中、Gaviに対してIFFImによる予備的資金調達確認書は発行されなかったが、約50百万米ドルが実際に資金供与された。

2019年暦年中、Gaviに対し総額で約216百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約315百万米ドルが実際に資金供与された。

2020年暦年中、Gaviに対し総額で約210百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約406百万米ドルが実際に資金供与された。

2021年暦年中、Gaviに対し総額で約1,449百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約1,214百万米ドルが実際に資金供与された。

2022年暦年中、Gaviに対し総額で約490百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約829百万米ドルが実際に資金供与された。

2023年暦年中、Gaviに対し総額で約435百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約435百万米ドルが実際に資金供与された。

2024年暦年中、Gaviに対し総額で約366百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約366百万米ドルが実際に資金供与された。

2025年暦年中、Gaviに対し総額で約440百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約440百万米ドルが実際に資金供与された。

2026年1月1日から2026年7月31日までの期間中、Gaviに対し総額で約52百万米ドルの資金供与を承認するIFFImによる予備的資金調達確認書がGaviに対して発行され、約52百万米ドルが実際に資金供与された。

本有価証券報告書の提出日現在、資金供与の総額を承認するGAVIファンド・アフィリエイトおよびGaviに対して発行されているIFFImによる予備的資金調達確認書の総額は、約6,684百万米ドルであり、そのすべてが資金供与された。IFFImに承認された予防接種およびワクチン確保プログラムが以下に要約されている。

特定国向けプログラム

適格国の政府は、Gaviの統合的な国別申請プロセスを通じて支援を申請する。2026年から2030年までの戦略期間（以下「Gavi 6.0期間」という。）の枠組みの下で、申請書は、要請される支援を各国の予防接種の優先課題およびGaviの戦略目標（ワクチンの導入と普及拡大、予防接種の公平性を高めるための保健システムの強化、予防接種プログラムの運営面および財政面での持続可能性の向上、ならびにワクチンおよび関連製品の健全な市場の確保）に合致させることを目的とした、各国主導の優先順位付けプロセスを通じて作成される。Gaviは、当該申請書を審査および承認した後に、IFFImの制度による資金調達を要請する。IFFImの資金は、以下の区分のGaviの特定国向けプログラムを支援しており、今後も支援する可能性がある。

ワクチン予算支援

Gaviは、適格な定期予防接種プログラム、ワクチンの導入、製品の最適化および承認された予防キャンペーンのためのワクチンおよび関連する注射資材の調達を支援する。ワクチン支援の対象には、とりわけ、ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型（Hib）、肺炎球菌疾患、ロタウイルス、麻疹・風疹、ヒトパピローマウイルス（HPV）、マラリア、日本脳炎、腸チフス、黄熱病、髄膜炎菌感染症、コレラその他その時々Gaviの方針に基づき対象となるワクチンで予防可能な疾患に対するワクチンが含まれる。

現金による予算支援

Gaviは、統合された国別予算を通じて資金支援を行い、これにより予防接種サービスの提供、保健システムの強化、コールドチェーンおよびサプライチェーンへの投資、需要喚起および地域社会との連携、データおよびデジタルシステム、サーベイランス、技術支援、キャンペーンの運営支援、ならびに公平かつ持続可能な予防接種成果の改善を目的とするその他の投資に資金を充てることができる。このような支援は、特に、ゼロドーズ児および取り残された地域社会に各国が手を差し伸べられるようにすること、定期予防接種体制を強化すること、予防接種に関するジェンダー関連の障壁に対処すること、ならびにプログラムの持続可能性を向上させることを目的としている。

技術支援および国別基盤支援

Gaviは、Gaviアライアンスパートナーおよびその他の承認されたパートナーを通じて技術支援の提供を支援する。技術支援は、プログラムの計画、実施、モニタリング、ワクチンの導入、予防接種システムの強化、ワクチン・ポートフォリオの最適化および持続可能性計画を支援しうるものであり、専用の国別基盤支援および／または各国の現金支援予算の配分を通じて資金提供を受ける場合がある。

触媒的支援

Gaviは、新規ワクチンの導入、製品の最適化、1回限りの実施費用および技術支援等の対象となる活動に対して、的を絞った触媒的支援を行う場合がある。このような支援は、大きな効果をもたらすワクチンやイノベーションの導入を加速させ、また実施上の具体的な障壁に対処することを目的としている。

診断支援

Gaviは、コレラ、麻疹、黄熱病等の疾病に関するサーベイランスおよび検査能力を含む、ワクチンで予防可能な疾病に関連する適格な診断活動を支援する場合がある。診断支援は、通常、各国のワクチンおよび現金支援予算の配分とは別に提供される。

投資事例

IFFImは随時、疾患予防および疾患管理に対する戦略的投資に資金を供給する。この投資は、国連児童基金（以下「UNICEF」という。）やWHO等のGaviのパートナーを通じて行われる。各投資は、子供および妊産婦の健康改善に向けた進展を制約する疾病を対象としている。IFFImは、これまでに以下の投資事例に資金を供給している。

黄熱病備蓄

Gaviは、病気の流行が認識された後可能な限り早急にワクチンを確実に配備できるように、黄熱病ワクチン備蓄の創出および維持を支援している。また、備蓄は、定期的なプログラムに確実に供給することにも役立つ。IFFImの資金は、病気の流行対応および予防対策の両方に使用された。

ポリオ撲滅

Gaviは、野生およびワクチンに由来するポリオウイルスの感染を遮断するために実施された撲滅強化活動を支援した。この活動には、ポリオの監視および研究活動の維持、社会的流動化の改善ならびに技術的支援の強化が含まれた。

麻疹死亡率削減

Gaviは、麻疹による死亡率の水準を削減する取り組みを支援した。毎年、麻疹により全世界で約35万人の子供が死亡し、その多くは5歳未満の子供である。麻疹死亡率削減対策は、この子供の重大疾患に取り組むことを目的とした様々な世界規模の保健と各開発機関との連携である。麻疹のワクチン対策は、蚊帳、駆虫薬およびビタミンサプリメント等の、その他の救命介入を提供するための手段となっている。

妊産婦と新生児破傷風

Gaviは、妊産婦と新生児破傷風を撲滅するための対策を支援した。妊産婦と新生児破傷風は、世界の多数の低所得国における最も貧困な人々を苦しめ続けている。この対策は、こうした人々に対する清潔分娩の推進および予防接種のサービスを改善する既存の取り組みを強化するために実施された。

五価ワクチン支払保証

2007年、Gaviは、製造業者からの供給増加を促進し、新しい製造業者による市場への参入を奨励する目的で、3年間にわたって五価ワクチンの購入を保証するための資金の前払いを行った。五価ワクチンのシングル・ショットは、5つの感染症、すなわち、ジフテリア、破傷風、百日咳、HibおよびB型肝炎に対する免疫を与える。投与が容易な液状の五価ワクチンは、HibおよびB型肝炎ワクチンの接種増加に重要な役割を果たしている。IFFImによる資金提供のオペラビリティは、Gaviの五価ワクチンの供給能力を確保し安定させる。その結果、新しい製造業者が市場（新興市場を含む。）に参入するよう奨励されたことにより、供給の安全性が高まり、ワクチンの価格が引き下げられた。

黄熱病ワクチン継続

2009年3月、Gavi、IFFImおよびGFAの理事会は、上述のGaviによる当初の黄熱病投資事例の延長および拡大に対する資金提供を承認した。追加の資金提供により、黄熱病ワクチンの適用範囲が増加、拡大され、また予想以上にワクチン価格を相殺する効果があった。

髄膜炎撲滅

Gaviは、世界の髄膜炎菌性髄膜炎の重荷のうち約95%を抱えていると推測される25のアフリカ諸国における髄膜炎菌性髄膜炎A型の流行を撲滅する取り組みを支援した。髄膜炎菌性髄膜炎は、細菌性疾患であり、主に子供に影響を与え、死に至るまたは永久的な障害を残す可能性がある。

ワクチンの研究開発

Gaviは、後期段階にあるワクチンの研究開発活動につき、感染症流行対策イノベーション連合（以下「CEPI」という。）を支援している。CEPIは、新出現の感染症に対するワクチンの開発を加速させ、感染拡大時にこれらのワクチンを公平に入手できるようにすることを使命とする世界的規模の官民パートナーシップである。

COVAX

COVAXは、ACTアクセラレーターのワクチンの柱であった。COVAXファシリティは、Gaviの主要な供給パートナーであるUNICEFとともに、Gavi、WHOおよびCEPIによって共同で主導されており、新型コロナウイルス感染症ワクチンのプール調達と公平な配布のための世界的なリスク分担メカニズムであった。COVAXファシリティ内で、Gaviは、低所得国92カ国の当該ファシリティへの参加を支援する革新的な資金調達手段であるGavi COVAXワクチン事前買取制度の調整と資金調達を行った。

2022年6月、Gavi 5.1の一環として、Gavi理事会は2024-2025年の新型コロナウイルス感染症プログラムを承認した。新型コロナウイルス感染症について、2023年5月5日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の指定が解除され、また、多くの国で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及がかなり進んだことから、2023年末にGaviはCOVAXファシリティをGaviの事務局とGaviアライアンスパートナーのコアプロセスに完全に統合し、承認されたプログラムへと移行した。

IFFImは、設立以降2026年6月30日まで、Gaviの投資事例を援助するために以下の金額を承認した。

投資事例	米ドル（百万）
黄熱病備蓄	101
ポリオ撲滅	191
麻疹死亡率削減	139
妊産婦と新生児破傷風	62
髄膜炎撲滅	68
CEPI協定	110
CEPI-新型コロナウイルス感染症プログラム	206
COVAXのワクチン事前買取制度	495
COVAX資源再配分 ⁽¹⁾	480
投資事例の承認合計	1,852

（注1） COVAX資源再配分の非特定国向けプログラムには7つのサブプログラムがある。具体的には（a）C19 2024-2025年プログラム、（b）Gavi 5.1プログラム、（c）アフリカのワクチン製造アクセラレーター、（d）ザ・ビッグ・キャッチアップ（The Big Catch-Up）、（e）デイ・ゼロ・ファイナンス・ファシリティ（Day Zero Financing Facility）のためのファースト・レスポンス・ファンド（First Response Fund）、（f）ワクチン連合ネットワーク、および（g）Gavi 6.0プログラムである。

詳細については、<http://www.gavi.org>を参照されたい。

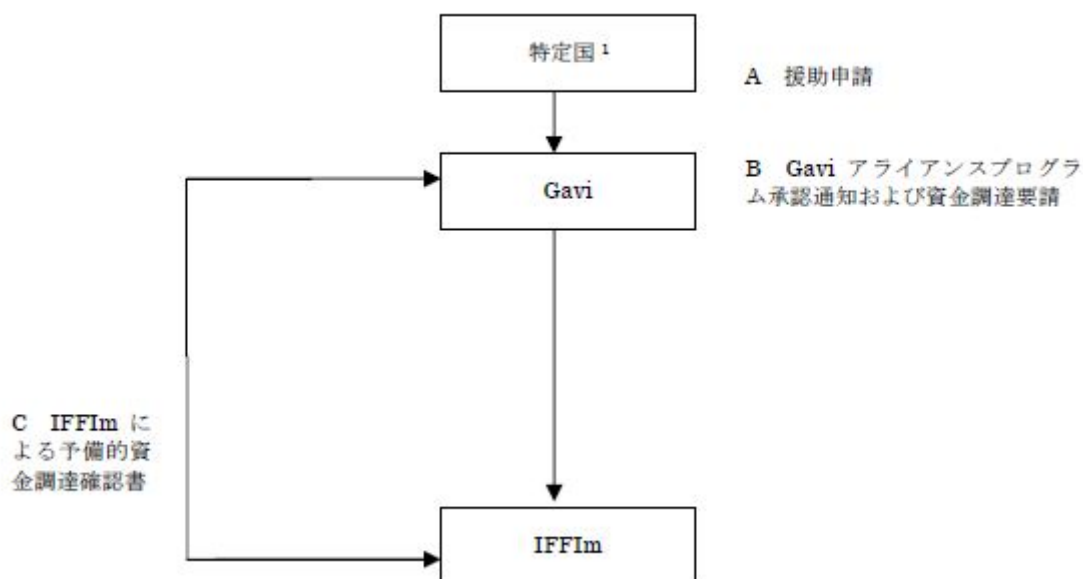
ヘッジ

IFFImのリスク管理戦略に従い、寄付者誓約金および借入金は、変動為替相場に基づき米ドルにヘッジされている。

IFFImの活動―第1部 プログラム承認手続

IFFImは、その時々によって、参照ポートフォリオに含まれている71の特定国のいずれかに恩恵をもたらす予防接種および/またはワクチン確保プログラム、ならびに国を特定しない予防接種の目的とニーズに対応するプログラムへの資金提供を承認するようGaviから要請を受ける。IFFImは、とりわけ、かかる資金提供が、IFFImの慈善目的に合致しており、かつ、定款に違反しないかどうか、また、かかる資金提供が特定の財務要因に合致するかどうかを考慮した上で、かかるプログラムを承認することができる。プログラムは以下のように組成される。

プログラム承認手続



（注1） Gaviは、非特定国向けプログラムを提案することもできる。

A 援助申請

適格国が資金援助を申請する。Gavi 6.0期間における資金供与モデルに基づき、適格国は、Gavi 6.0期間全体を対象とした単一の統合申請書を提出する。当該申請書には、Gaviが支援するワクチンの調達のためのワクチン予算と、予防接種サービスの提供、保健システムの強化、ワールドチェーンおよびサプライチェーンへの投資、技術支援、予防接種キャンペーンの運営支援ならびに関連活動のための現金支援予算の両方が含まれる。申請書は、要請される支援を各国の予防接種の優先課題およびGaviの戦略目標に合致させることを目的とした、各国主導の優先順位付けプロセスを通じて作成される。

申請書は、Gaviの補助金管理システムを通じて提出され、戦略的説明文書、予算書および補助金説明責任枠組みから成る簡素化された一連の主要書類に加え、関連するガバナンス機関による承認の証拠ならびに当該国の保健大臣および財務大臣の署名を含む必要不可欠な補足文書で構成される。

Gavi 6.0期間中、一部の国々は、診断支援、特定の予防接種の導入に対する触媒的支援および最適化プログラムを含む、ワクチン予算および現金支援予算の制約の範囲外にある一定の事項に関して追加支援を申請することもできる。

B Gaviアライアンスプログラム承認通知および資金調達要請

申請が技術審査に進む前に、Gaviはコンプライアンスチェックを実施し、必要な書類、承認および署名がすべて漏れなく提出されていることを確認する。これらの最低限のコンプライアンス要件を満たしていない申請は、正式な審査手続に入る前に、補完のため該当する適格国に差し戻

される。その後、要件を満たした各申請は、公衆衛生、疫学、サプライチェーン、開発金融、経済およびその他の関連分野等の幅広い分野における独立した専門家で構成される独立審査委員会（Independent Review Committee）（以下「IRC」という。）により審査される。IRCは、Gavi理事会が採択した方針に従って各申請を審査し、とりわけ、公平性、戦略および計画、実施能力、整合性、統合性および持続可能性、予算および財務管理、ガバナンスおよびリーダーシップ、モニタリング、評価およびデータ活用、ならびにサプライチェーンおよびコールドチェーンの準備状況などを評価する。IRCは、特定の申請について、承認、条件付き承認、または再審査のための再提出をGaviに勧告することができる。

IRCは審査後に勧告を発出する。当該勧告は、関連する補助金がGaviにより承認される前、または初回の資金供与が行われる前に対処されなければならない。かかる問題の解決段階が完了すると、申請はGaviの事務局の上級幹部で構成される会議体であるGavi補助金運用グループ（Gavi Grant Operationalisation Group）によって審査される。これは申請審査手続の最終段階であり、その結果としてGaviの補助金が承認される。Gaviはこれを受けて、承認および資金調達要請を行うか否かについて検討する。

通常、適格国からの申請に起因するプログラムの支援（保健システムサービスの強化を含む。）に焦点を当てているが、Gaviは、予期せぬ事態（例えば、アウトブレイク、緊急事態およびパンデミック）に対応するため、特定国向けプログラムの範囲を超えた予防接種の目標およびニーズに対応するために設計された専用の仕組みを通じて、追加的な支援を提供することもある（以下「非特定国向けプログラム」という。）。こうした支援の例としては、世界的または地域的なワクチン備蓄、アウトブレイク対応メカニズム、ワクチン供給の確保と手頃な価格の実現を目的とした戦略的調達の取り決めおよびその他の共同購入メカニズム、市場形成イニシアチブ、ならびに複数国における予防接種サービスの迅速な拡大および安全でコスト効率の良いワクチンの使用拡大を促進するための技術支援および能力強化の提供が含まれる。

非特定国向けプログラムへの資金提供申請は、Gaviによって懇請、委託もしくは策定される場合、または国際機関、国家もしくは地域組織、非政府組織、研究機関、財団および公的機関ならびにかかる事業体の共同事業体によって提案される場合がある。このような申請は、適切な場合にはGaviの事務局が準備する場合もある。

非特定国向けプログラムへの資金提供申請は、必要に応じて、以下の1つ又は複数の機関によって評価される。すなわち、臨時専門家審査グループ、IRC、Gavi理事会の「プログラム・政策委員会」またはGaviが指定する後継機関である。Gavi理事会またはその委員会は、特に、提案されたプログラムがGaviの戦略的目標および目的と一致しているか、予防接種の成果にどの程度寄与すると見込まれるか、各国のプログラムや他の資金源と相補的であるか、ならびに当該プログラムが国の支援プロセスでは対応できないまたはその他の既存のプログラムでは十分に資金提供を受けられないGaviアライアンスの予防接種の目的およびニーズに対応しているかについて考慮した上で、かかる各申請を承認するかを決定する。

Gaviは、支出および収入に関する長期的な財務予測ならびにキャッシュ・フロー計画を定期的に更新し、特に、新規プログラムの予算が資金調達の承認を得るために評価される際に更新する。かかる予測の一環として、GaviはIFFImによる資金供与を受けるために必要とされる資金調達の水準を確認する。かかる判断を下す際に、Gaviは、利用できるその他のすべての資金源と比較して、IFFImによる資金供与の効率性、利用可能性および戦略的適合性を考慮する。

Gaviが、承認されたプログラムの全部または一部についてIFFImによる資金提供が適切であると判断し、かつ、提案された資金提供がGaviの定款、ガバナンス要件およびスイスにおける非営利財団としての地位と整合していることを確認した後、Gaviは、手続覚書で定められた様式による「Gaviアライアンスプログラム承認通知および資金調達要請」を発出し、IFFImに対し、IFFImによる資金供与を通じて当該プログラムへの資金提供を検討するよう要請する。

C IFFImによる予備的資金調達確認書

IFFImは、とりわけ、慈善団体としての立場および定款の条項に照らして、提示された各Gaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請を検討する。IFFImはまた、財務マネージャーと相

談して、IFFImの借り入れについて様々な要因を検討する。かかる要因には、金融枠組み協定に規定されているように、いずれかの事業年度において、IFFImが資金調達承認に合意する可能性のあるプログラムの最大累積金額、IFFImの資金調達戦略、流動性政策、リスク管理政策およびIFFImギアリング・レシオ・リミットが含まれる。

IFFImがGaviアライアンスプログラム承認および資金調達要請の承認を決定した場合、IFFImは、IFFImによる予備的資金調達確認書（手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書である。）を発行し、そのようにして承認されたプログラムは承認プログラムとなり、かかるプログラムとして認識されるようになる。

IFFImは、金融枠組み協定に基づきいずれかの暦年における承認プログラムとなる可能性があるプログラムの金額に関し一定の制限に従う。とりわけ、IFFImギアリング・レシオ・リミット、IFFImの資金調達戦略、流動性およびリスク管理政策の適用に従い、いずれの暦年においても承認プログラムとなるように承認されることを許可されたプログラムの最大累積価額（2006年から2015年（同年を含む。）の関連事業年（または2006年から2007年の場合は、期間）についてIFFImプログラム・キャパシティーをいう。）は、以下のとおりであった。

暦年/期間	新たな承認プログラムの最大額 (米ドル)	承認プログラムの累積最大額 (米ドル)
2006-2007	1,050百万	1,050百万
2008	500百万	1,550百万
2009	450百万	2,000百万
2010	425百万	2,425百万
2011	400百万	2,825百万
2012	350百万	3,175百万
2013	325百万	3,500百万
2014	300百万	3,800百万
2015	200百万	4,000百万

2021年3月、IFFImは、新型コロナウイルス感染症に取り組むための資源を至急に創出する必要があることに鑑み、長期的な寄付者による誓約金を前倒しして、緊急の財源を生み出すIFFImの能力を高めるために、寄付国の過半数の同意を得て、以下の新たなプログラム承認スケジュールに記載されている金額および期間でIFFImプログラム・キャパシティーを向上させることを承認した。

2021年から2025年の新たなプログラム承認スケジュール

暦年/期間	新たな承認プログラムの最大額 (米ドル)	承認プログラムの累積最大額 (米ドル)
2021	2,000百万	6,000百万
2022	1,000百万	7,000百万
2023	1,000百万	8,000百万
2024	1,000百万	9,000百万
2025	1,000百万	10,000百万

2024年12月、IFFIm理事会および財務マネージャーは、金融枠組み協定に基づくそれぞれの裁量により、追加的なプログラム・キャパシティーが必要となるまで、新規の承認プログラムの最大額および承認プログラムの累積最大額を、その時点での水準に維持することを決定した。

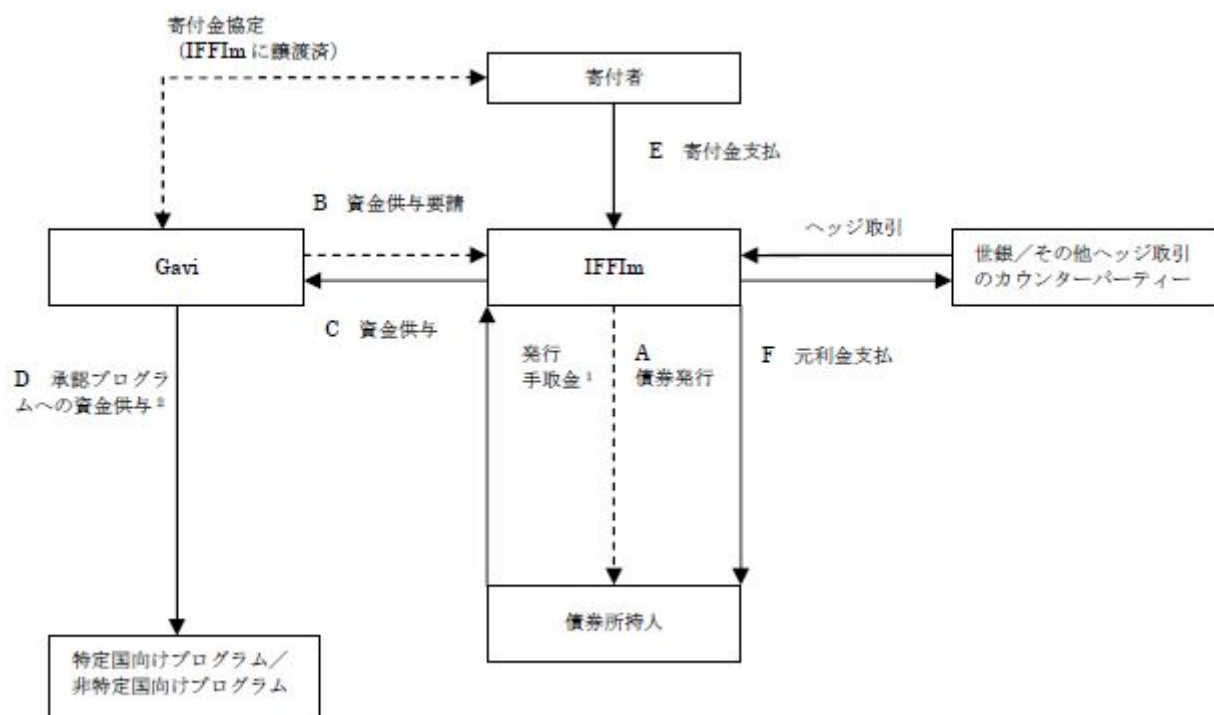
いずれかの暦年（2006年から2007年の場合には、期間）において承認された承認プログラムの累積価額が、最大額を下回った場合、その差額は、翌暦年のキャパシティーに追加されるものとされていた。

その間、IFFImは、提案された追加プログラムに係るプログラムの追加キャパシティーを財務マネージャーおよび寄付者に通知できるが、これは一般的に提案されたプログラムに対して適用される承認手続に従うものとする。

投資家はまた、フィッチレーティングスリミテッド、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスのうち少なくとも2社がIFFImに対し「AA」または同等の信用格付（もしくはIFFImが財務マネージャーと協議した上で寄付者に提案する可能性のあるその他の信用格付であり、各寄付者から書面による同意を得ているもの）を付与しない限り、IFFImは、金融枠組み協定に基づいて、プログラムに対して資金提供の承認を許可されていない、ということに留意すべきである。

以下の図は、とりわけ、IFFIm、寄付者およびその他主要当事者間におけるキャッシュ・フローについて説明している。

IFFImの活動―第2 プログラムへの資金調達



(注1) 発行手取金は、財務マネージャーが保管および管理しているIFFIm口座へ流れる。

(注2) 資金は、Gaviから当該承認プログラムに対して供与される。

A 本プログラムに基づくIFFImの債券の発行

各関連資金調達期間の初日に先だって、財務マネージャーは、IFFImを代理して、到来する関連資金調達期間におけるIFFImの支払義務の総額を評価する。これは、かかる期間におけるIFFImの資金調達要件である。IFFImの資金調達要件には、とりわけ、承認プログラムに基づくIFFImの資金供与義務、本プログラムに基づく発行済みのIFFImの債券の元利金の支払義務、IFFImが締結したデリバティブ取引に関連する支払うべき金額の支払義務、ならびに手数料および関連費用の支払義務が含まれる。

財務マネージャーはまた、かかる関連資金調達期間の初日に先だって、IFFImが利用できるあらゆる資金の総額を評価する。かかる資金には、とりわけ、IFFImの銀行口座に保管されている資金、IFFImの流動資産投資（もしあれば）に関し支払うべき金額および関連資金調達期間に寄付金協定に基づいて寄付者がIFFImに支払うべき金額が含まれており、これらをすべてあわせたものがIFFIm利用可能総資金である。

各関連資金調達期間にIFFImにとって必要となる資金調達額は、したがって、IFFImの資金調達要件がIFFIm利用可能総資金を超過する金額であり、これが、IFFIm必要資金である。

関連資金調達期間におけるIFFIm必要資金を評価するために、財務マネージャーはまた、IFFIm必要資金に見合う資金を調達することによって、IFFImが、IFFImギアリング・レシオ・リミットに違反することになるかどうか、またはIFFImの資金調達およびその他の戦略に合致しない方法で行為することになるかどうかを計算する。かかる違反や行為がある場合には、かかる承認プログラムへの資金調達の結果、IFFImがIFFImギアリング・レシオ・リミットに違反せず、また、その他の戦略に合致するようになるまで、財務マネージャーは、Gaviによるいずれの資金供与要請も延期する。

上述した評価に続いて、財務マネージャーは、かかる関連資金調達期間中に、本プログラムに基づきIFFImの債券を発行するか、その他債務証券を発行するか、またはIFFIm必要資金もしくは、上述されたように延期されているいずれの資金供与要請をも計上するのに必要な金額分が減額されたIFFIm必要資金を満たすために必要となるローンに基づき資金を借入れる。各債券発行

による発行手取金は、Gaviからの資金供与要請に従って支払が行われるまでは、世銀が財務管理契約に従って維持しているIFFIm口座に保管される（かかる発行手取金は、とりわけ、IFFImの債券、あらゆるその他債務証券およびあらゆるローンに基づく元利金支払義務を果たすため、デリバティブ取引に関し支払うべき金額支払を行うため、ならびに費用および関連手数料を支払うために、暫定的にIFFImが使用できることを条件としている。）。

IFFImは、2006年の設立時から2026年7月24日（同日を含む。）までの期間中に113億米ドルを調達した。年間の資金調達高、債券の選択および募集方法は、特定国の承認プログラムに対して行われる資金提供の必要性に応じて変化する。

IFFImおよび財務マネージャーは、IFFImにとって総じて最善の価値および持続的ベースによる寄付金支払を求めると共に、予防接種および/またはワクチン確保プログラムを必要とする国々に対して、信頼および予測できる資金提供を保証する意向を表している。この目的を達成するために、IFFImは、金融仲介機関を通じて、機関投資家および/または個人投資家にIFFImの債券を発行し、幅広く大規模で流動性のあるIFFImの債券の発行から、特定の投資家グループに的を絞った小規模なIFFImの債券の発行まで、様々な取引を実行する。

B/C 資金供与要請およびGaviへの資金供与

Gaviは、承認プログラム（上記参照）に関して資金供与の要請を行う際に随時、要請がなされる金額および関連する承認プログラム等の詳細を含む資金供与要請をIFFImに提出する。

いずれの関連資金調達期間においても、IFFIm口座およびその他IFFImの財政資源に保管されている資金が、かかる関連資金調達期間においてIFFImの資金調達要件に十分見合うということを、財務マネージャーが確信している場合、財務マネージャー（IFFImを代理して）は、金融枠組み協定の規定に従って、(i)いずれかの前関連資金調達期間に提出されたが、前回は完全に認められなかったいずれかの資金供与要請およびその後(ii)前関連資金調達期間の最終営業日以前に、GaviがIFFImに提出したいずれかの資金供与要請を満たすのに必要な金額をIFFIm口座からGaviに迅速に振り込む。

D 承認プログラムへの資金供与

Gaviは、関連資金を受領後、合理的に実施可能な限り速やかに、当該承認プログラムに対して必要な資金供与を金融枠組み協定の条項に基づいて行う。

E/F IFFImの債券の元利金の支払

IFFImは、IFFImに譲渡された寄付金協定に基づいて寄付者から受領した寄付金支払からの利益を、とりわけ、本プログラムに基づいてIFFImが発行し、未償還であるIFFImの債券の元利金の支払に適用する。

プログラムのモニタリング

承認プログラムに対するGaviの財務補助は、Gaviによる厳しいパフォーマンス・モニタリングに従って行われる。かかるモニタリングは、前年に達成した進展を辿り、翌年のために設定した目標を公表し、そして現存の財政源が持続可能であるかどうかを確認することを目的としている。IFFImに承認プログラムをモニタリングする義務はない。

IFFImの活動—第3部 雑則

制約

金融枠組み協定は、IFFImに関する特定の約定を含んでおり、かかる約定はIFFImの活動を制限するというように投資家は留意すべきである。IFFImは、とりわけ以下に関して合意している。登録慈善団体としての立場を維持するために合理的に全力を尽くすこと、英国における事業所およ

び運営を維持すること、金融枠組み協定、手続覚書および関連書類で規定されている以外のその他のいかなる業務にも従事しないこと、かかる契約に基づいて許可されている以外の借入債務を負わないこと、いずれの小会社をも有さないこと、いかなる不動産をも所有または取得しないことならびに譲渡契約に基づいてIFFImに譲渡されている権利、権限、利益または権益を、いかなる方法においても（無条件になされたか担保としてなされたかを問わない。）、移転、譲渡もしくは処分しないこと、または関連ある寄付金協定に従って許容される限りにおいて、いかなる抵当権、負債またはその他の担保もしくはそれらに関する遡及権を設定しないこと。

関連事項および運営停止

金融枠組み協定は、大多数寄付者が、IFFImに対して、特定の状況（各状況は、関連事項という。）において、一時的または永久的に、Gaviに対する資金供与停止を義務づけることができる規定を含んでいる。これらの特定の状況には（これらに限定されないが）、IFFImが、イングランドおよびウェールズ法に基づいた登録慈善団体としての存続を停止する場合、IFFImが破綻した場合および手続覚書に規定されている、予防接種を普及させるためのGaviの戦略的目標が、著しく悪い状況で、達成されていない場合を含む。

大多数寄付者の要請により運営が一時的に停止している間は、大多数寄付者が、IFFImおよび財務マネージャーに対して、適用ある関連事項の改善策が見つかるまでかかる承認プログラムに対する資金供与を停止すべき旨通知した場合は、いずれの承認プログラムに関しても、IFFImからGaviに対して一切資金供与は行われぬ。しかしながら、運営が一時的に停止されている期間はいつでも、IFFImは、IFFImの債券、その他債務証券およびあらゆるローンに関する元利金支払に必要な支払、デリバティブ取引に関し支払うべき金額の支払ならびに費用および手数料の支払を継続して行う。両当事者は、最大60日までの期間、一時的な運営停止の原因となった関連事項を改善するために合理的に全力を尽くすことが認められている。

かかる期間を経過しても、関連事項が、大多数寄付者の満足行くレベルにまで改善されない場合、大多数寄付者は、IFFImの運営を永久に停止することを決定することができる。かかる場合、IFFImは（金融枠組み協定で許可されている範囲で）、IFFImの銀行口座から資金供与を行うことに関して運営を永久的に停止し、また、IFFImの資産を適正に現金化、管理および維持することならびにIFFImの義務を清算することに付随する活動を除くすべての活動を速やかに停止するものとする。その結果、Gaviアライアンスのプログラムが承認プログラムになるためにその後新たに承認されることは一切無く、IFFImは、承認プログラムに関し行うGaviに対する資金供与を停止する。

一時的または永久的な運営停止によって、寄付者が寄付金協定に基づいて予定された支払を行う義務は、いかなる方法においても変化、軽減、延期または変更されることはなく、かかる支払は、財務マネージャーが、すべての発行済みのIFFImの債券およびIFFImが抱えているその他の債務が完済された旨を寄付者に対して通知するまで継続しなければならないものとする。永久停止の通知に従い、IFFImは、満期を迎えるまたは償還されるIFFImの債券またはその他債務証券およびローンの借り換えをする必要がある場合を除いて、新たにIFFImの債券またはその他債務証券を発行したり、新たにローンを借り入れることはできないものとする。

一旦IFFImと財務マネージャーが、IFFImのすべての債権者（IFFImの債券所持人を含む。）が完全に免責されたことを確認すると、IFFIm口座の預金に残っているあらゆる資金は、相談をした後に、IFFImの定款の条項および適用法の条項に従って、IFFImの慈善目的に向けて適用されるものとする。

いずれの寄付者も、金融枠組み協定のその他の当事者に対して、以下の(a)～(c)を通知することができる。

- (a) 寄付金支払が、寄付者の管轄において控除または源泉徴収されることなく行われることを保証するため、もしくは、税金に関して補償義務を果たすために、寄付金協定の条項に従って追加の支払を(i)行わなければならないとなった、もしくは(ii)行うようになる可能性があること、または、

- (b) GaviまたはIFFImの活動に関連して、適用ある管轄に基づいて予期しない納税義務が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること、または、
- (c) 国家もしくは国際会計もしくは寄付金協定に基づくかかる寄付者の公約に関する規制上の取扱いにおいて重大な変更が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること。

かかる通知のいずれかが行われた場合には、金融枠組み協定の当事者は、取引文書に記載されている取引の見直しおよびかかる見直しに伴い必要となる取引文書に対するいかなる修正についても合意するという考えの下、誠意を持って交渉に入るものとする。ただし、(A)適用ある格付機関が、書面により、IFFImの発行済みのIFFImの債券、その他債務証券および/またはローンの格付が、かかる修正により著しく影響を受けることはないことを確認するまで、または(B)財務マネージャーの合理的な意見において、かかる見直しによって(i)寄付者からの要求があった時点における発行済みのIFFImの債券、その他債務証券および未返済のローンに関して予定されている支払および債務返済の要件を満たすためのIFFImの能力もしくはその他の義務、費用、負債ならびに金融枠組み協定において特定されている種類のその他の要件を満たすためのIFFImの能力を害する場合、もしくは(ii)IFFImの財務効率性を全般的に著しく害する場合、かかる見直しは効力を生じないものとする。

しかしながら、当事者が取引文書の修正について合意できない場合には、関連事項が一切生じていないとしても、大多数寄付者は、IFFImの運営を永久的に停止することを決定することができる。

かかる通知が、上記(a)(i)、(b)(i)または(c)(i)で参照されている通知である場合には、関連事項が一切生じていないとしても、以下を前提として、大多数寄付者は、かかる交渉に入る前に、一時的にIFFImの運営を停止することができる。かかる運営停止は、大多数寄付者がその他の各当事者に対して、かかる通知を行った日に始まり、(i)運営の永久停止が生じた日、または(ii)見直しおよび参照された修正が効力を発した日（いずれも当日を含む。）のいずれかに終了するということを前提としている。

IFFImおよびその財政構造に関連するリスク要因

IFFImの債券がIFFIm単独の債務であるリスク

IFFImの債券は、IFFImが単独で有する直接的および無条件ならびに非劣後および無担保の債務であり、寄付者を含む何者にも保証されることがなく、また寄付者を含む何者も責任を負うことがない。Gaviは、IFFImの債券に基づきいかなる支払義務（偶発か否かを問わない。）も負うことがない。

さらに、IFFIm以外の何者も、IFFImの債券に基づきIFFImによる支払の不履行に関し、IFFImの債券所持人に対するいかなる債務も受けることはない。

IFFImの支払能力に関するリスク

IFFImの債券の元利金を支払う能力は、主に、IFFImの寄付金協定に基づく寄付金支払の受領状況に左右される。IFFImは、IFFImの債券に基づき義務を履行する目的で利用可能であるその他の重要な資金源を持たない。

一切の寄付金支払は、寄付金の支払条件に従い行われることに留意すべきである。よって、参照ポートフォリオの一部を構成するいずれかの特定国（単独か複数かを問わない。）が長期遅延に陥っている場合、かつ、関連ある寄付者が、寄付金の支払条件を適用しないことを選択しない限り、支払われるべき各寄付金支払は、当該特定国の減額幅だけ減額される。寄付者がいずれかの寄付金支払について寄付金の支払条件を適用しないことを選択した場合には、当該寄付金支払は、（かかる減額を行うことなく）全額でなされる場合がある。

かかる減額の結果、寄付者から支払われる寄付金支払により、IFFImがIFFImの債券に必要な支払を行うための十分な資金を得られない場合、当該IFFImの債券の所持人は、本来支払われる予定であった金額より減額された利息および/または元本を受領する可能性がある。

IFFImの債券に基づき支払われる元利金に関し、IFFImに対する償還請求権が制限されるリスク

IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートに基づくIFFImによる支払義務は、IFFImの全資産の実現純収入および債券信託証書に基づくIFFImの債券、IFFImの利札およびレシートの所持人の権利に限定される。かかる金額が、IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートならびに債券信託証書およびIFFImの債券と同等のその他の借入金債務に基づくIFFImの全債務を完済するのに充分でない場合、これがいかなる理由によるものであっても、IFFImは、かかる不足分を支払う義務を負わない。IFFImの債券に関するかかる不足分はすべて、IFFImの債券、IFFImの利札およびレシートの所持人が比例配分で平等に負担するものとする。

IFFImは、その他債務証券を発行する可能性があり、またIFFImの債券に基づくIFFImの支払義務と同等のその他の債務が発生する可能性がある。

IFFImの債券がIFFIm単独の法人債務であるリスク

IFFImの債券、IFFIm財務文書または取引文書に基づくIFFImの義務、誓約または契約に関する償還請求権は、IFFImの理事または構成員に対して行われることはなく、IFFImの債券、IFFIm財務文書およびその他取引文書に基づくIFFImの義務は、IFFImの法人債務であると理解され、また、IFFImの理事または構成員が、IFFImのかかる義務、誓約および契約に基づきまたはこれらを理由として個人的負債を負うことはない。

IFFImの資産が限定されているリスク

IFFImの主要な資産は、(i)寄付金協定に基づく権利（譲渡契約に従い、寄付金協定に基づく寄付金支払を受領する権利を含む。）、(ii)IFFImが当事者であるその他取引文書に基づく権利、(iii)IFFIm口座に随時預金される資金およびIFFImのために財務マネージャーが行うあらゆる投資ならびに(iv)デリバティブ取引に基づく権利で構成されている。

IFFImの債券が期限前償還される場合、その時に発行済みであるIFFImの債券に関するすべての元利金の支払をかかえる資産から実現される手取金で充足できないこともありうる。

ただし、金融枠組み協定の条項により承認プログラムの価値総額は制限されており、IFFImの信用格付が2つ以上の適用ある格付機関によりAAもしくはそれに相当する格付（もしくはIFFImが財務マネージャーと協議した上で寄付者に提案する可能性のあるその他の信用格付であり、各寄付者から書面による同意を得ているもの）より引き下げられる場合、または財務マネージャーの判断でIFFImがIFFImギアリング・レシオ・リミットに違反するとされる場合に追加のプログラムが承認されることはない。

IFFImが寄付者の履行に対し、いかなる責任も負わないリスク

IFFIm、財務マネージャーおよびトラスティーは、寄付者が締結する関連ある寄付金協定に基づく当該寄付者の義務の履行および遵守、寄付金協定に基づき寄付者が支払うもしくは支払うことになる金額の復元可能性、または寄付金協定、金融枠組み協定もしくはその他のあらゆる取引文書に基づくもしくは関する寄付者のその他の行為、不履行もしくは不作為に関し、いかなる表明および保証も行わず、また行っておらず（またはGAVIファンド・アフィリエイトもしくはGaviから受領しておらず）、責任、債務または義務を有していない。IFFIm、財務マネージャーおよびトラスティーは常に、寄付者の財政状況、信用力、問題、立場または性質に関し、責任、義務または債務を負うことはない。

IFFImの債券に関する金融サービスが寄付者の履行に左右されるリスク

IFFImの債券の条件に関する金融サービスおよび履行は、主に、各寄付者が当事者である各寄付金協定に基づく義務およびかかる協定に基づきなされる支払に関する誓約を履行する状況に左右される。

このリスクに関連して、投資家は、各寄付者がIFFImおよび金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者である各寄付金協定が当該寄付者の有効かつ拘束力のある義務を構成している旨表明および保証を行っていることに留意すべきである。それにもかかわらず、投資家は、以下の「寄付金協定に基づき寄付者によりなされる一定の支払のために、かかる支払の前に追加のまたは年次の議会または政府による承認が必要となりうるリスク」に記載されているカナダに関する留保に関心を寄せている。

IFFImは寄付者による支払遅延を時折経験することもあるが、これは事務的な性質のものである。かかる遅延は重大なものではなく、また、IFFImの信用格付やIFFImの財務状況に悪影響を及ぼしてはいない。今後、支払に遅延が生じ、これが重大な場合には、IFFImの信用格付やIFFImの債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、投資家は、IFFImに譲渡された寄付金協定に基づくまたはかかる協定に関するIFFImの権利に含まれるいかなる所有権またはその他の法的利益もIFFImの債券所持人の利益にならないことにも留意すべきである。IFFImの債券所持人は、寄付金協定を履行する権利または寄付者に対し直接償還請求をする権利を有さない。

寄付金協定に基づき寄付者によりなされる一定の支払のために、かかる支払の前に追加のまたは年次の議会または政府による承認が必要となりうるリスク

各寄付者が寄付金協定に基づき寄付金支払を行う義務は、カナダに関する以下の留保を条件として、有効で拘束力および強制力のある義務を構成している。各寄付者は、議会および政府の認可を含め、寄付金協定に関する寄付金支払およびその他の支払義務に関し必要となる認可を取得する。ただし、下記を例外とする。

(1)寄付者は、寄付金協定のグロス・アップ条項、租税補償条項または一般的な補償条項に基づき生じた支払義務を果たす前に追加の議会または政府による認可を要求することができる。このような認可は、かかる支払の金額および内容が明らかになるまで取得できない。イタリア共和国

（これについては後に説明される。）を除き、かかる認可が取得できないとしてもかかる支払義務が有効で拘束力および強制力を有することには影響しない。

(2) イタリア共和国については、イタリア議会がIFFImのプロジェクトに参加することを認めており、2005年12月23日付の法266号（以下「2006年度予算法」という。）に従い当初の寄付金協定に基づく寄付金支払の合計金額を支払うための504百万ユーロを経済財務省に割り当て、また、2010年12月13日付の法220号（以下「2011年度予算法」という。）に従いIFFImを含む開発政策への協力支援のために534百万ユーロを割り当てた。2020年、イタリア議会は、2020年5月19日付の政令第34号（2020年7月17日付の法77号により法律化）（以下「再出発令」という。）に従い、イタリア共和国によるIFFImのプロジェクトへの参加において150百万ユーロの追加を承認した。さらに、2025年12月30日付の法199号（以下「2026年度予算法」という。）および2025年12月30日付の経済財務省大臣令（以下「2025年寄付者令」という。）に基づき、75百万ユーロの追加が承認されており、これは2026年から2030年まで毎年15百万ユーロずつ分割して支払われることとなっている。寄付金協定に基づきイタリアの経済財務省が担う支払義務のうち、（予定されている寄付金支払の総額と合算した場合に）2006年度予算法、2011年度予算法、再出発令、2025年寄付者令および2026年度予算法で規定された金額を超える分については、イタリア共和国を代表する経済財務省の法的に有効で拘束力および強制力のある義務を構成するために、議員法規または省庁の規定に基づくかかる超過金額に関する事前の採択を要する。

(3) スペイン王国については、スペイン閣僚会議が、年次ベースで寄付金支払を承認しなければならない。

(4) 英国については、（英国の寄付金協定に基づく寄付者としての）英国外務・英連邦・開発省（旧英国国際開発省）は、年度予算配分（とりわけかかる配分から関連ある年に英国の寄付金支払が行われる。）に関して毎年可決する歳出予算法に依拠している。

(5) イタリア共和国については、各寄付金支払が効力を有する前に支払に関する特別命令を採択する必要がある。

(6) オーストラリア連邦については、連邦議会が、各寄付金支払に関する歳出を行わなければならない。

(7) カナダについては、財政管理法第40条(1)に従って、各寄付金支払につき、支払がなされる年度中に歳出を行うことが寄付金協定の黙示の条件となっている。

上記(1)から(6)で言及された認可取得のメカニズムは、いずれも関連ある寄付者が予定どおり寄付金支払を行う旨の誓約が有効で拘束力および強制力を有することに何ら影響を与えることはない。この点に関する法律は存在しないが、上記(7)に記載された黙示の条件は、予定されている寄付金支払を行うカナダの誓約における有効で拘束力および強制力のある性質に影響を及ぼす可能性がある。特に、寄付金支払について支払がなされる年度中に歳出が行われない場合、財政管理法の関連規定が適用され、カナダが当該寄付金支払を行う義務を負わないこととなる可能性がある。この問題が将来において法的強制力を争う訴訟で提起された場合、カナダの裁判所は、カナダと締結された寄付金協定が英国法に準拠していることを根拠に、財政管理法第40条(1)の適用を拒否する可能性がある。ただし、カナダの裁判所は、これに代えて、寄付金協定に基づく両当事者の適用法の選択にかかわらず、財政管理法第40条(1)をすべてに優先する効果を有する規定とみなす可能性もある。IFFImはこれまで、カナダが財政管理法第40条(1)に依拠して契約上の義務を回避したことを認識していない。しかしながら、IFFImの財政構造の慎重な財務管理をより一般的に確保するため、カナダに適用される独自の法的枠組みを考慮し、財務マネージャーはIFFImギアリング・レシオ・リミットのモデルに適切な調整を行ってきた。

英国チャリティ委員会による介入のリスク

IFFImは、英国チャリティ委員会により規制されている。英国チャリティ委員会は、2011年チャリティ法（随時なされる改正を含む。）に基づき慈善団体の調査および審査を開始する権限を有しており、かかる調査および審査の結果が出るまで、英国チャリティ委員会には、とりわけ以下の行為が認められている。

- ・慈善団体のトラスティー、役員、代理人または従業員を、その役職または雇用および（該当する場合には）慈善団体の構成員から解任するまたは停職にすること。
- ・慈善団体の管理計画を確立すること。
- ・公式の保管者に慈善団体の財産を付与すること。
- ・追加の慈善団体のトラスティーを任命すること。
- ・慈善団体の債務者に対し、英国チャリティ委員会の認可なしに慈善団体に対して支払を一切行わないよう命令すること。
- ・慈善団体の財産を有する者に対し、英国チャリティ委員会の許可なしにかかる財産を放棄しないよう命令すること。
- ・英国チャリティ委員会の認可なしに、慈善団体が取引を締結したり、支払を行ったりすることを禁止すること。
- ・慈善団体の財産および業務に関し、受領者および管理者として行為する暫定管理者を指名すること。
- ・慈善団体のトラスティー、役員もしくは従業員または慈善団体それ自体に対し、英国チャリティ委員会が慈善団体の利益のために適切であると考える行動をとるよう命令すること。
- ・治安判事により捜査押収の許可を得ている場合に、書類または情報を入手および押収するために敷地内に入ること。

英国チャリティ委員会はまた（調査または捜査が実施されていない場合において）、慈善団体が保有するまたはそのために信託されている財産を保有または管理する者が慈善団体の目的上適切に利用しようとしないうちに、慈善団体の目的上当該財産が確実に適切に利用されるようにするために命令を下すことが必要または好ましいと認められる場合、一定の条件に従って、関係ある者に対し当該財産を命令する方法で利用させることができる。

英国チャリティ委員会のかかる行為は、IFFImの債券に関するIFFImの支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ヘッジ取引のカウンターパーティーの業績および利用可能性がIFFImの資金調達戦略およびIFFImのヘッジ戦略の有効性に影響を与える可能性があるリスク

IFFImは、業務上単一通貨を選択しており、かかる通貨は米ドルである。IFFImは、財務マネージャーの助言に従い、特に寄付金協定の価値における為替および金利の変動による将来の影響、本プログラムに基づいて発行されたIFFImの債券に関する為替および金利リスクを限定するための適切なヘッジ取引を締結しており、今後も締結する予定である。

通貨、金利およびその他のリスクを効果的にヘッジするIFFImの能力ならびにIFFImの債券、取引文書およびその他の借入金債務に基づく義務を履行するIFFImの能力は、そのヘッジ取引のカウンターパーティーのその時々業績および信用力により左右される。市場環境の変化に応じ、IFFImは、財務マネージャーが適用する確立された信用力評価プロセス、担保契約およびリスク限度の使用、ならびにその他の監視手続を通じて、ヘッジ取引のカウンターパーティーの信用リスクを引き続き監視および管理している。デリバティブ・エクスポージャーは毎日時価評価される。担保の差し入れ要件は、公的信用格付に基づいて決定される閾値に基づいている。保有する担保には、現金および高格付で流動性のある投資有価証券が含まれている。財務マネージャーが定めるIFFImのカウンターパーティー適格基準に基づき、IFFImは、カウンターパーティーに付与された公開格付を参照して決定される平均信用格付がA-を下回るカウンターパーティーとは、スワップ契約を締結してはならない。

IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づき、いずれかの当事者が特定の信用格付機関によりAAAまたはそれに相当する格付を付されている限り、いずれの当事者も相手方に対し担保を差し入れる必要はない。世銀は現在AAAの格付を有しているので、世銀とIFFImとの間のヘッジ取引に基づく義務を裏付けるための担保をIFFImに対して差し入れる必要はない。IFFImの信用格付は、その設立時には、S&PからはAAA、ムーディーズからはAaa、フィッチからはAAAとそれぞれ格付された。しかしその後、IFFImの信用格付は、IFFImの特定の寄付者の信用格付が引き下げられたこと

を受けて、引き下げられた。IFFImの信用格付は現在、S&PからはAA（見通しは安定的）、ムーディーズからはAa1（見通しは安定的）、フィッチからはAA-（見通しは安定的）とそれぞれ格付されている。

こうした引き下げの結果、世銀は、ある特定の状況において、IFFImと世銀との間のヘッジ契約に基づいて担保を差し入れるようIFFImに要求する権利を有する。世銀はかかる権利を行使していないが、世銀とIFFImは、IFFImと世銀との間で締結されたデリバティブ取引に基づく世銀のエクスポージャーを管理するために随時IFFImギアリング・レシオ・リミットから控除される割合（リスク管理バッファー）を適用することに合意している。財務マネージャーは、その単独の裁量により、このリスク管理バッファーを調整することができる。

よって、未決済の取引に関する通貨および金利の動向により、IFFImは世銀に対しリスクを負う可能性がある。

さらに、財務管理契約に基づき、IFFImは、財務マネージャーが市場のカウンターパーティーとの間に相殺取引を締結することにより、IFFImとの取引から生じるエクスポージャーをヘッジする意図を有すると認識している。財務マネージャーがその信用格付基準を満たすカウンターパーティーとかかる相殺取引を締結できない場合、または金融リスクを効果的にヘッジすることができない場合には、財務マネージャーはIFFImとの間にヘッジ取引を締結する必要はない。

財務管理契約に従い、IFFImは、上述のヘッジ取引のカウンターパーティーの信用リスク管理措置に沿った条件で、市場のカウンターパーティーと直接ヘッジ取引を行うことが認められており、実際にヘッジ取引を行っている。これらには担保の取り決めが含まれるが、当該担保の取り決めに従って、カウンターパーティーはIFFImに担保の差し入れを要求する権利を持たない。IFFImは、値洗い後のエクスポージャーが格付に基づく担保閾値よりも大きい場合には、カウンターパーティーに担保の差し入れを要求することができる。

IFFImの財務業務を財務マネージャーに依存するリスク

IFFImは従業員を有しておらず、将来も従業員を有することはない旨誓約している。IFFImの財務業務は、財務マネージャーにより行われている。IFFImおよび世銀は財務管理契約を締結しており、それに基づき、世銀がIFFImのために財務マネージャーを務め、当該契約書に記載されるサービスを提供する。財務管理契約は当初5年間効力を有していた（満期は2011年9月29日）。2011年9月28日、IFFImと世銀は2011年10月5日までの暫定期間について財務管理契約を既存の条件で延長することに合意した。IFFImと世銀は、2011年10月5日に財務管理契約を当初の契約と実質的に同じ条件で更新した。財務マネージャーとしての世銀の任期はその後2016年10月5日まで更に5年間延長され、その後再び2021年10月5日まで更に5年間再延長され、その後再び2026年10月5日まで更に5年間再延長されており、IFFImと世銀は、財務マネージャーとしての世銀の任期を2031年10月5日まで更に5年間延長することに合意しているが、当該延長は、本有価証券報告書の提出日現在、まだ効力を生じていない。

IFFImは、財務マネージャーを常時維持するために合理的に全力を尽くすことを誓約しており、これには、多国籍開発銀行が予想されるが、要請があった場合に、IFFImが、現在世銀が提供しているサービスを提供するよう多国籍開発銀行に約束させることができるという保証はない。IFFImは90日前の通知を行った上で財務マネージャーとの契約を終了させる権利を有する。2013年2月8日および2013年6月11日、IFFImと世銀は、第2回更改契約を締結し、リスク管理バッファーを導入した結果、財務管理契約に一定の派生的変更を加えることに合意した。この派生的変更により財務管理契約に基づく財務マネージャーの任期が影響を受けたことはなく、また、世銀の任期についても実質的に変更はない。

投資家は、財務マネージャーがIFFImに通知をした上で任務を辞退する権利を有することにも留意すべきである。ただし、かかる辞退は、IFFImにより新しい財務マネージャーが指名される日またはかかる辞退の通知が行われた日から12ヶ月が経過した日のいずれか早い方が到来するまで効力を生じない。世銀が財務マネージャーを辞退する場合で、IFFImが多国籍開発銀行またはその他の適切な後継者から財務管理サービスを提供する約束を得られなかった場合に、IFFImの財務業務

がどのようなされるかは不確実であり、IFFImがIFFImの債券およびその他の取引文書に基づく義務を履行できない可能性がある。

(5) 【経理の状況】

Deloitte LLPは監査人を継続する意思を表明しており、年次総会を開催せずに監査人として再任されたとみなされるための適切な体制が整備された。

以下の情報は、2025年12月31日に終了した年度についてのトラスティの年次報告書および財務書類から重大な調整をせずに抜粋されており、会計実務勧告書「慈善団体による会計および報告」（慈善団体の会計実務勧告書（FRS第102号））（第2版－2019年10月）および2006年英国会社法の規定に従って作成されている。

以下、監査報告書および年次財務書類からの抜粋である。

予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)加盟国に対する監査報告書

財務書類の監査に関する報告書

1. 意見

我々の意見では、予防接種のための国際金融ファシリティ（以下「慈善会社」または「IFFIm」という。）の財務書類は、

- 2025年12月31日現在の慈善会社の業務の状況ならびに同日に終了した年度のその収入および収支を含む財源の利用について、真正かつ公正な見通しを示している。
- 財務報告基準第102号 英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準を含む英国で一般に認められた会計実務に基づき適切に作成されている。
- 2006年英国会社法に定める要件に基づき作成されている。

我々は、以下を含む財務書類を監査した。

- 財務活動報告書
- 収支計算書
- 貸借対照表
- キャッシュ・フロー計算書
- 関連ある注1乃至注22

財務書類の作成時に適用された財務報告の枠組みは、適用ある法律および財務報告基準第102号 英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準を含む英国会計基準（英国で一般に認められた会計実務）である。

2. 意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用ある法律に従って監査した。かかる基準に基づく我々の責務の詳細は、下記「財務書類の監査に関する監査人の責務」に記載されている。

我々は、英国における我々の財務書類の監査に関する倫理要件（上場企業に適用ある財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含む。）に従って、慈善会社から独立しており、かかる要件に従ったその他の倫理責任を果たしている。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の意見に対して十分かつ適切な根拠であると考えている。

3. 我々の監査手法の概要

重要な監査事項	当年度において我々が特定した重要な監査事項は以下のとおりである。 ● 政府誓約金の評価 本監査報告書において、重要な監査事項は以下のとおり特定されている。 ① 新たに特定した事項 ② リスクレベルの上昇 ③ 同程度のリスクレベル ④ リスクレベルの低下
重要性	当年度において我々が使用した重要性は23.2百万米ドルであったが、かかる数値は2025年12月31日現在の公正価値で保有される政府誓約金を参照して決定された。
範囲	財務書類の注4に記載されているとおり、IFFImは、すべての管理補助業務をワクチン・アライアンスであり、慈善会社の親会社であるGavi（以下「Gavi」という。）に、そして米国に所在するDeloitteのメンバーファーム（以下「Deloitte米国」という。）が監査する、一定の経理事務および財務報告補助を伴う財務業務を国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という。）に委託している。したがって、我々は、Deloitte米国に対して、我々を代理して一定の手続を行うよう指示した。この業務の一部として、Deloitte米国は、本監査報告書の下記「重要な監査事項」に関する手続を実施した。かかる業務は、英国監査エンゲージメントチームの指揮監督の下で行われた。
我々の手法における重要な変更	6.に詳述しているとおり、我々は重要性を決定する際の手法を見直した。

4. 継続企業に関する判断

財務書類の監査に際し、我々は、財務書類の作成においてトラスティーが継続企業ベースでの会計を行うことが適切であるとの結論に至った。

慈善会社が継続企業ベースでの会計を継続して採用できるかのトラスティーによる判断を我々が評価する際に以下を行った。

- 数値的正確性の検証および証拠書類に使用された重要な仮定への同意により行う、経営陣が作成したキャッシュ・フロー予測の妥当性の評価
- IFFImが使用する最悪のシナリオの仮定を用いたストレステストの実施結果を独立して計算し直すことによる、IFFImのストレステスト実施への挑戦および見直し
- 国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対して長期遅延している国々の一覧表および公表されたニュースの独自検証による、マクロ経済の不確実性がIFFImから最終的に寄付金を受領する資格を有する国に与える影響の評価（これは、政府誓約金の信用リスクに影響を及ぼし、最終的にはそれらの回収可能性にも影響を及ぼす。）
- IFFImがIFFImのデリバティブ・ポジションのカウンターパーティーとしての世界銀行との間で締結した契約の条件および世界銀行がIFFImから担保を要求する権利を有する状況に照らして、報告日時点に行ったIFFImの流動性ポジションの評価
- 財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間は担保を要求しない旨を記載した、IFFImが世界銀行から受領した確認書の入手および評価

- 財務書類の承認日から12ヶ月以内に支払期限が到来するその他の負債に対するIFFImの支払能力に影響を与える範囲を限度として、IFFImが寄付金支払を繰り延べることができる旨を記載した、IFFImの寄付金を受領する唯一の者としてのGaviからIFFImが受領した確認書の入手および評価
- 現在の誓約金が撤回可能か否かを確認するための当該誓約金の見直し

我々が実施した監査業務に基づいて、財務書類の発行が許可されてから少なくとも12ヶ月の間に、慈善会社が継続企業として存続する能力に個別にまたは全体として著しい疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性を我々は特定していない。

継続企業に関する我々とトラスティーの責任は、本監査報告書の関連箇所に記載されている。

5. 重要な監査事項

以下に記載された重要な監査事項とは、我々専門家の判断において、当年度の財務書類の我々の監査で最も重要であった、かつ、我々が特定する最も重大と評価される重要な虚偽記載（不正によるものかは問わない）のリスクを含んだ事項である。かかる事項には、全体としての監査戦略、監査における財源の分配およびエンゲージメントチームの労力の管理に最も重大な影響を与えたものが含まれる。

当該事項は、我々が行った財務書類全体の監査に関連して、財務書類に関する意見の形成の際に対応済みであり、我々がかかる事項につき別途意見を述べることはない。

5.1. 政府誓約金の評価

重要な監査事項の概要

IFFImの資産基盤は主に、寄付を行うソブリン政府からの誓約金（以下「誓約金」という。）で構成されている。誓約金は、Gaviの様々なワクチン確保および予防接種プログラムを支援するために支払われる資金を市場で発行される債券を通じて調達するために使用されている。

誓約金は寄付金収入として認識され、寄付国による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された時点で未収寄付金として認識される。誓約金は、当初公正価値で認識され、その後公正価値で再測定される。

未収寄付金の公正価値は、融資のための高水準条件（以下「HLFC」という。）のヘアカットを適用し、割引係数を用いて報告日時点に割り引くことで、予測される将来のキャッシュ・フローの現在価値を計算することによって決定される。誓約金は、寄付金の支払条件（以下「GPC」という。）に基づきそれぞれの期間において寄付国からIFFImに支払われるが、IFFIm適格国が長期遅延に陥っている場合、GPCは寄付国に対して寄付金の減額を義務づけている。

GPCの公正価値調整の決定は、寄付者による誓約金の存続期間中に予防接種プログラムの実施国によりIMFとの間で遅延が発生する可能性と期間を見積もる確率モデルを用いて世界銀行が判断している。

財務書類の注20の会計の見積りおよび判断の要約、および財務書類の注16の公正価値に関する開示に記載されたとおり、GPCの公正価値調整の見積りには、特に、誓約金の存続期間中に実施国によりIMFとの間で遅延が発生する可能性といった重大な経営判断が必要とされる。したがって、我々はこの残高に誤りまたは改ざんのリスクが存在すると判断した。

2025年12月31日現在、政府誓約金の公正価値は21億米ドル（2024年度：23億米ドル）であった。2025年度のGPCの公正価値調整に帰属する公正価値の変動は、47.0百万米ドル（2024年度：49.0百万米ドル）であった。

我々の監査範囲で重要な監査事項にいかに対応したか	我々の監査の範囲を明確にし、重要な監査事項に対応するために、我々は以下を行った。 ● 世界銀行が行う公正価値の計算で使用された過去の不履行実績に関連ある統制手続を検証した。 ● 1984年から現在までの不履行の母集団全体を分析し、世界銀行とIMFに対するソブリンの不履行の相関関係を検証することにより、IMFに対する不履行予測について、世界銀行の過去の不履行実績を代替として用いることの妥当性を検証した。 ● 世界銀行の不履行実績に固有の要因である世界銀行と同等の優先債権者の地位からIMFが恩恵を受けるかどうかを含め、IMFにとって世界銀行の信用実績が適切な代替であるかを評価した。 ● 世界銀行でのソブリン信用格付手順を評価し、過去の遅延の分析を検証することにより、カントリー信用リスク格付、不履行確率およびデフォルト時損失率等のGPC公正価値算出に必要なデータを検証した。 ● GPC公正価値調整パーセンテージを再計算した。 ● ブルームバーグから2025年12月31日現在の各寄付国のソブリン利回りを独自に入手し、未収寄付金からキャッシュ・フローの割引率と現在価値を再計算することによって、寄付国の割引率を検証した。 ● 我々の評価の専門家の関与を得て、政府誓約金の公正価値の計算に関して独立した査定を行い、公正な評価のため、経営陣が使用した手法を評価した。
--------------------------	--

主たる所見	我々は、実施した監査業務に基づき、2025年12月31日現在において政府誓約金の評価が妥当であるという結論に至った。
-------	--

6. 重要性の適用

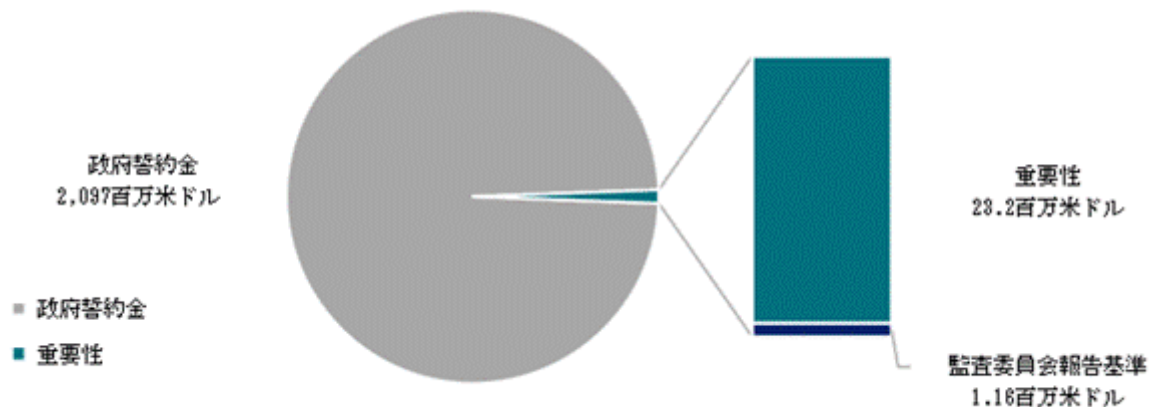
6.1. 重要性

我々は重要性の定義を、妥当な有識者の経済的決定が変更されるかまたは影響を受けることが確実となる、財務書類における虚偽記載の重大さと定義した。我々は、我々の監査業務の範囲を計画する際と我々の業務の成果を評価する際のいずれも重要性を使用している。

我々専門家の判断に基づいて、我々は、財務書類全体に対する重要性を以下のとおり決定した。

重要性	23.2百万米ドル（2024年度：22.6百万米ドル）
重要性を決定する基準	我々は、2025年12月31日現在の公正価値で保有される政府誓約金を参照して我々の重要性を決定しており、重要性は当該残高の1.1%に相当するものである。前年度においては、我々は公正価値で保有される政府誓約金の1.0%を基準として重要性を決定した。

適用されたベンチマークの論理的根拠	IFFImは、保健および予防接種プログラムのためにGaviを支援する資金を調達することがその主たる目的である。かかる資金は政府誓約金により調達され、IFFImは国際資本市場での債券発行によってかかる誓約金を即時利用可能な現金資源に転換するため、かかる資金は債券所持人の資本を表している。したがって、我々は政府誓約金が重要性を決定する適切なベンチマークであると特定した。 当年度においては、政府誓約金に係る支払は受領されたものの、新たな誓約金の約定はなされなかった。慈善会社の規模は概ね変わっておらず、今後新たな誓約金の約定がなされることが見込まれることから、我々は、当年度の監査における重要性を決定するため、この指標に適用する割合を引き上げた。
-------------------	--



6.2. 実績の重要性

我々は、全体として、未修正および未検出の虚偽記載が財務書類全体の重要性を上回る可能性を低減するために、実績の重要性を重要性より低い水準に設定する。

実績の重要性は、2025年度の監査では重要性の70%に設定された（2024年度：70%）。実績の重要性を決定するにあたり、我々は以下の要因を検討した。

- 統制環境の評価を含む我々のリスク評価、ならびに
- 前期に特定された修正済みおよび未修正の虚偽記載が少なかったことが示されている過去に実施された我々の監査

6.3. 誤謬の報告基準

我々は、1.16百万米ドル（2024年度：1.13百万米ドル）を超える監査差異のすべて、および当該基準を下回る差異であり、定性的な根拠に基づく報告を行うべきであると我々が考えるものを我々が監査委員会に報告することについて、監査委員会と合意した。また、我々は、財務書類の表示全体を評価する際に特定する開示事項も監査委員会に報告する。

7. 我々の監査範囲の概要

7.1. 範囲

我々の監査の範囲は、事業体およびその環境（内部統制を含む。）を理解し、重要な虚偽記載のリスクを評価することにより決定された。重要な虚偽記載のリスクに対応するための監査業務は、我々の内部の専門家およびDeloitte米国監査チームを含む監査エンゲージメントチームが直接実施した。

7.2. 統制環境の検討

統制環境の評価にあたっては、我々は世界銀行およびGAVIを含む主要なサービス・プロバイダーの統制環境についても検討した。これらのサービス・プロバイダーには、慈善会社のために理事会が一定の機能を委譲している。我々は、政府誓約金の統制手続の評価に関して、世界銀行が行った当該統制手続の検証に基づいて、統制信頼アプローチを採用した。

7.3. 気候関連リスクの検討

監査の一環として、我々は、気候変動が財務書類に及ぼす潜在的影響を評価するために採用したプロセスを理解するために経営陣に照会した。我々は、慈善会社の知識を用いて、財務書類への影響に関する経営陣の評価を検証した。

7.4. その他の監査人との業務

慈善会社は、世界銀行が提供する財務管理、リスク管理および会計のサービスに依拠している。したがって、我々は、Deloitte米国に対して、我々を代理して一定の手続を行うよう指示した。この業務の一部として、Deloitte米国は本監査報告書の上記「重要な監査事項」に関する手続を実施し、我々はDeloitte米国が実施する業務を管理・監督した。この責任を果たすにあたり、我々は重要性および監査業務の範囲を設定し、監査手続の内容、時期、範囲の決定に積極的に取り組んだ。我々はDeloitte米国チームの業務を監督するためにDeloitte米国チームと現地での会議および定期的なバーチャルミーティングの両方を実施した。我々はDeloitte米国の監査ファイルをリモートで見直し、Deloitte米国チームと対面およびバーチャルミーティング等で定期的に会議を行って、監査の進捗状況を確認し、実施された業務を精査した。

8. その他の情報

その他の情報は、財務書類および当該財務書類に関する本監査報告書を除いた、年次報告書に記載された情報で構成される。トラスティーは年次報告書に記載されたその他の情報について責任を負う。

財務書類に関する我々の意見はその他の情報を対象としておらず、本監査報告書にその他の明示的な記載がない限り、我々はその他の情報についての保証の形態での結論を表明しない。

我々の責務は、その他の情報を解釈し、その解釈において、その他の情報と財務書類もしくは監査の過程で取得した我々の認識の間に著しい不一致がないか、またはその他重要な虚偽記載がその他の情報に記載されていないかについて検討することである。我々が上記のような著しい不一致または明白な重要な虚偽記載を認識した場合、我々は、これによって財務書類自体に重要な虚偽記載が生じないか判断しなければならない。我々が行った業務に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載が存在すると我々が結論を出した場合は、当該事実を報告しなければならない。

この点について、我々が報告すべき事項は存在しない。

9. トラスティーの責務

トラスティーの年次報告書および財務書類（原文）の4頁の「*Statement of Trustees' Responsibilities*」に詳細が記載されているとおり、トラスティーは、財務書類を作成する責務および財務書類が真正かつ公正な見通しを示すようにする責務を有しており、また、トラスティーは、不正または誤謬のいずれによるものなのかを問わず重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするのに必要であるとトラスティーが判断する内部統制に対して責務を有している。

トラスティーが会社の清算もしくは業務の停止を意図している、または現実的な代替案がないため清算もしくは業務の停止をせざるを得ない場合でない限り、トラスティーは、財務書類の作成において、慈善会社が継続企業として存続していく能力について評価し、（場合により）継続企業に関する事項を開示し、継続企業を前提とした会計を用いることに責務を有している。

10. 財務書類の監査に関する監査人の責務

我々の目的は、財務書類全体に不正または誤謬のいずれによるかを問わず、重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得て、我々の意見を記載した監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高いレベルの保証であるが、虚偽記載がある場合、ISA（英国）に従って行われる監査が常に重要な虚偽記載を検知することについては保証しない。虚偽記載は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、財務書類に基づいて利用者が下す経済的な意思決定に影響を与えると合理的に予測されうる場合、重大と考えられる。

財務書類の監査に関する我々の責務の詳細は、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）に掲載されている。当該記述は本監査報告書の一部を構成する。

11. 監査における不法行為（不正を含む。）の検知が可能と考えられる範囲

不正を含む不法行為は法令の不遵守の事例である。我々は、不正を含む不法行為に関する重要な虚偽記載を発見するための手順を、上記に略述した我々の責務に従って策定している。我々の手順によって不正を含む不法行為を発見できる範囲は、以下のとおりである。

11.1. 不法行為に関連する潜在的风险の特定と評価

不正および法令の不遵守等の不法行為に関する重要な虚偽記載のリスクを特定および評価する際、我々は以下を考慮する。

- 産業および部門の種類、統制環境ならびに業績（慈善会社の報酬方針、トラスティーの報酬に関する重要な要因およびトラスティー費用の策定を含む。）。
- 経営陣、トラスティーおよび監査委員会による不法行為リスク（慈善会社の部門特有のものを含む。）の特定と評価に関して我々が行った照会に対する当該経営陣、トラスティーおよび監査委員会の回答。
- 以下に関し、方針および手続に関する慈善会社の書類を取得および精査したことによって我々が特定した事項。
 - 法令の特定、評価および遵守、ならびに不遵守の事実を把握しているか。
 - 不正のリスクの検知および対応、ならびに実際の不正、不正の疑いまたは申し立てられた不正の情報を得ているか。
 - 不正または法令の不遵守のリスクを逡減するために設定された内部統制。
- 財務書類における不正がどのようにして、またどの部分で発生するか、および不正の潜在指標について、監査エンゲージメントチームならびに評価およびITの専門家等の関連ある内部の専門家の間で討議された事項。

かかる手続の結果、我々は不正に関して組織内部に存在しうる機会と原因を検討し、政府誓約金の評価における不正の最大の可能性を特定した。

ISA（英国）に基づくすべての監査と同様に、我々は経営者による内部統制の無視によるリスクに対応するための具体的な手続を行うことも求められている。

また、我々は慈善会社が業務を行う法的小および規制上の枠組み（かかる枠組みは、財務書類における重要な金額および開示の決定に直接的な影響を及ぼす法令の規定に重点を置いている。）

も理解した。かかる文脈上で我々が重要な法令と考えるものは、英国会社法、2011年チャリティ法および税法等である。

さらに、我々はその他の法令について、財務書類に直接的な影響を及ぼすことなく、その遵守が慈善会社の業務遂行力または重大な罰則を回避する能力の基礎となりうるものの規定を検討した。これらには、英国チャリティ委員会（以下「チャリティ委員会」という。）が決定した要件が含まれた。

11.2. 特定されたリスクに対応する監査

上記を遂行した結果、我々は政府誓約金の評価を不正の潜在的なリスクに関する重要な監査事項として特定した。本監査報告書の重要な監査事項の項目では、当該事項についてより詳細に説明するとともに、当該重要な監査事項に対応した我々の具体的な手続についても記載している。

上記に加え、特定されたリスクに対応する我々の手続には、以下が含まれる。

- 財務書類の開示内容を精査し、財務書類に直接影響を与えると記載された関連ある法令の条項への遵守を評価する証拠書類を検査すること。
- 実際に発生したまたは今後発生しうる訴訟および権利請求に関する経営陣、監査委員会および社外弁護士の照会。
- 不正による重要な虚偽記載のリスクを示す異例なまたは予期せぬ関係を特定するために分析的手続を実施すること。
- ガバナンス担当者の会議の議事録に目を通し、内部監査報告書を精査すること。
- 経営者の内部統制の無視による不正のリスクに対応する際に、仕訳およびその他の調整の妥当性を検査し、会計の見積時になされた判断が潜在的なバイアスを示していないか評価すること。
- 異例のまたは通常の業務外における重要な取引の業務上の根拠を評価すること。

また、我々は、関連ある特定された法令および潜在的な不正リスクについて、エンゲージメントチームの全所属員（内部の専門家およびDeloitte米国監査チームを含む。）に通知し、監査を通じて不正または法令の不遵守の徴表を注視した。

その他の法令上の要件に関する報告

12. 2006年英国会社法により規定されたその他の事項に関する意見

監査において引き受けた業務に基づき、我々は以下のとおり意見を述べる。

- 財務書類が作成される財務年度中について会社法の目的上作成された戦略報告書および理事報告書を含むトラスティの報告書に記載された情報は、財務書類と一致している。
- トラスティの報告書に含まれる戦略報告書および理事報告書は、適用ある法的要件に従って作成されている。

監査の途中で取得した慈善会社およびその環境に関する知識と理解を考慮した上で、我々はトラスティの報告書に含まれる戦略報告書または理事報告書において重要な虚偽記載を認識しなかった。

13. 例外的に報告を義務づけられている事項

13.1. 受領した説明と会計記録の適切性

2006年英国会社法に基づき、我々は、以下の事項を認めた場合には、報告する義務を負う。

- 我々が監査のために要求するすべての情報および説明を受領していない。

- 適切な会計記録が保管されていないか、または我々が訪問していない支店から監査に適切な申告書が届いていない。
- 財務書類が会計記録および申告書と一致していない。

本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。

13.2. トラスティーの報酬

2006年英国会社法に基づき、我々は、トラスティーの報酬に関する一定の開示が行われていないことを認めた場合にも、報告する義務を負う。

本事項に関して、我々が報告すべき事項は存在しない。

14. 我々の監査報告書の使用

本監査報告書は、2006年英国会社法の第16部第3章に従い、慈善会社の全構成員のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、慈善会社の構成員に対し監査報告書において記載することが要求されている事項を記載できるように実施されているのであり、その他のいかなる目的のためでもない。法律で認められている最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、本監査報告書または我々が形成する意見に対し、慈善会社および慈善会社の全構成員以外の何者にも責任を負わない。

署名 ジョン・クレイシー

勅許会計士(FCA) ジョン・クレイシー（上席法定監査人）

法定監査人であるDeloitte LLPを代表して

英国ロンドン市

2026年5月29日

[次へ](#)

財務活動報告書

単位：千米ドル	注	2025年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2024年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
収益：			
無償で提供されたサービス	2	1,297	1,150
投資	3	83,921	45,873
収益合計		85,218	47,023
支出：			
資金調達	4	95,970	54,071
慈善活動	4	442,672	368,141
支出合計		538,642	422,212
損益控除前純支出		(453,424)	(375,189)
誓約金、債券およびスワップに関する			
公正価値利得（純額）	5	100,836	141,753
資金の変動純額		(352,588)	(233,436)
資金の調整：			
期首の資金合計		1,220,364	1,453,800
資金の変動純額		(352,588)	(233,436)
期末の資金合計		867,776	1,220,364

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

収入および支出はすべて継続事業から派生しており、本報告書に含まれているもの以外の利得および損失はない。

収支計算書

単位：千米ドル	注	2025年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2024年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
<u>収入</u>			
寄付金収入	2	-	-
<u>業務費用</u>			
プログラム補助金	4	440,000	365,836
財務マネージャーへの報酬	4	2,922	2,373
ガバナンス費用	4	2,672	2,305
業務費用合計		445,594	370,514
<u>その他業務収益</u>			
無償で提供されたサービス	2	1,297	1,150
その他業務収益合計		1,297	1,150
純業務費用		(444,297)	(369,364)
<u>金融および投資収益（費用）</u>			
<u>債券および債券スワップに関する金融収益（費用）：</u>			
債券および債券スワップに関する			
公正価値損失（純額）	5	(68,281)	(67,773)
債券支払利息	4	(91,540)	(49,887)
債券および債券スワップに関する		(159,821)	
金融費用（純額）			(117,660)
<u>その他金融収益（費用）：</u>			
誓約金および誓約金スワップに関する			
公正価値利得（純額）	5	168,825	214,239
その他為替差益（損）	5	292	(4,713)
その他金融費用	4	(1,508)	(1,811)
その他金融収益（純額）		167,609	207,715
<u>投資収益：</u>			
投資収益および受取利息	3	83,921	45,873
金融および投資収益合計		91,709	135,928
当年度欠損金		(352,588)	(233,436)

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

貸借対照表

単位：千米ドル	注	2025年12月31日	2024年12月31日
		現在	現在
<u>固定資産</u>			
1年超後に期限到来する政府誓約金	6	1,526,317	1,804,465
1年超後に期限到来するデリバティブ金融商品	8	134,869	468,225
固定資産合計		1,661,186	2,272,690
<u>流動資産</u>			
1年以内に期限到来する政府誓約金	6	570,553	452,078
1年以内に期限到来するデリバティブ金融商品	8	34,878	62,694
期限前返済		170	522
信託資金	7	1,518,087	1,492,128
現金		4,318	3,922
流動資産合計		2,128,006	2,011,344
<u>流動負債</u>			
1年以内に期限到来する債務	9	1,076,937	900,342
1年以内に期限到来するデリバティブ金融商品	8	64,271	10,205
流動負債合計		1,141,208	910,547
正味流動資産		986,798	1,100,797
流動負債控除後資産合計		2,647,984	3,373,487
<u>1年超後に期限到来する負債</u>			
1年超後に期限到来する債務	10	1,724,344	2,008,318
1年超後に期限到来するデリバティブ金融商品	8	55,864	144,805
1年超後に期限到来する負債合計		1,780,208	2,153,123
純資産		867,776	1,220,364
使途限定資金		867,776	1,220,364

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

トラスティーにより上記が承認され、かつ、公表が許可され、また、下記代表者が署名した。

ジョージナ・ベイカー
IFFIm理事会会長
2026年5月29日

ベルトラン・ド・マジエール
監査委員長
2026年5月29日

登録会社番号5857343

キャッシュ・フロー計算書

単位：千米ドル	注	2025年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2024年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
<u>事業活動によるキャッシュ・フロー</u>			
事業活動から生じた現金純額		242,651	46,452
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u>			
投資収益および受取利息	3	83,921	45,873
信託資金の増	17	(25,959)	(970,037)
投資活動から生じた（に使用された）現金純額		57,962	(924,164)
<u>資金調達活動によるキャッシュ・フロー</u>			
債券発行による手取金	17	655,046	996,300
債券の償還	17	(868,648)	(74,140)
債券支払済利息	17	(89,348)	(42,969)
資金調達活動（に使用された）から生じた現金純額		(302,950)	879,191
現金の変動純額		(2,337)	1,479
現金の期首残高		3,922	7,088
為替レートの変動による影響		2,733	(4,645)
現金の期末残高		4,318	3,922

資金の変動純額および事業活動によるキャッシュ・フロー純額の調整

単位：千米ドル	2025年	2024年
資金の変動純額	(352,588)	(233,436)
調整：		
投資収益および受取利息	(83,921)	(45,873)
債券支払利息	91,540	49,887
債券発行経費の償却	562	1,274
政府誓約金に関する公正価値（利得）損失	(356,448)	20,580
債券に関する公正価値損失	103,829	20,788
現金残高に関する未実現（利益）損失	(2,733)	4,645
寄付国から受領した支払額	516,121	520,749
期限前返済の減（増）	352	(234)
デリバティブ金融商品に基づく債務の減（増）	326,297	(292,172)
買掛金および関連当事者への未払金額の（減）増 ¹	(360)	244
事業活動から生じた現金純額	242,651	46,452

¹ 買掛金は、サービス・プロバイダーへの未払金額で構成されている。

添付の注記は、当財務書類の重要な一部を構成している。

2025年12月31日に終了した年度の年次財務書類の注記

1. 重要な会計方針

予防接種のための国際金融ファシリティ（以下「IFFIm」という。）は、非公開保証有限会社であり、英国で設立され、英国に住所を有している。GAVIアライアンス（以下「Gavi」という。）は、IFFImの唯一のメンバーであり、IFFImの資金調達およびプログラム資金供与活動の時期と規模について指図する。Gaviの使命は、低所得国において公平なワクチン使用を増加することにより、子供たちの命を救い、人々の健康を守ることである。Gaviはスイスに住所を有しており、スイスのホスト国法に基づいて国際機関と認識されている。その主たる住所は、スイス ジュネーブ グラン・サコネ1218 シュマン・ドウ・ポミエ40（Chemin du Pommier 40, 1218 Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland）である。Gaviの連結財務書類を含む年次財務報告書は、Gaviのウェブサイト（<https://www.gavi.org/news-resources/document-library/financial-reports>）で公表されている。

IFFImの重要な会計方針が、以下に要約されている。この会計方針は、過年度から一貫して適用されていた。IFFImの財務書類は、適用ある法律および英国で一般に認められた会計基準に従い、継続企業を前提として作成されており、また、IFFImのトラスティーにより承認されている。IFFImの信用格付はAAであるため、世界銀行は、特定の極度額を超える部分について担保を要求し、世界銀行のIFFImに対するデリバティブ・エクスポージャーを保全する権利を有する。ただし、世界銀行との検討および合意を経て、世界銀行は、かかる財務書類の署名日から少なくとも12ヶ月の間は、IFFImが必要な財務上の義務を履行できなくなるおそれのある担保を要求しないことを確認した。さらに、Gaviの確認後、IFFImは、かかる財務書類の署名日から12ヶ月間以内に支払期限が到来するその他の債務を履行するために必要な限度内でGaviへの寄付金支払を延期する能力を維持し続けている。

継続企業の前提を評価するにあたり、トラスティーは、米国・イスラエル・イラン間、およびロシア・ウクライナ間で継続中の紛争の潜在的な影響、ならびにこれらが経済活動や金融市場に与える世界的な影響についても考慮した。これにより、トラスティーは、かかる紛争が上記要因に及ぼす潜在的な影響を評価することに加え、(1)法的拘束力を有することや寄付者からのコミットメントを理由として、寄付者からの資金調達が引き続き安定していること、および(2)注14に詳述されているとおり、かかる財務書類の署名日から少なくとも12ヶ月の間は、IFFImが必要とされる最低限の流動性水準を維持できる措置が講じられていることを考慮した。それらの評価において、トラスティーは、当該継続中の紛争によってIFFImの継続企業の前提が主に依拠している上記の重要な要因に大きな影響は及ばないと判断した。

2025年12月31日に終了した年度において、IFFImは353百万米ドルの欠損金を計上したが、これは主にIFFImがプログラム補助金を認識する時期と、その資金源となる寄付者による寄付金を認識する時期の違いによるものである。プログラム補助金は予備的資金調達確認書が発行された時点で毎年費用として認識されるのに対し、寄付者による寄付金はその性質上複数年にわたるものであり、寄付者による誓約金がGaviからIFFImに譲渡された時点で、全額が予め認識される。この時期の違いにより、2025年12月31日に終了した年度に費用として認識されたプログラム補助金は、計上された寄付金収入を上回り、欠損金となった。かかる欠損金にもかかわらず、注14に詳述されているとおり、かかる財務書類の署名日から少なくとも12ヶ月の間は、IFFImが必要とされる最低限の流動性水準を維持できる措置が上記のとおり講じられている。

したがって、IFFImが継続企業として存続していく能力について重大な懸念を示す可能性のある事象や状況に関連する重要な疑義は一切ないため、トラスティーは、継続企業を前提とした会計は適切であると判断した。

会計の基礎

以下に準じて財務書類が作成されている。

- ・公正価値に含まれる政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券を控除する原価法に基づく発生主義会計。

- ・英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準（慈善団体の会計実務勧告書（FRS第102号））、英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準第102号（以下「FRS第102号」という。）、2011年チャリティ法、ならびに2006年英国会社法に従って財務書類を作成する慈善団体に適用される会計実務勧告書。財務書類は、2025年12月31日現在のIFFImの状況ならびに同日に終了した年度のIFFImの収入および財源の利用について、真正かつ公正な見通しを示すために作成されている。
- ・FRS第102号により承認されている国際会計基準第39号「金融商品：認識および測定」（IAS第39号）により、政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券は公正価値で測定され、公正価値の変動は収支計算書において認識される。これらの資産および負債は、注16に記載する方法論に基づいて公正価値で計上される。

寄付金収入

プログラムの実施国からなる確定されたポートフォリオまたは特定の目的のための寄付金として受領された収益は、受領資格の証拠があり、確実に計算されうる場合であり、かつ受領の可能性が高い場合に、拘束純資産における収入として認識される。寄付金は、支払が受領されるかまたは支払うという無条件の約束もしくは誓約が交わされたその年の公正価値で寄付金収入として報告される。収入計算および誓約金の認識に関する詳細については、注2および注6を参照されたい。

無償で提供されたサービス

無償で提供されたサービスは、サービスが提供されたIFFImの価値に含まれる。

慈善活動

慈善費用は、IFFImが資金提供するプログラムに要する直接費用で構成される。かかる費用は、IFFImの理事会を代表していずれかのトラスティーがGaviに対する予備的資金調達確認書に署名をした時に、財務活動報告書において費用として認識される。慈善費用は、IFFImの規約および法定基準を満たすことに関連する支援費用およびガバナンス費用の他、監査費用、弁護士費用およびIFFImに戦略的な方向性を与えるための費用も含む。支援費用は重要ではないと考えられているため、資金調達に係る支出に割り当てられることはない。

資金調達に係る支出

IFFImが負担する政府誓約金を確保するために必要となる経費は、当該経費が発生した期間中に財務活動報告書を通じて計上される。したがって、IFFImの資金生成費用は、投資収益を生み出すIFFImの信託資金を管理し、また、プログラムのためにIFFImがGaviに提供する資金を生成するためのIFFImの借入金管理する財務マネージャーへの報酬および金融費用から構成される。

債券発行経費は、財務活動報告書において金融費用として表示される。

受取利息および支払利息

投資収益および受取利息は、取得した期間中に認識される。支払利息は、発生した期間中に認識される。

政府誓約金

政府誓約金は、寄付金収入として認識され、寄付国による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された時点で未収寄付金として認識される。政府誓約金は、まず公正価値で認識され、その後、各報告日現在の公正価値で再測定される。公正市場価値の変動による利得および損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）において報告される。寄付を行うソブリン政府（以下「寄付者」とい

う。)から受領した寄付金額は、寄付金の支払条件(以下「GPC」という。)に左右され、これにより寄付者は当該金額を減額することができる。GPCの詳細については、注16を参照されたい。

信託資金

信託資金は、世界銀行がIFFImの財務マネージャーとしての資格において維持するポートフォリオへのIFFImの投資を示している。合同投資ポートフォリオにおけるIFFImの持ち分は、当初認識における公正価値で測定され、その後、FRS第102号により承認されているIAS第39号に従って、報告日の公正価値で再測定される。公正市場価値の変動による利得または損失は、財務活動報告書の公正価値利得(損失)において報告される。詳細については、注7および注16を参照されたい。

現金

現金は、預託銀行口座における現金で構成される。現金には、貸借対照表の信託資金として別途表示されているIFFImの合同投資ポートフォリオは含まれない。

デリバティブ金融商品

IFFImは、資産および負債を管理するためにデリバティブを利用する。FRS第102号により承認されているIAS第39号を適用するにあたり、IFFImはヘッジ会計を適用しないことを選択した。デリバティブ金融商品は、公正価値で会計処理される。デリバティブの公正価値における変動は、当該変動年度中の拘束純資産における変動として認識され、財務活動報告書の公正価値利得(損失)において報告される。プラスの公正価値を持つデリバティブ契約は金融資産として認識され、マイナスの公正価値を持つデリバティブ契約は金融負債として認識される。デリバティブ資産および負債は、法的に強制力のある権利がないか、またはそうする意志がない場合は貸借対照表において相殺されない。

注8に詳述されるとおり、2024年12月31日現在、デリバティブ金融商品には、スワップ・リクーポン取引の影響が含まれていた。IFFImは、当該取引を評価し、当該取引が組込デリバティブである修正スワップ契約およびホストとして別個の金融商品に対応する修正キャッシュ・フローからなる複合金融商品となると判断した。IAS第39号の承認に従い、IFFImは、複合商品全体を損益を通じて金融商品として指定することを選択した。複合商品の両要素は密接に関連した経済的特徴とリスクを有していたため、それらはIFFImの財務書類では分離されず、また、主たるキャッシュ・フローが主として組込デリバティブ部分に関連していたため、デリバティブ金融商品の一部として報告された。スワップ・リクーポン取引は2025年度に完全に決済されており、2025年12月31日現在、デリバティブ金融商品に影響を及ぼしていない。

債券

債券は発行時に公正価値で認識され、その後、各報告日の公正価値で再測定される。IFFImはその資産および負債のすべてを公正価値で管理するため、債券は公正価値で評価されている。債券発行経費は、債券が発行された年に償却され、財務活動報告書の資金調達に係る支出において報告される。公正市場価値の変動による利得または損失は、財務活動報告書の公正価値利得(損失)において報告される。IFFImの債券は公正価値で測定され、公正価値の変動は収支計算書において認識されるため、債券発行経費は、支出として計上される。

補助金

補助金は、Gaviに対する予備的資金調達確認書がIFFImの理事会を代理してIFFImのトラスティーのうちの1名により署名された際の理事会承認金額で当初は認識される。その後、補助金は、決済が遅延し、かつ、貨幣の時間的価値の影響が重大な場合、償却減価で再測定される。

流動・非流動資産および負債の分類

政府誓約金およびデリバティブ金融資産は、報告日から12ヶ月以内に受領または決済を行う予定の場合は流動資産として貸借対照表に分類されるが、報告日から12ヶ月を超えて受領または決済を行う予定の場合は固定資産に分類される。債券、補助金およびデリバティブ金融負債は、報告日から12ヶ月以内に期限が到来する場合は流動負債として貸借対照表に分類されるが、報告日から12ヶ月を超えて期限が到来する場合は1年超後に期限到来する負債に分類される。

資金

資金、収入、利得および損失は、寄付者に課された用途限定の存在に基づいて分類される。IFFImは、寄付者からまたは世界市場における借入れを通じて資金を調達することにより資金を受領する。資金は、各適格国からなる確定されたポートフォリオまたは特定の目的のためのGaviのプログラムを援助するために使用される。したがって、資金はすべて用途限定資金として取り扱われる。寄付者が特定のGaviのプログラムに資金を提供するよう要請した場合、かかる用途限定はさらに維持される。現状、用途限定されていない資金または指定資金は存在しない。IFFImの各適格国からなる確定されたポートフォリオについては、注16を参照されたい。

外貨の再測定

財務書類は、IFFImの機能および報告通貨である米ドルで表示される。金融資産のすべては貨幣性資産である。したがって、外貨建取引は、取引が生じる日に有効な為替レートを用いて機能通貨に換算される。決済済みの取引から生じる為替差益および差損は、財務活動報告書のその他の収入に含まれる。期末の為替レートで換算される外貨建資産および負債に関する利益および損失は、財務活動報告書の公正価値利得（損失）に含まれる。

見積りの使用

英国の会計基準に従った財務書類の作成には、資産および負債の報告金額、財務書類の日付現在における偶発資産および負債の開示、ならびに当年度中の収支の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定が使用される。実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。IFFImの未受領政府誓約金、債券およびデリバティブ金融商品の公正価値の決定には、重要な見積りおよび判断が使用される。かかる重要な見積りおよび判断の性質については、注16および注20に記載される。

2. 寄付金収入

寄付金収入

寄付者は、Gaviに対し、最長20年にわたり予定される寄付金支払を行う法的拘束力を有する義務（以下「寄付者による誓約金」という。）を締結している。GaviがIFFImに提示するプログラムを承認するために評価すること、ならびにプログラムが承認された場合にはかかるプログラムに必要な資金調達のために合理的に全力を尽くすことにIFFImが合意したことを考慮して、Gaviは、かかる寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡している。

寄付者により締結された寄付金支払義務に関する詳細は、以下のとおりである。

寄付者	寄付日	支払期間 ⁵	寄付金額（単位：千）	寄付金額 （単位： 千米ドル） ¹	
				カナダ・ドル	豪ドル
カナダ	2023年2月28日	7年	カナダ・ドル	125,000	91,204
オーストラリア連邦	2011年3月28日	19年	豪ドル	250,000	167,138
オーストラリア連邦 ²	2016年6月3日	5年	豪ドル	37,500	25,071
オーストラリア連邦	2021年8月17日	8年	豪ドル	86,000	57,495
合計－オーストラリア連邦			豪ドル	373,500	249,704
ブラジル連邦共和国	2018年10月10日	20年	米ドル	20,000	20,000
フランス共和国 ²	2006年10月2日	15年	ユーロ	372,800	437,928
フランス共和国	2007年12月7日	19年	ユーロ	867,160	1,018,653
フランス共和国	2017年5月4日	4年 ³	ユーロ	150,000	176,205
合計－フランス共和国			ユーロ	1,389,960	1,632,786
イタリア共和国 ²	2006年10月2日	20年	ユーロ	473,450	556,162
イタリア共和国 ²	2011年11月14日	14年	ユーロ	25,500	29,955
イタリア共和国 ²	2020年11月30日	1ヶ月	ユーロ	5,000	5,874
イタリア共和国	2020年12月1日	10年	ユーロ	150,000	176,205
合計－イタリア共和国			ユーロ	653,950	768,196
オランダ王国 ²	2017年5月4日	4年	米ドル	66,667	66,667
オランダ王国 ²	2009年12月18日	7年	ユーロ	80,000	93,976
オランダ王国	2020年12月17日	10年	ユーロ	250,000	293,675
			ユーロ	330,000	387,651
合計－オランダ王国					454,318
ノルウェー王国 ²	2006年10月2日	5年	米ドル	27,000	27,000
ノルウェー王国 ²	2010年8月31日	10年	ノルウェー・クローネ	1,500,000	149,124
ノルウェー王国 ²	2019年5月15日	5年	ノルウェー・クローネ	600,000	59,650
ノルウェー王国	2020年6月12日	10年	ノルウェー・クローネ	2,000,000	198,832
ノルウェー王国	2020年12月18日	10年	ノルウェー・クローネ	1,000,000	99,416
ノルウェー王国	2021年7月14日	8年	ノルウェー・クローネ	4,000,000	397,664
			ノルウェー・クローネ	9,100,000	904,686
合計－ノルウェー王国					931,686

南アフリカ共和国	2007年3月13日	20年	米ドル	20,000	20,000
スペイン王国	2006年10月2日	20年	ユーロ	189,500	222,606
スペイン王国	2022年11月28日	13年	ユーロ	100,000	117,470
スペイン王国	2023年12月19日	12年	ユーロ	75,000	88,103
合計－スペイン王国			ユーロ	364,500	428,179
スウェーデン王国 ²	2006年10月2日	15年	スウェーデン・ クローナ	276,150	30,038
スウェーデン王国	2021年8月17日	8.5年	スウェーデン・ クローナ	2,250,000	244,745
スウェーデン王国	2021年8月17日	9年	スウェーデン・ クローナ	250,000	27,194
合計－スウェーデン王国			スウェーデン・ クローナ	2,776,150	301,977
英国	2006年10月2日	20年	英国ポンド	1,380,000	1,856,928
英国	2010年8月5日	19年	英国ポンド	250,000	336,400
英国	2020年12月23日	9年	英国ポンド	500,000	672,800
英国	2022年6月10日	3年 ⁴	英国ポンド	461,000	620,322
合計－英国			英国ポンド	2,591,000	3,486,450
設立以降の寄付者による誓約金の累積合計					8,384,500

- ¹ 2025年12月31日現在の為替レートで計算された寄付者による誓約金の米ドル相当額である。
- ² かかる寄付金支払義務は完済され、2025年12月31日現在において残額は存在しない。
- ³ 2022年3月31日から2026年3月31日の支払期間に該当する。
- ⁴ 2026年10月15日から2029年10月15日の支払期間に該当する。
- ⁵ 支払期間とは、寄付金支払日程に基づく最初の支払日から最後の支払日までの期間である。

2025年度および2024年度は新規政府誓約金を受領しなかった。

無償で提供されたサービス

IFFImは、2025年度および2024年度にGaviから無償で提供された管理サービスを受けた。Gaviが無償で提供したサービスは、単一の管理補助金額を測定するために包括的な原価配分モデルを使用して評価された。以下の無償で提供されたサービスは、収入および費用の両方に計上され、Gaviが負担した費用と同等の金額で評価された。

単位：千米ドル	2025年	2024年
管理補助	1,297	1,150
無償で提供されたサービス合計	1,297	1,150

3. 投資収益および受取利息

単位：千米ドル	2025年	2024年
信託資金からの収入	83,921	45,873
投資収益および受取利息合計	83,921	45,873

4. 支出合計

単位：千米ドル	2025年	2024年
<u>資金調達に係る支出</u>		
財務マネージャーへの報酬：		
財務業務管理	2,922	2,373
<u>金融費用：</u>		
債券支払利息	91,540	49,887
その他金融費用	1,508	1,811
金融費用合計	93,048	51,698
資金調達に係る支出合計	95,970	54,071
<u>慈善活動に係る支出</u>		
プログラム補助金：		
特定国向けプログラム：		
新規および十分に利用されていないワクチン	298,000	288,100
保健システム強化および予防接種サービス	70,000	33,900
<u>投資事例：</u>		
ワクチンの研究開発	-	43,836
マラリアワクチン支援	72,000	-
プログラム補助金合計	440,000	365,836
<u>ガバナンス費用：</u>		
専門サービス：		
コンサルタント費用	350	305
Gavi管理補助費用	1,297	1,150
弁護士費用	348	259
税務コンプライアンス業務	22	22
<u>監査人の報酬：</u>		
法定監査	500	459
<u>その他ガバナンス費用：</u>		
トラスティーの補償保険料	3	3
トラスティーの会議費および旅費	152	107
ガバナンス費用合計	2,672	2,305
慈善活動に係る支出合計	442,672	368,141

管理および財務管理補助

IFFIm、寄付者、世界銀行およびGaviとの間で締結された金融枠組み協定に基づき、IFFImには従業員がいない。IFFImは、すべての管理補助業務をGaviに、そして一定の経理事務および財務報告補助を伴う財務業務を世界銀行に委託している。

監査人の報酬

法定監査費用は、財務書類および世界銀行がIFFImの財務マネージャーとしての資格において作成した特別目的レポーティング・パッケージに含まれる財務情報の監査に関するものである。その他金融費用には、IFFImの債券の発行に関連したサービスにつきIFFImの監査人に対して2025年度および2024年度にそれぞれ支払われた68千米ドルおよび60千米ドルの費用が含まれている。

トラスティー費用

IFFImのトラスティーは、報酬を受けない。ただし、会議出席やトラスティーとしての義務を果たすことに直接関連するその他業務の遂行のために負担した費用については払い戻しを受ける。IFFImはまた、トラスティーの専門職業用補償保険料を負担している。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IFFImのトラスティーは8名であった。8名のトラスティー全員が、2025年度と2024年度に開催された複数回のIFFIm理事会への出席により負担した旅費についてIFFImから払い戻しを受けた。

5. 公正価値の利得および損失

単位：千米ドル	2025年	2024年
<u>債券および債券スワップに関する公正価値利得（損失）</u>		
債券に関する公正価値損失	(103,829)	(20,788)
債券スワップに関する公正価値利得（損失）（純額）	35,548	(46,985)
債券および債券スワップに関する公正価値損失（純額）	(68,281)	(67,773)
<u>誓約金および誓約金スワップに関する公正価値利得（損失）</u>		
政府誓約金に関する公正価値利得（損失） ¹	356,448	(20,580)
誓約金スワップに関する公正価値（損失）利得（純額）	(187,623)	234,819
誓約金および誓約金スワップに関する公正価値利得（純額）	168,825	214,239
その他為替差益（損）	292	(4,713)
誓約金、債券およびスワップに関する公正価値利得（純額）	100,836	141,753

¹ 寄付者による誓約金の公正価値を計算する際に、予測される寄付者からの将来キャッシュ・インフローは、GPCによる推定割合（以下「GPC公正価値調整」という。）により減額される。2025年度の政府誓約金に関する公正価値利得には、GPC公正価値調整に帰属する47百万米ドル（2024年度：49百万米ドル）の公正価値の変動が含まれる。

6. 政府誓約金

IFFImの政府誓約金は、寄付者からの寄付金を表している。法的拘束力を有する支払義務は寄付者が取消すことはできず、あらかじめ決められ固定された支払スケジュールに従い分割払いで支払われる。

寄付者からIFFImに対して支払われる金額の合計は、GPCにより影響を受ける。詳細については、注16を参照されたい。

寄付金収入等の政府誓約金は、寄付者による寄付金がGaviからIFFImに譲渡された際に認識される。金利、GPC（GPCの減額を適用することなく、寄付者が全額の寄付金支払を行う選択をする場合を含む。）、割引率および為替レートの変動による公正価値の調整は年初から年度末までに認識される。

政府誓約金は、以下で構成された。

単位：千米ドル	2025年	2024年
期首残高	2,256,543	2,797,872
寄付国から受領した支払	(516,121)	(520,749)
公正価値利得（損失）	356,448	(20,580)
期末残高	2,096,870	2,256,543
内訳：		
1年以内に期限到来する政府誓約金	570,553	452,078
1年超後に期限到来する政府誓約金	1,526,317	1,804,465
政府誓約金合計	2,096,870	2,256,543

政府誓約金に伴う通貨および金利スワップの公正価値は注8に開示されている。

7. 信託資金

世界銀行は、IFFImおよび世界銀行が管理しているその他信託資金のための単一の投資ポートフォリオ（以下「単一ポートフォリオ」という。）を維持する。世界銀行は、単一ポートフォリオの資産を世界銀行グループが所有する資金とは分離して別個に維持する。信託資金は、世界銀行が管理する現金、短期金融市場証券、国債および政府債、資産担保証券および企業発行の証券（以下「流動資産」と総称する。）を表している。

単一ポートフォリオはサブポートフォリオに分割され、資金の具体的な投資期間、リスク許容度および世界銀行が設定したその他適格基準に基づき、各サブポートフォリオに対して割当が行われた。IFFImのトラステーが承認した投資戦略に基づき、IFFImの流動資産は、ポートフォリオに資金を供給する負債の金利感応度と同等のレベルを有する高格付の債券に投資された。

単位：千米ドル	2025年	2024年
単一ポートフォリオの公正価値におけるIFFImの持分	1,518,087	1,492,128

単一ポートフォリオの公正価値は、市場相場に基づいている。利得、損失および投資収益は、それらが発生する年度に認識され、日次ベースでIFFImに割り当てられる。これらの純利益は、2025年12月31日に終了した年度は83.9百万米ドル、2024年12月31日に終了した年度は45.9百万米ドルとなり、財務活動報告書において投資収益として報告された。

8. デリバティブ金融商品

IFFImは、以下に述べる一定のリスクを経済的に回避する金利および通貨スワップを締結した。財務報告上、IFFImはIAS第39号に定義される適格ヘッジ関係を明確にしないことにした。すべてのデリバティブは、発生した損益を認識した公正価値で評価されたが、かかる損益はそれらが発生した年度の包括利益計算書の値をいう。IFFImは、主要通貨に対する金利および通貨スワップを評価するため、翌日物インデックス・スワップ割引率を適用する。IFFImは、カウンターパーティーの信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。これらの調整は、カウンターパーティーおよびIFFImのクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドに基づいて、それぞれの債務不履行の確率をデリバティブ・ポートフォリオの市場価値に適用することにより決定される。負債評価調整は、極度額（当該金額を上回るとIFFImの金利および通貨スワップ契約のカウンターパーティーである世界銀行が担保を要求する権利を有する金額）に基づき計算する。

IFFImの財務マネージャーとしての世界銀行は、外国為替および金利の動向に対するIFFImのエクスポージャーを緩和するために包括的なスワップ・プログラムを実施した。包括的なスワップ・プログラムに基づくIFFImのスワップ契約は、(1)スワップ契約が作成された時点の市場為替および金利を使用し、(2)様々な交付通貨による様々な支払プロファイルを考慮し、(3)GPCに起因する減額幅はスワップ契約作成時の水準を今後も維持するものと想定し、かつ(4)寄付者の債務不履行がないものと想定することにより締結された。スワップ・プログラムに基づいて、寄付者による誓約金は米ドル変動利付資産にスワップされ、IFFImの固定利付債は、発行時に変動利付負債にスワップされる。

注14に記載されるとおり、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。

金利および通貨スワップの名目元本および公正価値は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2025年12月31日		2024年12月31日	
	名目元本	公正価値	名目元本	公正価値
政府誓約金に伴う通貨および 金利スワップの未収金	1,521,801	162,348	2,153,989	516,971
債券に伴う通貨および 金利スワップの未収金	1,655,990	7,399	300,175	13,948
通貨および金利スワップの 未収金合計		169,747		530,919
政府誓約金に伴う通貨および 金利スワップの未払金	731,480	(74,819)	340,674	(55,769)
債券に伴う通貨および 金利スワップの未払金	1,058,520	(45,316)	2,555,694	(99,241)
通貨および金利スワップの 未払金合計		(120,135)		(155,010)
金利および通貨スワップの 公正価値合計		49,612		375,909
内訳：				
1年以内に受領する未収額		34,878		62,694
1年以内に支払われる未払額		(64,271)		(10,205)
1年超後に受領する未収額		134,869		468,225
1年超後に支払われる未払額		(55,864)		(144,805)
金利および通貨スワップの 公正価値合計		49,612		375,909

上記のスワップに関する未収金純額50百万米ドルは、IFFImの通貨および金利スワップ契約のカウンターパーティーに対する支払債権51百万米ドルが信用評価調整（純額）1百万米ドルにより一部相殺されたことによるものである。

IFFImのスワップのカウンターパーティーとして、世界銀行は、IFFImと世界銀行との間で締結された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）契約のクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）の条件に基づき、IFFImのデリバティブ・ポジションに関する世界銀行のエクスポージャーを保全するために、特定の極度額を超える部分について担保を要求する権利を有する。注1に記載のとおり、世界銀行は、この権利を行使しておらず、また、かかる財務書類の署名日から少なくとも12ヶ月の間は担保を要求しないことを確認した。注14には、世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和するための措置が記載されている。

2024年12月31日現在、デリバティブ金融商品には、IFFImのスワップ契約のカウンターパーティーとして行為する世界銀行とIFFImの間で2020年5月に実行された200百万米ドルのスワップ・リクープン取引の影響が含まれた。当該取引は世界銀行のデリバティブ・エクスポージャーを低減させるものであり、当該取引によって、IFFImが2020年5月に世界銀行に対して200百万米ドルの追加の前払金支払を行い、かつ、世界銀行が2023年、2024年および2025年に予定された総額200百万米ドルの利付返済をIFFImに行うことに合意する形でキャッシュ・フローを修正することによって、IFFImと世界銀行の間の一定のスワップ契約が修正された。世界銀行が2025年に最後の予定された返済を完了したことにより、スワップ・リクープン取引は完全に決済され、2025年12月31日現在、デリバティブ金融商品に影響を及ぼしていない。

2025年12月31日現在、IFFImは合計5百万米ドルの債務証券を保有していたが、これらはIFFImのスワップ契約のカウンターパーティーが担保として差し入れたものであった。担保として差し入れられた金額は、IFFImとカウンターパーティーとの間で締結されたISDA契約のCSA（これにより、カウンターパーティーが特定の信用格付を維持する場合で、カウンターパーティーに対する

IFFImのエクスポージャーが特定の極度額を上回る場合は、担保を要求する権利がIFFImに付与される。)の条件に基づくものであった。

9. 1年以内に期限到来する債務

単位：千米ドル	2025年	2024年
1年以内に期限到来する債券	1,076,310	899,355
買掛金 ¹	453	437
Gaviへの支払債務	174	550
1年以内に期限到来する債務合計	1,076,937	900,342

¹ 買掛金は、サービス・プロバイダーへの未払金額で構成されている。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、Gaviに支払われる補助金は全額支払われている。補助金の推移は、下表のとおりである。

単位：千米ドル	2025年	2024年
当年度中の寄付金の承認：		
新規および十分に利用されていないワクチン・プログラム支援	298,000	288,100
保健システム強化支援	70,000	33,900
ワクチンの研究開発支援	-	43,836
マラリアワクチン支援	72,000	-
当年度中の寄付金支払：		
新規および十分に利用されていないワクチン・プログラム支援	(298,000)	(288,100)
保健システム強化支援	(70,000)	(33,900)
ワクチンの研究開発支援	-	(43,836)
マラリアワクチン支援	(72,000)	-
期末残高	-	-

10. 1年超後に期限到来する債務

1年超後に期限到来する債務は、債券で構成されている。IFFImは、Gaviの予防接種、ワクチン確保およびHSSプログラムに資金提供を行うIFFImの主要目的を達成するために、世界中の資本市場で債券を発行する。IFFImの債券の残高は、以下のとおりであった。

発行日	満期日	クーポン 金利	名目元本 単位：千	2025年12月31日 現在の公正価値 単位：千米ドル	2024年12月31日 現在の公正価値 単位：千米ドル	
2012年6月28日	2027年6月29日	0.50%	南アフリカ・ ランド	520,000	28,826	23,041
2019年7月18日	2025年3月15日	0.00%	ノルウェー・ クローネ	120,000	-	10,504
2020年7月7日	2030年4月5日	0.00%	ノルウェー・ クローネ ¹	1,000,000	91,016	94,557
2021年4月21日	2026年4月21日	1.00%	米ドル	750,000	745,311	720,358
2021年11月26日	2026年4月21日	1.00%	米ドル	250,000	248,437	240,119
2022年7月26日	2025年6月7日	2.75%	英国ポンド	250,000	-	315,671
2022年11月3日	2025年11月3日	4.75%	米ドル	500,000	-	505,683
2024年10月30日	2027年10月29日	4.125%	米ドル	1,000,000	1,016,598	997,740
2025年6月10日	2027年10月29日	4.125%	米ドル	250,000	254,150	-
2025年4月30日	2028年2月28日	4.25%	英国ポンド	300,000	416,316	-
債券合計				2,800,654	2,907,673	
1年以内に期限到来する債券				(1,076,310)	(899,355)	
1年超後に期限到来する債券				1,724,344	2,008,318	

¹ 2025年12月31日現在の名目元本10億ノルウェー・クローネ、また2024年12月31日現在の名目元本12億ノルウェー・クローネのアモチゼーション償還債。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、5年超後に期限到来する債券の公正価値は、合計でそれぞれ0米ドルおよび14百万米ドルであった。

11. 金融資産および負債の区分

IFFImの金融資産および負債の各区分の簿価は下表のとおりである。

単位：千米ドル	2025年12月31日 現在	2024年12月31日 現在
<u>金融資産：</u>		
<u>損益を通じて公正価値で強制的に計算された：</u>		
政府誓約金	2,096,870	2,256,543
信託資金	1,518,087	1,492,128
デリバティブ資産	169,747	530,919
現金	4,318	3,922
<u>金融負債：</u>		
<u>当初認識時点で損益を通じて公正価値で表示された：</u>		
債券	(2,800,654)	(2,907,673)
デリバティブ負債	(120,135)	(155,010)

IFFImの金融資産および負債の各区分の公正価値利得または損失（純額）は下表のとおりである。

単位：千米ドル	2025年12月31日 に終了した年度	2024年12月31日 に終了した年度
<u>金融資産の純利益（損失）：</u>		
<u>損益を通じて公正価値で強制的に計算された：</u>		
政府誓約金に関する公正価値利得（損失）	356,448	(20,580)
信託資金からの収入	83,921	45,873
デリバティブ資産に関する公正価値（損失）利得 ¹	(138,684)	98,831
その他為替差益（損）	292	(4,713)
<u>金融負債の純利益（損失）：</u>		
<u>当初認識時点で損益を通じて公正価値で表示された：</u>		
債券に関する公正価値損失	(103,829)	(20,788)
デリバティブ負債に関する公正価値（損失）利得 ¹	(13,391)	89,003

¹ デリバティブ資産および負債に関する公正価値利得（損失）は、デリバティブ金融商品の純利益（損失）を当年度中のデリバティブ資産および負債の変動に応じて按分することにより算出される。

12. 資金の移動

単位：千米ドル	2024年12月 31日現在	収入	支出	2025年12月 31日現在
Gaviから譲渡された政府誓約金	6,464,245	-	(1,375)	6,462,870
投資収益および受取利息	252,970	83,921	-	336,891
その他利得およびその他収入	695,012	100,836	(95,970)	699,878
無償で提供されたサービス：				
管理補助	-	1,297	(1,297)	-
Gaviへのプログラム資金：				
特定国向けプログラム	(4,159,194)	-	(368,000)	(4,527,194)
黄熱病ワクチン備蓄投資事例	(57,140)	-	-	(57,140)
ポリオ撲滅投資事例	(191,280)	-	-	(191,280)
麻疹死亡率削減投資事例	(139,000)	-	-	(139,000)
妊産婦と新生児破傷風投資事例	(61,620)	-	-	(61,620)
五価ワクチン支払保証	(181,050)	-	-	(181,050)
黄熱病ワクチン継続投資事例	(43,881)	-	-	(43,881)
髄膜炎撲滅投資事例	(67,719)	-	-	(67,719)
ワクチンの研究開発	(315,979)	-	-	(315,979)
マラリアワクチン支援	-	-	(72,000)	(72,000)
COVAX ¹	(495,000)	-	-	(495,000)
COVAX資源再配分 ¹	(480,000)	-	-	(480,000)
使途限定資金合計	1,220,364	186,054	(538,642)	867,776

単位：千米ドル	2023年12月 31日現在	収入	支出	2024年12月 31日現在
Gaviから譲渡された政府誓約金	6,465,400	-	(1,155)	6,464,245
投資収益および受取利息	207,097	45,873	-	252,970
その他利得およびその他収入	607,330	141,753	(54,071)	695,012
無償で提供されたサービス：				
管理補助	-	1,150	(1,150)	-
Gaviへのプログラム資金：				
特定国向けプログラム	(3,837,194)	-	(322,000)	(4,159,194)
黄熱病ワクチン備蓄投資事例	(57,140)	-	-	(57,140)
ポリオ撲滅投資事例	(191,280)	-	-	(191,280)
麻疹死亡率削減投資事例	(139,000)	-	-	(139,000)
妊産婦と新生児破傷風投資事例	(61,620)	-	-	(61,620)
五価ワクチン支払保証	(181,050)	-	-	(181,050)
黄熱病ワクチン継続投資事例	(43,881)	-	-	(43,881)
髄膜炎撲滅投資事例	(67,719)	-	-	(67,719)
ワクチンの研究開発	(272,143)	-	(43,836)	(315,979)
COVAX ¹	(975,000)	-	480,000	(495,000)
COVAX資源再配分 ¹	-	-	(480,000)	(480,000)
使途限定資金合計	1,453,800	188,776	(422,212)	1,220,364

¹ COVAXプログラム終了時点で、COVAXを支援するために過去にIFFImからGaviに支払われた合計480百万米ドルがGaviにより使用されていなかった。寄付者、GaviおよびIFFImの承認を得て、この未使用額の全額が国別の指定をせずにGaviの特定のプログラム活動に再配分された。

2025年のGaviへのプログラム資金は440百万米ドルであったが、その内訳は、Gaviの中核プログラムに資金提供するための368百万米ドルの予備的資金調達確認書、およびマラリアワクチン支援プログラムに対して事前資金を拠出するための72百万米ドルの予備的資金調達確認書であった。

13. 信用リスク

信用リスクとは、寄付者、市場のカウンターパーティーまたは実施国が契約上の義務を履行しない場合に、IFFImが財務上の損失を被るリスクをいう。実施国とは、Gaviプログラム（IFFImが資金提供するGaviプログラムを含む。）が実施される適格国をいう。金融資産の簿価は、IFFImの最大の信用エクスポージャーを示している。最大エクスポージャーは、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2025年12月31日 現在	2024年12月31日 現在
政府誓約金	2,096,870	2,256,543
現金および投資	1,522,405	1,496,050
信用エクスポージャー合計	3,619,275	3,752,593

IFFImのデリバティブ資産は、デリバティブ負債と相殺される予定であるため、信用エクスポージャーから除外されている。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IFFImは、金利および通貨スワップ契約に関してそれぞれ50百万米ドルおよび376百万米ドルの未収金残高純額を有していた。2025年12月31日現在、IFFImのスワップのカウンターパーティーはAAAおよびAA-の信用格付を付与されていた。

IFFImの理事会は、世界銀行と連携し、以下に記載される信用リスクを管理するための対応策を整備している。

政府誓約金に関する信用リスク

IFFImは、寄付者からの誓約金については寄付者の信用リスクにさらされていた。このエクスポージャーは、上記注2において寄付者別に詳述されている。このリスクに関連して、各寄付者は、IFFImおよびIFFImの金融枠組み協定の他の当事者に対して、自らが当事者である寄付金協定が寄付者の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成することを表明および保証している。

2025年12月31日現在、寄付者は、BBからAAAの間に格付された。S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）が決定した寄付者の信用格付は、以下のとおりであった。

寄付者	2025年12月31日 現在	2024年12月31日 現在
カナダ	AAA	AAA
オーストラリア連邦	AAA	AAA
ブラジル連邦共和国	BB	BB
フランス共和国	A+	AA-
イタリア共和国	BBB+	BBB
オランダ王国	AAA	AAA
ノルウェー王国	AAA	AAA
南アフリカ共和国	BB	BB-
スペイン王国	A+	A
スウェーデン王国	AAA	AAA
英国	AA	AA

IFFImはまた、GPCが包含する実施国の信用リスクに間接的にさらされていた。IFFImは、政府誓約金の公正価値を決定する際に、かかるリスクを考慮した。詳細については、注16を参照されたい。

現金および投資に関する信用リスク

投資に伴う信用リスクを管理するため、世界銀行は、高格付の流動資産に投資している。世界銀行は、購入時に投資先を最低限、以下の信用格付を有するものに制限した。

- ・短期金融市場証券への投資は、シニア債が最低A-の格付を大手格付機関より取得している金融機関により発行または保証されたものに制限された。
- ・国債および政府債への投資は、発行体の自国通貨以外の通貨建ての場合、最低AA-の格付を大手格付機関より取得している政府機関が発行または無条件に保証するものに制限された。発行体の自国通貨建て債券については、格付は不要とされた。政府機関もしくは政府系機関、国際機関またはその他の公的機関が発行する債券については最低AA-の信用格付を要した。
- ・資産担保証券および企業発行の証券への投資は、最低格付がAAAのものに制限された。

ポートフォリオのリスクをより多様化し、価値を創出するために、世界銀行は、主に通貨ベースの裁定取引により、SOFRを上回る超過利回りを生み出す可能性がある新しいソブリン市場の短期国内債券に投資している。このソブリン市場への投資は、世界銀行の財務監督委員会による特定の承認および厳しい与信限度を条件とする。

IFFImが投資する短期金融市場証券、国債および政府債、資産担保証券ならびに企業発行の証券は、以下の信用格付を有していた。

単位：千米ドル	2025年12月31日	2024年12月31日
	現在	現在
格付がAAAの金融商品および証券	835,854	713,223
格付がAA+の金融商品および証券	204,466	87,919
格付がAAの金融商品および証券	147,512	146,517
格付がAA-の金融商品および証券	160,582	214,588
格付がA+の金融商品および証券	81,741	202,469
格付がAの金融商品および証券	87,940	127,412
無格付の金融商品および証券	(8)	-
信託資金合計	1,518,087	1,492,128

IFFImの信託資金に含まれていた現金、債権および未払金は、AAAに格付された金融機関である世界銀行により保有されているため、AAAの区分に計上されている。

2025年度中、フィッチ・レーティングス、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&PによるIFFImの信用格付はそれぞれAA-、Aa1およびAAであり、変更はなかった。2025年第4四半期において、(1)S&PはIFFImの見通しを安定的のまま維持し、(2)ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、寄付者による誓約金の高い集中度（特に英国は残存する寄付者による誓約金の約42%を占める。）、IFFImの強力な流動性ポジションおよびリスク管理の実践とのバランスに基づいて、IFFImの見通しをネガティブから安定的に変更し、(3)フィッチ・レーティングスは、IFFImの主要な寄付者であるフランス共和国の見通しが安定的からネガティブに改定されたことを受けて、IFFImの見通しも同様に改定した。

14. 流動性リスク

流動性リスクとは、キャッシュ・アウトフローの突然の増加または潜在的に長期間にわたる増加の結果、IFFImが期限到来の債務の支払を行うことができないリスクのことである。IFFImは、その流動性政策に基づいて、業務上の要件を満たすために必要となる適切な流動性水準を維持し、プログラムの資金調達に関する予測可能性を提供し、かつ信用格付を維持するように努める。これらの要因を考慮に入れて、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。この最低流動性水準は、四半期毎に再測定および再設定される。2025年12月31日現在、測定された最低流動性は11億米ドル（2024年度：925百万米ドル）であり、IFFImの流動資産の価値は15億米ドル（2024年度：15億米ドル）であった。

強固な財務基盤、保守的な財務方針および寄付者からの強力な支援等の要因に基づき、IFFImのグローバル債券発行プログラムは、S&PよりAAに、フィッチ・レーティングスよりAA-に、そしてムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAa1に格付されている。

IFFImの信用格付を維持し、資金調達費用を可能な限り低価格に抑えるため、債券の発行は、GPCおよびその他の信用要因を考慮した上で、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値に見合うように管理される。IFFImは常に債券の支払を行うことができるという安心感を格付機関および債券所持人に与えるため、IFFImは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合の額の債券発行しか行わない。依然としてIFFImが長期的に利用可能な残額は、多数のIFFIm適格国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対して長期遅延に陥る等の悪影響を与える信用事由から債券所持人を保護するためのバッファとなる。このバッファは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合であり、ギアリング・レシオ・リミット（以下「GRL」という。）モデルを通じて設定される。GRLモデルで使用される寄付者による誓約金の現在価値は、GPC公正価値調整により減額されることはなく、これについては注16に記載されている。

世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和する目的で、世界銀行とIFFImは、IFFImと世界銀行との間のデリバティブ取引に基づく世界銀行のエクスポージャーを管理するために、GRLに追加バッファ（以下「リスク管理バッファ」という。）を適用することに合意している。世界銀行は、その単独の裁量により、リスク管理バッファを調整することができる。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、リスク管理バッファは、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値の0%であった。2020年5月、世界銀行は200百万米ドルのスワップ・リクープン取引の実行に伴い、リスク管理バッファを従来の値である12%から0%に再測定および再設定した。これにより、IFFImのデリバティブ・ポジションに対する世界銀行のエクスポージャーは同額分減少し、世界銀行はIFFImのための新たなスワップを仲介することが可能となった。

見積支払利息を含むIFFImの金融負債に関する割引前の契約上の支払期限は、以下のとおりであった。

2025年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ アウトフロー 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2027年	支払期限 2028年	支払期限 2029年から 2035年
債券	(2,939,487)	(1,088,898)	(1,370,103)	(440,720)	(39,766)
デリバティブ金融負債	(127,842)	(70,809)	(40,113)	(6,953)	(9,967)
割引前の支払期限合計	(3,067,329)	(1,159,707)	(1,410,216)	(447,673)	(49,733)

2024年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ アウトフロー 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2026年	支払期限 2027年	支払期限 2028年から 2035年
債券	(3,129,039)	(925,403)	(1,064,057)	(1,086,571)	(53,008)
デリバティブ金融負債	(164,410)	(71,033)	(46,842)	(41,042)	(5,493)
割引前の支払期限合計	(3,293,449)	(996,436)	(1,110,899)	(1,127,613)	(58,501)

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IFFImのデリバティブ金融負債の割引前の契約上の支払期限はそれぞれ合計で128百万米ドルおよび164百万米ドルであり、注8に記載されたとおり、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の公正価値よりそれぞれ約8百万米ドルおよび約9百万米ドル増加した。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IFFImの債券の割引前の契約上の支払期限はそれぞれ合計で2,939百万米ドルおよび3,129百万米ドルであり、注10に記載されたとおり、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の公正価値よりそれぞれ約138百万米ドルおよび約221百万米ドル増加した。

トラスティーは、デリバティブ金融資産が満期を迎えるまでIFFImがキャッシュ・インフローを受領すると予測している。以下は、予測されるデリバティブ金融資産からの割引前インフローおよび予測されるデリバティブ金融負債からの割引前キャッシュ・アウトフローである。

2025年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ インフロー (アウトフロー) 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2027年	支払期限 2028年	支払期限 2029年から 2035年
デリバティブ金融資産	308,531	38,176	42,550	144,774	83,031
デリバティブ金融負債	(127,842)	(70,809)	(40,113)	(6,953)	(9,967)
キャッシュ・インフロー (アウトフロー) (純額)	180,689	(32,633)	2,437	137,821	73,064

2024年12月31日現在 単位：千米ドル	キャッシュ・ インフロー (アウトフロー) 合計	支払期限 1年未満	支払期限 2026年	支払期限 2027年	支払期限 2028年から 2035年
デリバティブ金融資産	756,117	254,331	68,931	68,928	363,927
デリバティブ金融負債	(164,410)	(71,033)	(46,842)	(41,042)	(5,493)
キャッシュ・インフロー (純額)	591,707	183,298	22,089	27,886	358,434

15. 市場リスク

市場リスクとは、当年度のIFFImの純資産もしくは欠損金、またはIFFImの目的達成能力が、外国為替レートや金利の変動により悪影響を受けるリスクのことである。IFFImの流動資産は高格付の債券に投資されるため、IFFImの信託資金に関連するその他の価格リスクは、IFFImにとって重大な市場リスクではない。IFFImの市場リスクの目的は、(1)IFFImの市場リスクの要素を理解すること、(2)通貨および金利スワップを用いてIFFImの市場リスクを管理すること、ならびに(3)統制され、かつ明白なリスク管理の枠組みの範囲内でGaviのプログラムへの予測可能な資金調達を行うことである。

IFFImの市場リスクは、外国為替レートリスクおよび金利リスクで構成されている。各リスクの詳細については、以下に記載される。

外国為替レートリスク

IFFImは、通貨の不一致ならびに寄付者による支払の受領、債券の償還、Gaviへの資金供与およびIFFIm債券の発行における期間差異による外国為替リスクにさらされた。かかるリスクを軽減するために、寄付者による誓約金の一部は、米ドル変動利付資産にスワップされ、IFFImの債券の一部は発行時に、米ドル変動利付負債にスワップされた。

IFFImの外貨建資産および負債の簿価（デリバティブを含む。）は、以下のとおりであった。

2025年12月31日現在			
単位：千米ドル	外貨建資産	外貨建負債	ネット・エクスポージャー
豪ドル	73,006	(74,726)	(1,720)
英国ポンド	1,331,001	(1,366,709)	(35,708)
カナダ・ドル	65,529	(68,960)	(3,431)
ユーロ	559,775	(582,627)	(22,852)
日本円	5	-	5
ニュージーランド・ドル	0	-	0
ノルウェー・クローネ	359,055	(372,724)	(13,669)
南アフリカ・ランド	28,897	(28,825)	72
スウェーデン・クローナ	125,847	(131,988)	(6,141)
スイス・フラン	1	-	1

2024年12月31日現在			
単位：千米ドル	外貨建資産	外貨建負債	ネット・エクスポージャー
豪ドル	78,824	(81,980)	(3,156)
英国ポンド	1,263,521	(1,316,540)	(53,019)
カナダ・ドル	66,038	(70,763)	(4,725)
ユーロ	653,626	(690,630)	(37,004)
日本円	29	(25)	4
ニュージーランド・ドル	1	-	1
ノルウェー・クローネ	382,791	(399,136)	(16,345)
南アフリカ・ランド	23,267	(23,041)	226
スウェーデン・クローナ	123,010	(130,111)	(7,101)
スイス・フラン	1	-	1

当年度中、以下の為替レートが適用された。

単位：米ドル	2025年12月31日 に終了した年度 の平均レート	2025年12月31日 現在の 直物レート	2024年12月31日 に終了した年度 の平均レート	2024年12月31日 現在の 直物レート
豪ドル	0.6447	0.6686	0.6600	0.6211
英国ポンド	1.3184	1.3456	1.2781	1.2540
カナダ・ドル	0.7156	0.7296	0.7303	0.6953
ユーロ	1.1301	1.1747	1.0821	1.0410
日本円	0.0067	0.0064	0.0066	0.0064
ニュージーランド・ドル	0.5818	0.5769	0.6052	0.5620
ノルウェー・クローネ	0.0964	0.0994	0.0931	0.0883
南アフリカ・ランド	0.0560	0.0604	0.0546	0.0530
スウェーデン・クローナ	0.1022	0.1088	0.0946	0.0909
スイス・フラン	1.2065	1.2621	1.1362	1.1050

外国為替レート感応度

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の上記通貨に対する米ドル高および米ドル安によって、当該各年度のIFFImの純資産および剰余金は、以下に示す金額分だけ増（減）する。この分析は、IFFImが当年度終了時に合理的に可能であると判断した外国為替レートの差異に基づいている。当該分析は、その他すべての変数、とりわけ金利が変化しないものと想定している。

単位：千米ドル	2025年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および		2024年12月31日に終了した年度の 剰余金の増（減）および	
	2025年12月31日現在の純資産 ¹		2024年12月31日現在の純資産 ¹	
	米ドル10%高	米ドル10%安	米ドル10%高	米ドル10%安
豪ドル	197	(241)	316	(386)
英国ポンド	3,638	(4,447)	5,067	(6,193)
カナダ・ドル	312	(381)	430	(525)
ユーロ	2,297	(2,807)	3,511	(4,291)
ノルウェー・クローネ	1,245	(1,522)	1,485	(1,816)
南アフリカ・ランド	(7)	8	(21)	25
スウェーデン・クローナ	562	(687)	648	(792)
純増加（減少）	8,244	(10,077)	11,436	(13,978)

¹ 信託資金残高の影響を除く。

金利リスク

IFFImは、債券と信託資金との金利水準の差に起因する金利リスクにさらされた。IFFImは、かかるエクスポージャーを軽減するために金利スワップを利用した。デリバティブを含むIFFImの利付金融商品の金利プロファイル（ただし、信託資金を除く。）は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2025年12月31日 現在の簿価	2024年12月31日 現在の簿価
<u>固定利付商品</u>		
金融資産	551,999	492,657
金融負債	(4,891,819)	(5,177,796)
固定利付商品（純額）	(4,339,820)	(4,685,139)
<u>変動利付商品</u>		
金融資産	2,180,377	2,734,044
金融負債	(590,644)	(578,453)
変動利付商品（純額）	1,589,733	2,155,591

金利感応度

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の金利がそれぞれ50ベースポイントおよび100ベースポイント変動すると、当該各年度のIFFImの純資産および剰余金は、以下に示す金額分だけ増（減）する。この分析は、IFFImが当年度終了時に合理的に可能であると判断した金利の差異に基づいている。この分析は、その他すべての変数、とりわけ外国為替レートが変化しないものと想定している。

単位：千米ドル	2025年12月31日に終了した年度 の剰余金の増（減）および 2025年12月31日現在の純資産	2024年12月31日に終了した年度 の剰余金の増（減）および 2024年12月31日現在の純資産
50ベースポイント増加	1,015	-
50ベースポイント減少	(1,083)	-
100ベースポイント増加	-	3,465
100ベースポイント減少	-	(3,799)

金利指標改革

LIBORを含む特定の金利指標は廃止され、新たな規制および市場の要件を満たす代替的な指標金利に置き換えられた。したがって、IFFImは現在、LIBORまたは廃止されたその他の金利指標に対するエクスポージャーを有していない。単一ポートフォリオ内のIFFImの投資については、現在、IFFImの流動性はすべて担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）に連動しており、新たな資金調達はすべてSOFRを指標にして実施されている。SOFRへの移行後も、IFFImの投資ポートフォリオは、引き続きそのベンチマークを上回るパフォーマンスを示した。2025年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度におけるIFFImの投資ポートフォリオの収益率はそれぞれ4.73%および5.90%で、ベンチマークをそれぞれ34ベースポイントおよび53ベースポイント上回るパフォーマンスを示した。IFFImのレガシー・スワップ契約に関して、2023年6月30日より後にLIBORのフィクシングを行ったポジションはすべて、IFFImとそのスワップ・カウンターパーティーが遵守しているISDA 2020年IBORフォールバック・プロトコルに従い、米ドル建て3ヶ月物LIBORが2023年6月30日に公表停止となった時点で自動的にSOFRに移行した。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在のIFFImの金利および通貨スワップの詳細は上記注8に、IFFImが計上したそのスワップの公正価値利得および損失（純額）の詳細は上記注5に記載されている。IFFImは、その投資ポートフォリオおよびレガシー・スワップ契約におけるSOFRへのエクスポージャーを除き、その他の金利指標へのエクスポージャーを有していない。

16. 金融商品の公正価値

IFFImの金融資産および負債の公正価値は、IFFImの貸借対照表に表示される簿価と同等である。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上したIFFImの金融商品を評価方法により分析している。レベルの違いについては、以下のように定義される。

- レベル1

同一の資産および負債に関して、活発な市場における調整前の公表価格を用いて評価された金融商品。

- レベル2

レベル1に含まれる公表価格以外で、資産または負債に関して、直接的または間接的に観察可能なインプットを用いて評価された金融商品。

- レベル3

資産または負債に関して、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いて評価された金融商品。

2025年12月31日現在				
単位：千米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<u>金融資産</u>				
政府誓約金	-	-	2,096,870	2,096,870
信託資金	-	1,518,087	-	1,518,087
デリバティブ金融商品	-	169,747	-	169,747
金融資産合計	-	1,687,834	2,096,870	3,784,704
<u>金融負債</u>				
債券	-	2,800,654	-	2,800,654
デリバティブ金融商品	-	120,135	-	120,135
金融負債合計	-	2,920,789	-	2,920,789

2024年12月31日現在				
単位：千米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<u>金融資産</u>				
政府誓約金	-	-	2,256,543	2,256,543
信託資金	-	1,492,128	-	1,492,128
デリバティブ金融商品	-	530,919	-	530,919
金融資産合計	-	2,023,047	2,256,543	4,279,590
<u>金融負債</u>				
債券	-	2,907,673	-	2,907,673
デリバティブ金融商品	-	155,010	-	155,010
金融負債合計	-	3,062,683	-	3,062,683

IFFImのレベル3の金融資産および負債の公正価値総額における変動は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2025年	2024年
期首残高	2,256,543	2,797,872
寄付国による支払	(516,121)	(520,749)
公正価値利得（損失）	356,448	(20,580)
期末残高	2,096,870	2,256,543

2025年12月31日に終了した年度について、政府誓約金に関する公正価値利得総額356百万米ドル（2024年度：公正価値損失総額20.6百万米ドル）は、財務活動報告書の誓約金および誓約金スワップに関する公正価値利得（純額）に認識され、実現利益126百万米ドル（2024年度：実現利益113.6百万米ドル）と未実現利益230百万米ドル（2024年度：未実現損失134.2百万米ドル）で構成されている。

IFFImは、自身の金融資産および負債について、各報告期間の終了時に区分を再評価することにより、ヒエラルキーのレベル間で振替が行われたかどうかを決定する。当年度および前年度においてレベル間の振替はなかった。

IFFImが金融資産および負債の公正価値を決定する際に適用した手法の根拠は、以下に要約される。

信託資金

財務マネージャーである世界銀行は、IFFImの投資をプール会計に基づいて管理し、プールした投資対象は公正価値で報告される。プールした現金および投資対象に対するIFFImの持分は、当年度終了時における単一ポートフォリオの公正価値に対するIFFImの割当分を示している。公正価値

は入手可能な市場相場に基づいている。市場相場価格が入手できない場合、公正価値は同等の債券の市場相場価格に基づく。対応する持分に応じた受取利息および投資損益は、それらが発生した年度にIFFImのものとなる。

未受領政府誓約金

公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられる。各キャッシュ・フローはGPC公正価値調整により減額され（ただし、寄付者がGPCによる減額を適用することなく全額寄付金支払することを取り消不能の形で約束する場合を除く。）、減額されたキャッシュ・フローは、観察可能な寄付者限定の金利を用いて現在価値に割引される。

IFFIm適格国がIMFに対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCにより支払を減額することができる。各実施国は、参照ポートフォリオにおいてウエートが割り当てられており、かかるウエートはIFFImの存続期間中は変更されない。寄付者は、IFFImに対する支払から、IMFに対し長期遅延に陥っている国のウエートの合計パーセンテージ分を減額する。IMFに対する遅延が解消された時には、寄付者からIFFImに対し将来支払われる金額は、遅延解消国のウエート分だけ増加する。参照ポートフォリオは、71のあらかじめ定められたIFFIm適格国により構成されている。各実施国はそれぞれ、0.5%、1%、3%または5%のウエートが与えられており、以下の表に表示されるとおり合計で100%になる。各寄付者の支払金額は、当該支払の支払期日の25営業日前に決定される。

2025年12月31日現在の参照ポートフォリオは、以下のとおりであった。

国	カントリー・ウエート	ウエート合計
南スーダン、スーダン	0.50%	1%
アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール共和国、ジブチ、エリトリア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス人民民主共和国、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、イエメン共和国、ザンビア、ジンバブエ	1%	61%
ベトナム	3%	3%
バングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン	5%	35%

GPC公正価値調整は、確率モデルにより計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。この確率モデルは、実施国の1981年以降の業績が当該各国の将来の業績の合理的な指標であることを想定している。

2006年10月に使用された当初のGPC公正価値調整は17.6%であり、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在におけるGPC公正価値調整は、それぞれ4.6%および5.9%であった。GPC公正価値調整の変動の影響を評価するにあたり1%の差異が合理的に生じうるとすると、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在のGPC公正価値調整の1%の減少により、政府誓約金の公正価値

は、それぞれ20百万米ドルおよび22百万米ドル増加する。GPC公正価値調整が1%増加すると、政府誓約金の公正価値に関して同等であるが逆の影響がもたらされる。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IMFに対し長期遅延に陥っている参照ポートフォリオの対象国は存在しない。

2025年12月31日現在の上記政府誓約金につき、寄付金支払に関する寄付者、支払スケジュールおよび通貨に応じて、1.9%から6.4%の範囲の市場に基づいた割引率が必要に応じて適用された。市場に基づいた割引率の変動の影響を評価するにあたり1%の差異が合理的に生じうるとすると、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在において適用される割引率の1%の減少により、政府誓約金の公正価値はそれぞれ51百万米ドルおよび64百万米ドル増加する。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在において適用される割引率の1%の増加により、政府誓約金の公正価値はそれぞれ49百万米ドルおよび62百万米ドル減少する。

債券

IFFImの債券の公正価値は、イールド・カーブ、外国為替レート、ベシス・スプレッドおよび資金調達のスプレッド等の市場で観察可能なインプットに基づいた割引キャッシュ・フロー法を使用して決定される。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、IFFImの自己の信用スプレッドに起因した債券の公正価値の累積変動額は、それぞれ9.4百万米ドルおよび8.9百万米ドルの増加となった。2025年12月31日に終了した年度中および2024年12月31日に終了した年度中において、IFFImの自己の信用スプレッドに起因した債券の公正価値の変動額は、それぞれ0.5百万米ドルおよび1.6百万米ドルの増加となった。IFFImの自己の信用スプレッドによる債券の公正価値の変動額は、関連する参照レートに連動するIFFImの資金調達費用の変動から生じる公正価値の変動を決定するために各未償還債券負債を再評価することによって測定される。

デリバティブ金融商品

デリバティブの公正価値は、当該契約の変更についてその日にかかる見積原価を示す割引キャッシュ・フロー法を使用して見積もられる。すべてのモデルのインプットは、イールド・カーブ、外国為替レートおよびベシス・スプレッド等の容易に観察可能な市場のパラメーターに基づいている。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、信用リスクの変動に起因したデリバティブ金融商品の公正価値の累積変動額は、それぞれ1百万米ドルおよび2.2百万米ドルの純減少となった。2025年12月31日に終了した年度中および2024年12月31日に終了した年度中において、信用リスクの変動に起因したデリバティブ金融商品の公正価値の変動額は、それぞれ1.2百万米ドルおよび0.6百万米ドルの純増加となった。信用リスクの変動によるデリバティブ金融商品の公正価値の変動を決定するために用いられる手法は、財務書類の注8に記載されている。

現金および補助金については、財務書類に報告されている簿価は短期的な性質を有するため、公正価値の合理的な概算値とする。

17. キャッシュ・フロー報告書に対する注記

以下の表は、純債務の変動を分析している。

単位：千米ドル	キャッシュ・フロー		
	2024年12月31日 現在の公正価値	および 公正価値の変動	2025年12月31日 現在の公正価値
債券	(2,907,673)	107,019	(2,800,654)
信託資金	1,492,128	25,959	1,518,087
現金	3,922	396	4,318
合計	(1,411,623)	133,374	(1,278,249)

単位：千米ドル	キャッシュ・フロー		
	2023年12月31日 現在の公正価値	および 公正価値の変動	2024年12月31日 現在の公正価値
債券	(1,956,533)	(951,140)	(2,907,673)
信託資金	522,091	970,037	1,492,128
現金	7,088	(3,166)	3,922
合計	(1,427,354)	15,731	(1,411,623)

以下の表は、キャッシュ・フロー純額と純債務における変動を調整している。

単位：千米ドル	2025年	2024年
期首における純債務	(1,411,623)	(1,427,354)
現金の増（減）	396	(3,166)
信託資金の増	25,959	970,037
債券発行による手取金	(655,046)	(996,300)
債券の償還	868,648	74,140
債券に関する公正価値損失	(103,829)	(20,788)
債券支払利息	(91,540)	(49,887)
債券支払済利息	89,348	42,969
債券発行経費の償却	(562)	(1,274)
当年度における純債務の変動	133,374	15,731
期末における純債務	(1,278,249)	(1,411,623)

18. 利害関係者間取引

IFFImの利害関係者は、以下のとおりである。

・ Gavi

Gaviは、スイスにおいて国際機関の地位を与えられているスイス財団であり、国際政府間組織に与えられているような一定の特権や免除が与えられている。Gaviは、IFFImの唯一のメンバーである。

利害関係者に対する債務および債権の残高に担保および利息は付されず、返済について特別な条件はない。

2025年12月31日現在および2024年12月31日現在のIFFImの利害関係者の残高は、以下のとおりであった。

単位：千米ドル	2025年	2024年
Gaviへの支払債務	174	550

IFFImは、2025年12月31日に終了した年度中および2024年12月31日に終了した年度中において、それぞれ440百万米ドルおよび366百万米ドルのGaviへのプログラム補助金を計上した。IFFImは、2025年12月31日に終了した年度中および2024年12月31日に終了した年度中において、それぞれ1,297千米ドルおよび1,150千米ドルのGaviから無償で提供されたサービスを計上した。

19. コミットメントおよび偶発債務

トラスティーは、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在において、コミットメントまたは偶発債務を一切認識していない。

20. 会計の見積りおよび判断

IFFImは、その政府誓約金、信託資金、デリバティブ金融商品および債券を公正価値ベースで管理しているため、これらの資産および負債は、貸借対照表上、公正価値で測定される。IFFImは通常、入手可能な場合には、市場相場価格を使用して公正価値を決定する。市場相場価格が入手できない場合、公正価値は、内部で開発された評価モデルを使用して決定されるが、当該モデルは、割引キャッシュ・フロー法に基づくことが多く、また、金利や為替レート等の市場のパラメーターを使用する。

IFFImは、政府誓約金の評価において、以下の重要な会計の見積りを適用した。

注1に記載のとおり、寄付者から受領した寄付金額の一部は、GPCに左右され、IFFIm適格国がIMFに対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCにより支払を減額することができる。したがって、IFFImの政府誓約金の公正価値は割引キャッシュ・フロー法で見積もられ、これにはGPC公正価値調整の適用が含まれる。GPC公正価値調整は、確率モデルにより計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。GPC公正価値調整およびIFFImの金融資産・負債の公正価値を決定する際に適用されるその他の見積りの詳細については、注16を参照されたい。

IFFImは、デリバティブ・ポートフォリオの評価について以下の重大な判断を行った。

注8に記載のとおり、IFFImは、カウンターパーティーの信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。負債評価調整は、通常はデリバティブ・ポートフォリオの無担保部分に適用される。しかし、上記注1および注8に記載のとおり、世界銀行は担保を要求し、自身のIFFImに対するデリバティブ・エクスポージャーのリスクに備える権利を行使していないため、IFFImは、担保を差し入れていない。IFFImは、十分な検討を行った後、市場慣行に従って、デリバティブ・ポートフォリオの無担保部分のみに基づいて負債評価調整を計算した。

21. 現行の租税

IFFImは英国の登録慈善団体であるため、慈善活動に関して、2010年法人税法s478-489および1992年キャピタル・ゲイン税法s256にあたる英国の課税所得からは除外される。2025年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度について税負担はなかった。

22. 後発事象

2026年4月に、IFFImは10億米ドルの5年固定利付ワクチン債を発行し、低所得国における定期的な予防接種プログラムを支援するためにGaviに対して即時利用可能な資金を提供した。これには、ゼロドース児（ワクチン未接種児）および接種不足の子どもたちに支援を届け、新規および十分に利用されていないワクチンへのアクセスを拡大し、より強靱な保健システムと的を絞った市場形成イニシアティブを通じてグローバルヘルス・セキュリティを強化するための取り組みが含まれる。当該取引は2031年4月29日に満期が到来し、再オファー価格は99.695%、半年毎の利札は4%となっている。

「リスク管理」と題された以下の抜粋は、2025年12月31日に終了した年度についてのトラスティーの年次報告書からの抜粋である。

リスク管理

トラスティーが認識するIFFImがさらされている主要なリスクは検討されており、かかるリスク管理を行うためのシステムまたは手続が確立されている。IFFImには、金融リスクとオペレーショナル・リスクという2つの主要なリスク分野がある。

・金融リスクの管理

IFFImは、その活動を通じて、(1)信用リスク、(2)流動性リスクおよび(3)市場リスクからなる3つの主要な金融リスクにさらされている。IFFImは、これらのリスクをその理事会により承認されたリスク管理戦略に基づき低減するよう努めている。IFFImによる各種の金融リスクの軽減措置については、以下に記載される。

(1) 信用リスク

IFFImの信用格付は、寄付者の信用格付と密接に関係している。主要な寄付者のうちの1カ国の信用格付に対する見通しが変更され、または信用格付が引き下げられた場合に、1社以上の信用格付機関が、IFFImの見通しまたは信用格付を見直し、状況に応じてかかる見通しまたは信用格付を変更する可能性がある。IFFImの信用格付の変更は、IFFImの債務の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。IFFImの理事会は、世界銀行と連携し、信用リスクを管理するための対応策を整備している。財務書類の注13には、IFFImの信用リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

投資家に対するIFFImの元利金支払能力およびGaviへのプログラム支払は主に、寄付金協定に基づく寄付者からの支払をIFFImが受領することに依拠している。IFFImは、かかる義務を果たすために利用可能なその他の重要な資金源を持っていない。このリスクに関連して、各寄付者は、IFFImおよびIFFImの金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者である寄付金協定が当該寄付者の有効かつ法的拘束力のある義務を構成している旨表明および保証を行っている。IFFImは寄付者の一部による支払遅延を時折経験することもあるが、これらは実際は管理上のものである。かかる遅延は重大なものではなく、IFFImの信用格付やIFFImの財務状況に悪影響を及ぼしてはいない。

(2) 流動性リスク

IFFImは、その流動性政策に基づいて、業務上の要件を満たすために必要となる適切な流動性水準を維持し、プログラムの資金調達に関する予測可能性を提供し、かつ信用格付を維持するように努める。これらの要因を考慮に入れて、IFFImは、翌12ヶ月間における約定債務返済累積額と等価の最低流動性を維持している。

IFFImの債券の発行は、GPCおよびその他の信用要因を考慮した上で、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値に見合うように管理される。財務書類の注1および注16に記載されているとおり、IFFIm適格国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）に対する債務に関して長期遅延に陥る場合、寄付者は、GPCによりIFFImに対する支払を減額することができる。IFFImは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合の額の債券発行しか行わない。依然としてIFFImが長期的に利用可能な残額は、多数のIFFIm適格国がIMFに対して長期遅延に陥る等の悪影響を与える信用事由から債券所持人を保護するためのバッファとなる。このバッファは、寄付者による誓約金の現在価値の一定割合であり、ギアリング・レシオ・リミット（以下「GRL」という。）モデルを通じて設定される。2025年12月31日現在、GRLモデルは、トリプルA相当の信頼水準で、寄付者による誓約金の現在価値の76.2%がIFFImの債券発行の支援に使用可能であることを確証した。2025年12月31日現在、IFFImの未償還債券（債券スワッ

プ、現金および投資の控除後）の公正価値は、寄付者による誓約金（誓約金スワップの控除後）の現在価値の60.3%であった。

世界銀行は、IFFImと世界銀行との間で締結された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）契約のクレジット・サポート・アネックス（以下「CSA」という。）の条件に基づき、IFFImのデリバティブ・ポジションのエクスポージャーのリスクに備えて、特定の極度額を上回るときは担保を要求する権利を引き続き有している。世界銀行は、この権利を行使していない。世界銀行が担保を要求する可能性のあるリスクを緩和する目的で、世界銀行とIFFImは、IFFImと世界銀行との間のデリバティブ取引に基づく世界銀行のエクスポージャーを管理するために、ギアリング・レシオ・リミットに追加バッファ（以下「リスク管理バッファ」という。）を適用することに合意している。世界銀行は、その単独の裁量により、リスク管理バッファを調整することができる。2020年5月、世界銀行は200百万米ドルのスワップ・リクーポン取引の実行に伴い、リスク管理バッファを従来の値である12%から0%に再測定および再設定した。これにより、IFFImのデリバティブ・ポジションに対する世界銀行のエクスポージャーは同額分減少し、世界銀行はIFFImのための新たなスワップを仲介することが可能となった。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、リスク管理バッファは、予測される寄付者による誓約金からの将来キャッシュ・フローの現在価値の0%であった。

世界銀行は、IFFImの財務マネージャーとして、引き続きIFFImの資金調達のニーズを監視し、IFFImが金融債務（CSAおよびISDA契約に基づく債務返済および義務を含む。）を果たすことができるよう、常に利用可能な十分な資金源を維持するようにする。財務書類の注14には、IFFImの流動性リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

(3) 市場リスク

IFFImの市場リスクは、金利および外国為替レートで構成される。IFFImは、金利および通貨スワップを使用することによりこれらのリスクを低減する。政府誓約金は米ドル変動利付資産にスワップされ、IFFImの債券は発行時に、米ドル変動利付負債にスワップされる。IFFImによる市場リスクのヘッジ活動の詳細は、以下のIFFImの市場リスクのヘッジの項に記載される。財務書類の注15には、IFFImの市場リスクおよびそれに伴うリスク管理の活動に関する詳細が記載されている。

・ プログラムリスクの管理

IFFImのオペレーショナル・リスクの中で重要なものはプログラムリスクであり、これには、(1)IFFImの資金が実施国によりGaviのプログラムの目的を達成するために効率的かつ有効に使用されない履行リスク、および(2)実施国がIFFImから受領する資金を誤用するリスクが含まれる。

プログラムの履行リスクは、当初のプロジェクト評価および承認ならびに年次の監視報告に基づく見直しを含む何段階かの監視・評価手続を実施するGaviのプログラム監視手続を通じて軽減される。

資金の誤用に伴うプログラムリスクは、Gaviが整備する管理統制および監査手順により対応される。2009年以降、Gaviは、42カ国において資金が誤用されているケースを特定した。2025年12月31日現在、当該各国において2009年以降に誤用されたGaviによる資金の推定総額は49百万米ドルであり、これは、Gaviが当該期間中に供与した資金総額の約0.2%である。これには、誤用されているケースとして推定された2百万米ドルが含まれており、2025年度中に最終確定された監査手順を通じて特定された。この金額のうち、108千米ドルはIFFImが供与した資金に関連するものである。Gaviは、資金の誤用に対して断固とした方針をとっており、特定したこれらのケースをすべて解決し、誤用された資金を当該各国より回収すべく積極的に取り組んでいる。2025年12月31日までに合計46.4百万米ドルの誤用された資金がGaviに返済されることになったが、当該日現在でそのうちの44.7百万米ドルが当該各国から返済され、支払債務の回収率は96.2%となっている。IFFImの資金は、22カ国の一部の資金についてのみ誤用された。上記で特定された誤用の

約22.7百万米ドルが、IFFImが供与した資金に関連するものと推定されており、回収率は2025年12月31日までにGaviに返済される支払債務の99.5%となっている。

トラスティーの年次報告書および財務書類（原文）の6頁「*Structure, Governance and Management*」の項に記載されているとおり、IFFImの監査委員会は、IFFImのリスク管理および内部の寄付金監視システムの有効性を監視している。

米国・イスラエル・イラン間、およびロシア・ウクライナ間で継続中の紛争と、それらが経済活動や金融市場に与える世界的な影響を考慮して、経営陣は、当該紛争がIFFImの財政状態、業績および債務の履行を継続する能力に及ぼす潜在的な影響を評価してきた。IFFImの政府誓約金は法的拘束力のある契約上の債務であり、その投資は保守的な投資戦略のもとで維持されており、未償還債券はすべて固定利付商品であるため、市場のボラティリティの影響を受けにくい。IFFImは、IFFImの政府誓約金および債券がさらされている主要な市場リスクである金利リスクおよび外国為替レートリスクを軽減するために、スワップを利用している。IFFImの政府誓約金の評価において重要な変数であるGPCについては、IFFImの政府誓約金の公正価値および関連あるキャッシュ・フローに潜在的な影響がある。GPCの算出には、IFFIm適格受領国がIMFに対し遅延に陥るリスクの評価が含まれており、この評価においては、特にマクロ経済の実績と地政学的評価が考慮される。2026年3月31日現在、IMFに対して長期遅延に陥っている国は存在しない。これらすべての要因を考慮すると、経営陣は、IFFImの全体的な財政状態および業績が当該紛争の悪影響を大きく受けると想定しておらず、IFFImは支払期限が到来した債務を履行する十分な流動性と能力を確実に維持し、かつ、継続的に事業活動を行うための適切な措置を講じている。経営陣は、当該紛争により市場のボラティリティが増加するリスクと、それに伴う潜在的な課題を認識している。

市場リスクのヘッジ

IFFImの政府誓約金の多くおよび債券のいくつかは、米ドル以外の通貨建てである。したがって、IFFImは外国為替レートの変動により生じる財政的損失や予測不能なキャッシュ・フローのリスクにさらされている。IFFImのプログラム費用はすべて米ドルで発生し、また、資金調達の予測はGaviにとって重要な使命であることから、IFFImはカウンターパーティーと通貨スワップ契約を締結することにより上記のリスクの軽減を図っている。かかる契約に基づいて、IFFImは、寄付者からの外貨受領および債券所持人への外貨支払をスワップ・カウンターパーティーからの米ドル受領およびスワップ・カウンターパーティーに対する米ドル支払と効果的にスワップしている。

上記の外国為替リスクに加えて、IFFImは、金利が変動することにより、政府誓約金および債券の価値が潜在的に悪影響を受けるリスクにもさらされている。このリスクを緩和するために、IFFImは、世界銀行と金利スワップ契約を締結している。かかる契約に基づいて、IFFImは、政府誓約金を世界銀行からのドル建変動金利受取債権に、そして債券を世界銀行に対する変動金利支払債務に効果的にスワップしている。

以下の表は、2025年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度における、IFFImの通貨および金利スワップの影響を受ける前および受けた後の、IFFImの公正価値による調整（支払利息を含む。）を示している。

単位：百万米ドル	2025年12月31日 に終了した年度		2024年12月31日 に終了した年度	
	誓約金	債券	誓約金	債券
スワップの影響を受ける前の利息および公正価値調整	356	(195)	(21)	(71)
通貨および金利スワップの影響	(188)	36	235	(47)
スワップの影響を受けた後の利息および公正価値調整（純額）	168	(159)	214	(118)

財務書類の注1に記載されているとおり、IFFImはヘッジ会計を適用しないことを選択した。したがって、通貨および金利スワップの公正価値利得および損失は、相殺することなく全額で認識される。

上記に示したとおり、IFFImは、2025年度において、下記に述べる複数の要因により、誓約金に関する公正価値利得および誓約金スワップに関する公正価値損失を計上した。以下の表は、誓約金および誓約金スワップの公正価値による調整をさらに分析している。

単位：百万米ドル	2025年12月31日 に終了した年度			2024年12月31日 に終了した年度		
	誓約金		合計	誓約金		合計
	誓約金	スワップ		誓約金	スワップ	
GPC公正価値調整による公正価値利得	47	-	47	49	-	49
金利公正価値利得	53	25	78	27	96	123
外貨の公正価値利得（損失）	256	(214)	42	(97)	134	37
負債評価調整（純額）	-	1	1	-	5	5
公正価値利得（損失）（純額）	356	(188)	168	(21)	235	214

誓約金および誓約金スワップの公正価値による調整の各要素については、以下に記載される。

・GPC公正価値調整による公正価値利得

寄付者による誓約金の公正価値を計算する際に、予測される寄付者からの将来キャッシュ・インフローは、GPCによる推定割合（以下「GPC公正価値調整」という。）により減額される。GPC公正価値調整は、世界銀行によって確率モデルを用いて計算され、かかるモデルは、実施国のいずれかが寄付者による誓約金の期間中にIMFに対し遅延に陥る可能性および期間を推定する。2025年度中、GPC公正価値調整は、5.9%から4.6%に減少した。かかる減少は、誓約金に関する公正価値利得につながった。寄付者による支払が当該年度中に受領された政府誓約金に関するGPC公正価値調整の解消により、追加利得が実現された。IMFに対して長期遅延に陥っている参照ポートフォリオの対象国は存在しなかったため、2025年度に受領した寄付者による支払には実際のGPCの減額は適用されず、その結果、公正価値利得が生じた。上記の実際のGPCの減額とGPC公正価値調整とのスプレッドおよびGPC公正価値調整の前年度比での減少により、2025年度に、47百万米ドルの誓約金に関する公正価値利得が生じた。

・金利公正価値利得

財務書類の注16に記載されているとおり、誓約金および誓約金スワップは、割引キャッシュ・フロー法で評価される。2025年度の誓約金に関する金利公正価値利得53百万米ドルは、寄付者による支払が受領され、未払いの誓約金の残存期間が短縮したために以前に適用した割引が解消されたことが主因であった。誓約金スワップに関する公正価値利得25百万米ドルは、誓約金スワップの変動金利受取レグに係る利息が、満期までの残存期間が短縮したことで誓約金スワップに計上された時価評価による損失を上回ったことが主因であった。

・外貨の公正価値利得（損失）

IFFImの誓約金の大半は、ユーロおよび英国ポンド建てである。さらに、IFFImが保有する豪ドル、カナダ・ドル、ノルウェー・クローネおよびスウェーデン・クローナ建ての外貨の誓約金は少ない。2025年度には、英国ポンド、ユーロおよびその他のほとんどの通貨に対して米ドル安が進んだため、為替変動により、256百万米ドルの誓約金に関する公正価値利得（純額）および214百万米ドルの誓約金スワップに関する公正価値損失（純額）となった。

・負債評価調整（純額）

IFFImは、カウンターパーティーの信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。2百万米ドルの信用評価調整（純額）（2024年度：3百万米ドルの信用評価調整（純

額））が2025年度の誓約金スワップの評価に含まれ、2025年度の公正価値利得は1百万米ドルとなった。

上記に示したとおり、IFFImは、下記に述べる複数の要因により、債券に関する公正価値損失および債券スワップに関する公正価値利得を計上した。以下の表は、債券および債券スワップの公正価値による調整をさらに分析している。

単位：百万米ドル	2025年12月31日 に終了した年度			2024年12月31日 に終了した年度		
	債券			債券		
	債券	スワップ	合計	債券	スワップ	合計
支払利息	(92)	(53)	(145)	(50)	(69)	(119)
金利公正価値（損失）利得	(64)	62	(2)	(39)	31	(8)
外貨の公正価値（損失）利得	(39)	27	(12)	18	(4)	14
信用評価調整（純額）	-	-	-	-	(5)	(5)
金利および公正価値（損失）利得（純額）	(195)	36	(159)	(71)	(47)	(118)

債券および債券スワップの公正価値による調整の各要素については、以下に記載される。

・支払利息

IFFImは、2025年度において、92百万米ドルの債券支払利息（純額）および53百万米ドルの債券スワップの支払利息（純額）を計上した。トラスティーの年次報告書および財務書類（原文）の16頁「*Overview of Income and Expenses*」の項に記載されているとおり、2025年度における資金調達コストが2024年度に比べて高くなったが、これは2025年度の未償還債券の加重平均が相対的に高くなったことが主因であった。債券スワップの支払利息は、債券スワップの変動金利支払レグに係る利息によるものであった。

・金利公正価値（損失）利得

財務書類の注16に記載されているとおり、債券および債券スワップは、いずれも割引キャッシュ・フロー法で評価される。2025年度において、債券の一部が償還され、債券スワップが決済され、また未償還債券の満期までの残存期間が短縮したために、以前に適用した割引金額が償却されたことを主因として、債券に関する64百万米ドルの公正価値損失および債券スワップに関する62百万米ドルの公正価値利得が生じた。2025年12月31日現在のIFFImの債券および債券スワップの名目元本は、それぞれ28億米ドルおよび27億米ドルであり、満期までの残存期間は0.3年から4.3年であった。

・外貨の公正価値（損失）利得

IFFImの発行済みの債券の一部は、英ポンド建て、南アフリカ・ランド建ておよびノルウェー・クローネ建てである。2025年度中はこれらの通貨に対して米ドル安となり、債券に関する外貨の公正価値損失は39百万米ドル、債券スワップに関する外貨の公正価値利得は27百万米ドルとなった。

・信用評価調整（純額）

IFFImは、カウンターパーティーの信用リスクおよびIFFImの信用リスクをそれぞれ考慮するために、デリバティブ・ポートフォリオの評価に信用評価調整および負債評価調整を含めている。0.7百万米ドルの負債評価調整（純額）（2024年度：0.5百万米ドルの負債評価調整（純額））が2025年度の債券スワップの評価に含まれ、2025年度の公正価値利得は0.2百万米ドルとなった。

(6) 【その他】

2025年度末から本書日付までに生じた重要な事実の概要については、「(4) 業務の概況」に含まれる「IFFImの主要な活動」を参照されたい。

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した年度のIFFImの財務書類は、独立監査人であるDeloitte LLPにより監査済みである。Deloitte LLPは、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会により監査業務を実施するために登録されている。

IFFImは公的機関の発行者として、英国の金融行為規制機構の情報開示と透明性に関する規則の第4条に規定されている一定の定期財務報告義務（半期財務報告書の提出義務を含む。）を免除されている。